

「誹謗中傷等の違法・有害情報に対するプラットフォーム事業者による対応の在り方についての意見募集」に対して提出された意見

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
0	-	-	総論		WGの上部組織である「プラットフォームサービスに関する研究会」ではプラットフォーム事業者の透明性・アカウントビリティー（説明責任）の確保が不十分とされ、「行政からの一定の関与」について検討が行われることとなった。SNS等のプラットフォームサービスで誹謗中傷等が蔓延し、拡散されて深刻な被害が発生していることについて、早急な改善が必要であることは論をまたない。一方で、法的規制の導入は表現の自由を脅かし、正当な言論活動を委縮させかねず、引き続き慎重な検討が必要だ。本ペーパーが論点に挙げる削除請求権を明文化すれば、安易な削除を認める風潮を助長しかねず、表現の自由や国民の知る権利に悪影響を及ぼす懸念があり、これを明確に解消するものでない限り同意できない。削除請求権の明文化といった議論を惹起させる状況を招いたプラットフォーム事業者の責任は重い。正当な批判・批評と誹謗中傷の線引きはあいまいだ。一律の判断は難しく、個別の事案に真摯に向き合い責任を持って判断することが情報流通を担うプラットフォーム事業者の公共的な役割だと考える。本ペーパーがプラットフォーム事業者の自主的な取り組みの重要性を強調していることについて同意する。プラットフォーム事業者には情報流通を担う責任を自覚し、健全な情報空間に向け真摯で主体的な対応を求めたい。	一般社団法人 日本新聞協会
0	-	-			・SNS等のプラットフォームサービス上での違法・有害情報対策として、当該事業者の対応のあり方を検討することについては賛同します。他方で、本来は、プラットフォーム上は自由闊達な表現行為が行われるべき場であるため、表現の自由を過度に制約することにならないようにその対応は慎重な議論が必要であると考えます。 ・また影響力の大きさから大規模事業者を対象事業者としてまず議論の射程としていると思われますが、なぜ大規模事業者だから義務等を負担しなければならないのか。単純に影響力が大きいの理由のみでそれが正当化できるのかについては検討が必要と考えます。	弁護士②
0	-	-	総論		行政が義務付けをしたり強制する事には絶対に反対だ。検閲以外の何物でもない。自主性を尊重すべきだ。極めて慎重に対応し表現の自由を最優先に考えて頂きたい。その上での被害者保護だ。	個人
1	-	-	総論	脚注 1	1 例えば、問題となる投稿の削除、そのような投稿を行ったアカウントの凍結・停止、投 稿に注意喚起を促すラベルの付与、検索結果からの排除、表示順位の低下、特定の地域で の表示制限といった、違法・有害情報の流通を抑止するために講じる措置。 （意見） 上記〔前提〕で記載したとおり、本ペーパーでは「プラットフォーム」という言葉を用いているが、そこにはSNS、検索、動画ホスティングサービスなど多様なサービスが含まれており、それぞれの機能、保有している情報や、問題となりやすいコンテンツも異なる。脚注1にコンテンツモデレーションの解説として”検索結果からのそのような投稿の削除”と記されているが、検索については以下の通り特有な性質を有しており、この点は今後の議論において適切に考慮されるべきである。 情報へのアクセスはGoogleのミッションの中核であり、Googleではウェブ上の情報をすべての人が利用できるように日々取り組んでいる。そのため、Googleは世界中のユーザーが情報にアクセスできるようにし、透明性のある、高品質で誠実な検索結果をユーザーに提供することで、日本のさらなる開かれた社会としての繁栄に貢献することに取り組んでいる。 検索にかかるシステムは、検索されたクエリに対して、最も関連性が高く、役立つ、信頼できる情報を可能な限り返すように設計されている。Googleは、品質を優先するシステムを構築するだけでなく、人々に検索結果にかかるコンテキストを提供し、オンラインで見つけた情報を評価するために役立つツールにも投資している。Googleは、ウェブ上の膨大な量の情報を大規模に配信するため、体系的なアプローチを採用している。検索結果は、ウェブ上の情報から自動的に生成されるが、その提供において、Googleのシステムは、ユーザーのクエリの単語、ページの関連性と使いやすさ、情報源の専門知識、ユーザーの設定など、人と情報を結び付ける際に多くの要素を考慮している。	グーグル合同会社
1	-	-	総論	脚注 1	Google検索は、他のすべての検索エンジンと同様に、ウェブで公開されているコンテンツを管理しておらず、当該コンテンツへのリンクのみを行っている。そのため、「コンテンツ」を対象とするコンテンツモデレーションに関しては、コンテンツを取り扱う他のプラットフォーム事業者と同様の枠組みで検討されるべきではない（例えば、アカウントの停止などについての議論は検索エンジンについて該当しないことは明らかである）。また、ウェブ上には膨大な量のコンテンツがあり、それらは絶え間なく変化しているため、検索エンジンがインターネット上で公開されているコンテンツの内容を全て把握してモデレーションの要否を随時適切に判断し実行できる、という仮定は完全に非現実的であることにも留意されたい。 情報へのアクセスを最大化するというGoogleのミッションに沿って、Googleは、Googleのグローバルな検索のコンテンツポリシーで概説されている特定の理由を除き、世界中のいかなる場所においても、ウェブ検索結果を削除したり、個々のランキングを手動で決定することはない。Googleは、法律を遵守し、ユーザーを保護するための強いコミットメントと責任を持っている。例えば、検索エンジンの検索結果やGoogleの検索サービスでホストされている児童の性的虐待に関するコンテンツ（CSAM）を発見した場合、法律に従って調査、削除、報告等の対応を迅速に行っている。 法律に基づく有効な権利主張に加えて、スパム、ウェブマスター又はサイト所有者からの要求、及び特定の種類の非常に個人的な情報など、限られた状況においては、ウェブ及び画像検索リストからコンテンツを削除する。Google検索のコンテンツポリシーの詳細については、こちら（ https://support.google.com/websearch/answer/10622781?hl=ja#zippy=%2Cchild-sexual-abuse-imagery-or-exploitation-material%2Chighly-personal-information%2Cspam%2Cvalid-legal-requests%2Cwebmaster-site-owner-requests ）を参照されたい。	グーグル合同会社
1	1－1	-	透明性確保の在り方	・プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保の在り方について、早期に具体化する必要がある。	プラットフォーム事業者は、自らのサービス上に流通する違法・有害情報への対策として、コンテンツモデレーション等の対応を行っているが、違法・有害情報として削除すべき情報とそうでない情報の線引き、及び当該情報への対応については、各プラットフォーム事業者に委ねられている状況にある。 本WGにおける検討を通じて、コンテンツモデレーション等に関する一定の指針が定まることで、各プラットフォーム事業者においてより実効的な対応が行える環境が整備されるものと考えられるため、コンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティ確保の在り方について検討することについて賛同する。	LINE株式会社
1	1－1	-	透明性確保の在り方	プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保の在り方について、早期に具体化する必要がある。	透明性・アカウントビリティ確保の在り方について早期に具体化をするという方向性については賛成である。 なお、具体的な仕組みの設計に当たっては、コンテンツモデレーションの具体的な実施内容についてプラットフォーム事業者自身に委ねつつ、投稿ガイドライン、削除件数や削除理由、削除体制等の透明性を確保することによってその適正を確保していくことを基本方針とすべきと考える。	ヤフー株式会社

※該当箇所が未記入等の場合には、空欄のままとしています。
※意見のうち、個人や特定のアカウント等に関する情報については非公表のための処理を行っております。

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
1	1－1	-	透明性確保の在り方	[前提]	1 Googleは、違法・有害情報への対応を重要な課題として捉えている。表現の自由を最大限に尊重し、また守りながら、私たちにはユーザーを保護する責任があることを真剣に受け止め、日々取り組んでいる。 2 以下の点を捨象し抽象的・画一的に議論すると、合目的な制度設計とならない危険があることに十分な留意が必要である。 （１）「プラットフォーム」という言葉にはSNS、検索、動画ホスティングサービスなど多様なサービスが含まれており、それぞれの果たす役割、機能、収集・保有している情報、取り扱うコンテンツの種類などが異なること。 （２）「違法・有害情報」という言葉が用いられるが、「違法」と「（違法ではないが）有害」の情報では法律上も各プラットフォーム事業者が設定するポリシー上も各プラットフォーム事業者が求められる取り扱い方法が異なる（多くのプラットフォーム事業者においても同じだと思われる）し、「違法」情報の中でも、名誉毀損、プライバシー権侵害、「有害」情報の中でもハラスメントやヘイトスピーチなどそれぞれ考慮要素も判断過程も異なるものが含まれていること。	グーグル合同会社
1	1－1	-	透明性確保の在り方	[前提]	3 プラットフォーム事業者において、果たせる役割に限界があることについて考慮した議論をすることを求める。 （１）「違法・有害情報」の多くの類型については、その該当性の判断が当該情報の文脈や事実関係、受け手の主観などによって左右されるため、容易ではない。例えば、違法情報（名誉毀損にかかる情報）を例に取ると、当該情報が第三者の社会的評価を低下させるとしても、当該情報が真実である場合等一定の場合には適法なものとなされる。この点、裁判所は、（多くは弁護士が代理している）各当事者に証拠を提出するよう求め、当該証拠を元に事実を認定し、法律をあてはめる権能を有しているの（それでも上級審で判断が覆ることもある。）に対し、プラットフォーム事業者としては、裁判所のように、事実関係に関する証拠を収集し、事実を認定する権能を持たないため、特定の情報が真実かどうか、ひいては名誉毀損かどうかを判断することに著しい困難を伴うことが多い。 （２）データの開示を含む透明性に関しては、Googleは2010年から透明性レポートを開示するなど重要と考えている。しかしながら、一般論として、柔軟性のある対応を確保し、企業秘密やユーザーのプライバシー、セキュリティなどへのリスク等を最小限にする観点から、プラットフォーム事業者として、一定の限界があることについて留意されたい。	グーグル合同会社
1	1－1	-	透明性確保の在り方	プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保について、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、速やかに具体化することが必要であること等の諸点が「第二次とりまとめ」（令和４年８月２５日公表）として取りまとめられた。こうした点を踏まえ、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保の在り方について、早期に具体化する必要がある。	弊機構会員企業各社の事業の予見性の確保の点から有益であると考えられますので、「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」において、プラットフォームサービスに関する研究会「第二次取りまとめ」（令和4年8月25日公表）を踏まえ、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保の在り方についてご議論、ご検討いただくことに、感謝申し上げます。	一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（略称：SMAJ）
1	1－1	-	透明性確保の在り方	誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通状況に対応することを目的として、（中略）プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保の在り方について、早期に具体化する必要がある。	総論として、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保が必要である点について、賛同いたします。	KDDI株式会社
1	1－1	-	透明性確保の在り方	その結果、 ・プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保を通じて、その運用の改善を促すことが有効と考えられること、 ・現状の、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保については不十分な点があること、 ・総務省は、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保について、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、速やかに具体化することが必要であること等の諸点が「第二次とりまとめ」（令和４年８月２５日公表）と	違法・有害情報対策を検討するに当たっては、このテーマがデジタルビジネスの発展のみならず、表現の自由にも深く関係するものであることを踏まえると、立法事実を欠くものについてまで規制を課すことは厳に避ける必要があり、どのようなサービスを提供する事業者の、どのような行為・状況が問題となるのかについて、抽象的ではなく具体的なものとして明確にしていきたい。例えば、「プラットフォームサービスを提供する事業者」には、様々なサービスを提供する事業者が含まれ得るところ、検討のスコップとなるサービスを限定する必要がある。具体的には、コメント機能を持つ動画配信サービスや、クチコミ／レビューの投稿が可能なECサービスなどについては、「プラットフォームサービス」に該当し得ると考えられるが、規制を導入する場合の立法事実を欠くと考える。 その上で、そもそも立法措置が必要か、萎縮効果を含む表現の自由への悪影響がないか、違法・有害情報といった外延が定かでない概念が法的枠組みになじむのか、実効性を確保できるかなど、多角的な議論を幅広い関係者と意見交換した上で、立法措置導入の是非を含めて慎重に議論すべきである。	一般社団法人新経済連盟
1	1－1	-	透明性確保の在り方		総論について、去年の「第二次とりまとめ」に対する意見募集で提出した意見のとおりであるが、以下の意見を提出する。 表現の自由の重要性に鑑み、ユーザの情報モラル・リテラシー向上のための活動及びプラットフォーム事業者の自主的な取組の支援を中心とした施策の推進に賛同する。 プラットフォーム事業者の透明性・アカウントビリティ確保のための検討をさらに進めることについても賛同するが、ここでなされるべきことはあくまで個々のユーザに自ら対処するために必要な情報と手段が与えられることであって、それを超える行政の関与はなされるべきでないことに十分留意していただきたい。 表現の自由及び検閲の禁止の観点から、行政や政治が個々のコンテンツの内容に介入することは断じてあってはならないことである。	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
1	1－1	-	透明性確保の在り方		v(^ ^)vやはり長文が無視されやすいという仮説が当たっていたので、小分けにしてお送りしまーっすv(^ ^)v まず1-1。 有識者やら専門家やら交えてこの結論というのは非常に残念です。 今回の範囲に「表現の自由」だの「言論の自由」だのは全く関係ないのに、一部のおかしな主張の影響を多分に受けて明後日の方向に向かったことは、残念無念です。 小分けに送りますので、しっかり何をどう考えるべきかを認識したうえで、再度ゼロベースで議論するとよいと思います。 v(^ ^)vあと、最後に書いとくけど、アイデアボックスでやりなよっ！！v(^ ^)v	個人
1	1－1	-	透明性確保の在り方	現状の、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保については不十分な点があること、	そもそも透明性やコンテンツのアカウントビリティの確保についての確保が必要な法的・統計的根拠に乏しい。 根拠をホームページにて開示してからにしないのは特定団体に対する利益供与にも捉えられかねない。 意見を求めるなら法的根拠と統計情報を調査して公表してから行うべき。	個人
1	1－2	-	PF事業者の積極的な役割		透明性・アカウントビリティーの確保方策やプラットフォーム事業者に求められる積極的な役割を検討する上で、表現の自由配慮した慎重な議論が欠かせない。政府が言論や表現の内容の判断に立ち入る規制は当然避けるべきであり、本ペーパーが前提としているように、プラットフォーム事業者は自らの意図でなくとも、誹謗中傷を容易に流通させるサービスを運営していることを自覚し、自律的に対策を進めることが必要だ。	一般社団法人 日本新聞協会
1	1－2	-	PF事業者の積極的な役割	プラットフォーム事業者の積極的な役割を検討することについて	多くのプラットフォーム事業者は特定電気通信役務提供者であると想定されることから、現行のプロバイダ責任制限法の趣旨に定められた特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限については、現行と変わらない範囲での役割を果たすことが望ましい	エンターテインメント 表現の自由の会
1	1－2	-	PF事業者の積極的な役割	表現の自由を確保しつつ、プラットフォーム事業者の積極的な役割を検討することについて、どう考えるか。	表現の言論の自由の名のもとに、名誉棄損や脅迫をしてでも投稿を続けるユーザが存在し、それらの投稿から収益を得る仕組みがある以上、サービスの提供者であるプラットフォーム事業者には、コンテンツモデレーションに関する透明性・アカウントビリティの確保方策に加え、被害の防止及び回復のための積極的な関与をするべきである。	一般社団法人日 本音楽事業者協 会
1	1－2	-	PF事業者の積極的な役割	・透明性・アカウントビリティの確保方策に関する検討に加えて、表現の自由を確保しつつ、プラットフォーム事業者の積極的な役割を検討することについて、どう考えるか。	プラットフォーム事業者は、その社会的責任として、誹謗中傷等に対し積極的な役割を果たすべきであると考える。	LINE株式会社
1	1－2	-	PF事業者の積極的な役割	プラットフォームサービス上では、ひとたび被害を生じさせる情報の送信や拡散が行われた場合、被害が即時かつ際限なく拡大し、甚大になりやすく、現に、誹謗中傷等の被害が発生し続けている。こうした点を踏まえ、上記の透明性・アカウントビリティの確保方策に関する検討に加えて、表現の自由を確保しつつ、プラットフォーム事業者の積極的な役割を検討することについて、どう考えるか	「プラットフォームサービス」という文言は多義的であり、また、SNS・投稿型掲示板等の種類によって情報の流通の態様も異なることから、適切な類型化を行った上で定義を明確化しつつご検討いただく必要があるのではないか。 また、「ひとたび被害を生じさせる情報の拡散があった場合に被害が即時かつ再現なく拡大」するのはインターネット上の投稿型プラットフォームサービス一般に共通する性質であるとも考えられ、いかなる点においてプラットフォームサービスに限ったリスクが存在するのか等について、実態も踏まえて議論を行っていただくようお願いしたい。	ヤフー株式会社
1	1－2	-	PF事業者の積極的な役割	プラットフォームサービス上では、ひとたび被害を生じさせる情報の送信や拡散が行われた場合、被害が即時かつ際限なく拡大し、甚大になりやすく、現に、誹謗中傷等の被害が発生し続けている。こうした点を踏まえ、上記の透明性・アカウントビリティの確保方策に関する検討に加えて、表現の自由を確保しつつ、プラットフォーム事業者の積極的な役割を検討することについて、どう考えるか。	「透明性・アカウントビリティの確保方策」に加えて課せらる、「積極的な役割」というものがどのようなものを想定されているのか、具体的に特定をした上で、慎重に検討されるべきである。例えば、仮に積極的な役割が、「モニタリング」だとするならば、表現の自由の保護の観点から、非常に慎重な検討・議論を要するべきである（4－1 参照）。	グーグル合同会 社
1	1－2	-	PF事業者の積極的な役割	プラットフォームサービス上では、ひとたび被害を生じさせる情報の送信や拡散が行われた場合、被害が即時かつ際限なく拡大し、甚大になりやすく、現に、誹謗中傷等の被害が発生し続けている。こうした点を踏まえ、上記の透明性・アカウントビリティの確保方策に関する検討に加えて、表現の自由を確保しつつ、プラットフォーム事業者の積極的な役割を検討することについて、どう考えるか。	「透明性・アカウントビリティの確保方策」に加えて課せらる、「積極的な役割」というものがどのようなものを想定されているのか、具体的に特定をした上で、慎重に検討されるべきである。例えば、仮に積極的な役割が、「モニタリング」だとするならば、表現の自由の保護の観点から、非常に慎重な検討・議論を要するべきである。	アジアインターネッ ト日本連盟
1	1－2	-	PF事業者の積極的な役割	こうした点を踏まえ、上記の透明性・アカウントビリティの確保方策に関する検討に加えて、表現の自由を確保しつつ、プラットフォーム事業者の積極的な役割を検討することについて、どう考えるか。	透明性・アカウントビリティの確保方策に関する検討に加えて、表現の自由を確保しつつ、プラットフォーム事業者の積極的な役割を検討するに当たっては、当該プラットフォーム上でユーザーが発信する情報の内容について、政府を含む特定の者が事前にチェックする、または情報の削除を義務付けるなど、情報発信を抑制するものとならないことを確保する必要がある。	一般社団法人新 経済連盟
1	1－2	-	PF事業者の積極的な役割	プラットフォーム事業者に求められる積極的な役割	プラットフォーム事業者は民間企業の1つに過ぎないので、彼らの集団思想や集団心情に左右されるのは、ある程度仕方がないと思います。 だからこそ、別のプラットフォーム事業者の経営が成り立っている1面もあります。 ユーザーの住み分けも進むと思うので、それぞれの企業の方針に任せていいと思います。	個人
1	1－2	-	PF事業者の積極的な役割		賛成です。 インターネットの発達によって、言論の秩序の形は変わってきていると思います。検討ありがとうございます。 表現の自由を確保しつつも、根拠のない炎上や誹謗中傷・有害情報・デマ・差別やヘイトスピーチ・違法な投稿などを適切に排除し、健全で秩序ある情報空間を求めたい。	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
1	1－2	-	PF事業者の積極的な役割		上で書いた通りであるが、透明性・アカウントビリティの確保のための方策に関する検討に加えて、プラットフォーム事業者の積極的な役割を検討することには基本的に慎重であるべきである。 何かしらの強制力を伴う法規制によりプラットフォーム事業者の積極的な役割を義務化する事は、プラットフォーム事業者による行き過ぎた対応を招く恐れがあり、このような手段によってはかえって表現の自由を危うくするおそれがある事を考慮するべきである。 原則として、透明性・アカウントビリティの確保のための取組により、プラットフォーム事業者の自主的な対応を促すべきである。	個人
1	1－2	-	PF事業者の積極的な役割		プラットフォーム事業者は、利用者との契約（主にサービス利用規約に基づく）の上でサービスを提供するものであり、その契約の範囲内で自由にもモデレーションを行うことは当然のことです。 その結果に「表現の自由」だのを考慮する必要性はありません。 そもそも表現の自由とは「自分の意見を無償で公報してもらう権利」ではありません。デジタルプラットフォームにモデレーションされたのであれば、自分でサイトを立ち上げるなり、お金を払って広告を出すなりすることができます。 表現の自由が侵害されている状況というのは、特定の表現を行ったことで公的な処罰（逮捕やゼンカモンにされる等）を受けたり、社会から迫害されることをいうものであり、特定のメディアに掲載拒否・表示拒否されることをいうものではありません。 この程度の基本的な認識を持たずに議論をしても、明後日の方向の結論しか出ません。	個人
1	1－2	-	PF事業者の積極的な役割	ひとたび被害を生じさせる情報の送信や拡散が行われた場合、被害が即時かつ際限なく拡大し、甚大になりやすく、現に、誹謗中傷等の被害が発生し続けている。	具体的な内容が乏しく、どのような情報が拡散された場合に被害が出ているのかがそもそも不明である。 同じく根拠に乏しく具体例が無ければ唯の事業者に対する営業妨害であり、言論の自由の制限になりかねず、憲法で定められた国民の権利を侵害するのモノになりかねない。 また、公開情報内容を開示できないなどの理由の根拠になりかねず、情報公開を前提とした民主主義の根底を破壊しかねない為事業者に政治的役割を振り分けるのは得策ではない。	個人
2	-	-	全般		この2の項目で書かれている各点、被害者の救済、発信者の表現の自由、インターネット及びプラットフォームサービスの特性とその表現の自由との関係、自主的な取組が原則である事について十分に留意し、検討は進められるべきである。	個人
2	-	-	被害者救済と表現の自由のバランス		1-1で言及した通り、プラットフォームのモデレーションは、利用者との契約に基づいて行われるものであり、当該の契約が公序良俗に反しておらず、利用者との間で合理性のある判断が行われている限り、プラットフォームは自由にモデレーションを行うことができます。 1-2で言及した通り、そこに「表現の自由」などというのが問題視されることはありません。 プラットフォームは「経済的な損失」や「関係各社への配慮」を理由に掲載すべきものを自由に選ぶことができますし、表現の自由を理由にその権利が侵害されることはあってはなりません。 このとりまとめは、「ある出版社が、ある作家のある作品の販売を表現に問題があるとして断った場合、表現の自由の侵害で強制的に販売させることができる権利を、作家が有する」ということになります。 同様に、「ある人物がTVCMを流そうと放送局に持ち掛けたら、表現に問題があるという理由で断られた場合、表現の自由の侵害で強制的にCM放送をさせる権利を有する」ということにもなります。 社会常識で考えれば詭弁でしかないことは明らかです。 民間企業は営利企業であり、スポンサー企業を批判する記事をモデレーションすることは「当たり前の権利」です。 事実を書いたのに消されるのはおかしい、表現の自由の侵害だ！ などという話は単なる暴論、単なる詭弁です。	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
2	-	-	被害者救済と表現の自由のバランス		そのほか、この取りまとめでは「表現の自由」なるものを「各プラットフォーム」が「各自の裁量」において運用するという、本当にろくでもない案が述べられています。 仮にプラットフォームのモデレーションが「表現の自由」に関連するというトンデモ論を受け入れたうえで、このようなことをすればどうなるかという、「表現の自由は治外法権になる」ということになります。 もはや法治国家ではなく放置国家としか言いようがないです。 もし、プラットフォームのモデレーションが「表現の自由」に関連するというトンデモ論をどうしても取り下げることができないのであれば、独立行政法人か何かで「言論総合研究所」略して言総研とかそんな感じの産総研のパクリな箱物を作り、そこで最低限の「日本という国における表現の自由と責任」について、きちんと学問的に、理論的に研究をしたうえで、各プラットフォームが共通で判断基準の基礎として用いるようにする必要があります。 これを行わず、各プラットフォームが勝手気ままにモデレーションを行うのであれば、「表現の自由」とは「プラットフォームごとに基礎となる考え方が大きく異なる、まったく別の国々のような状態」になり、何のための「表現の自由」なのかという話になります。	個人
2	-	-	被害者救済と表現の自由のバランス		誹謗中傷や名誉棄損などのモデレーションに関しても、基本的に本人や関係者であるとわかる苦情が入った場合は、掲載を取り下げる方向で全くなかまいません。 誹謗中傷や名誉棄損などにより、人「権」を侵害された側は苦労して訴訟をしないといけないのに、表現の自由という「権」理は訴訟なく行使ができるというのは、あまりにも不平等です。 他者を攻撃するもの、不正などを暴くものは、それが誤りや不当な攻撃であった場合には当然責任を負うものであり、責任を負うつもりのないものが軽々しく行ってよい行動ではありません。 インターネットの普及により、「個人には悪事を公にして成敗する権利がある」などと勘違いする人が増えていますが、それは「告訴」によって行うよう手続きが定められています。一個人が無責任に行ってよいものではありませんし、それを行うからには、誰かを誤って傷つけたら責任を取ることが前提です。 法でさばけぬ悪が、というのであれば、法でさばけるようにするのが法治国家のやり方であり、人民裁判や社会的制裁（クラウドリンチ）を容認することは、法治国家として恥ずべきことでし、当然におかしな分断が生じ、治安が悪化することになります。 テクノロジーの発達により、一個人が持つ「攻撃力」が大きく上がっている中で、人民裁判や社会的制裁、クラウドリンチ（巻き舌のほう）を「国民の権利」などと言っていると、世界一大国の銃乱射事件同様の結末が待っていますよ！v(^^)v	個人
2	-	-	言論空間への影響や経済的負担	プラットフォーム事業者が措置を講じることに伴って生じる言論空間への影響 や経済的負担の観点	プラットフォーム事業者が措置を講じることに伴って生じる言論空間への影響や経済的負担の観点（意見） プラットフォーム事業者が措置を講じることにより、発信者に対して相当な萎縮効果を働かせたりすることになるため、本観点は非常に重要である。なお、言論空間には文字や音声情報以外の図画や映像等も含まれていると理解している。 それから、最近外国の政府機関が日本国内のネットサービスに対して著作権を理由とした（但しどうも著作権云々は誣告の可能性があるようです。）削除申請等の越権行為を働いてとの事です。 今はまだ対象が対象だから甘く考えてしまうかもしれませんが、もしこれが国際的で日本の立場や将来を左右する問題に関する発言や資料に対して『外国政府による越権的ともとれる日本側に立った発言や資料に対する削除要請』が乱発されたらどうなるでしょうか。 しかもそれが他国で行われて日本政府が把握できてなかった為に国際会議で不利益な条約や規格に関する合意を結ばされる事態となったら？ 国際世論を形成する場の一つがインターネットである事を考えると非常に由々しき事態であることが分かります。 ですのでプラットフォーム事業者、ひいてはネット事業者に対して検閲や発信制限等を行わせてはならない、という事を『良識』とすべきです。	個人
2	-	-	被害者救済と表現の自由のバランス	情報の流通によって権利が侵害された被害者の救済の観点と発信者の表現の自由の観点、プラットフォーム事業者が措置を講じることに伴って生じる言論空間への影響や経済的負担の観点に、それぞれ十分留意することについて、どう考えるか。	個別の細やかな対応が試されますね。 その時々に見合った形で、最適なバランスを日々模索していってもらえると、ユーザーとしてはありがたいです。	個人
2	-	-	言論空間への影響及び経済的負担	プラットフォーム事業者が措置を講じることに伴って生じる言論空間への影響 や経済的負担の観点	プラットフォーム事業者が措置を講じることにより、発信者に対して相当な萎縮効果を働かせることになるため、本観点は非常に重要である。なお、言論空間には文字や音声情報以外の図画や映像等も含まれていると理解している	エンターテインメント表現の自由の会
2	-	-	言論空間への影響及び経済的負担	情報の流通によって権利が侵害された被害者の救済の観点と発信者の表現の自由の観点、プラットフォーム事業者が措置を講じることに伴って生じる言論空間への影響や経済的負担の観点に、それぞれ十分留意することについて、どう考えるか。	それぞれの観点を踏まえ、すべての違法・有害情報を対象とするのではなく、被害が即時かつ際限なく拡大し、甚大になりやすい悪質なもののに的を絞る必要がある。ひとたび権利が侵害されてしまうと損害回復が困難になるような悪質なものとしては、例えば、クリエイターが公にしている氏名・住所等の個人情報や、顔を出していないクリエイターの顔写真等が挙げられるが、二次的被害の発生が予見されるこれらの悪質なものはその他の違法・有害情報よりも、プラットフォーム事業者側での対応の優先度を上げるこ	一般社団法人クリエイターエコノミー協会
2	-	-	言論空間への影響及び経済的負担	情報の流通によって権利が侵害された被害者の救済の観点と発信者の表現の自由の観点、プラットフォーム事業者が措置を講じることに伴って生じる言論空間への影響や経済的負担の観点に、それぞれ十分留意することについて、どう考えるか。	表現をすること自体を生業としている芸能人などの場合、ひとたび権利が侵害されてしまうと、侵害案件とは全く関係のない表現活動に際しても、話題を蒸し返され、無限に侵害されてしまう状況にあることを留意してもらいたい。	一般社団法人日本音楽事業者協会

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
2	-	-	言論空間への影響及び経済的負担	情報の流通によって権利が侵害された被害者の救済の観点と発信者の表現の自由の観点、プラットフォーム事業者が措置を講じることに伴って生じる言論空間への影響や経済的負担の観点に、それぞれ十分留意することについて、どう考えるか。	○インターネットの普及により双方向の情報流通が容易となり、実質的に言論の自由の確保に大きく寄与してきたところ ○他方、インターネット上の情報流通については技術の開発と提供が先行し、利用者に求められるモラルやリテラシーが追いついていない状況 ○インターネット上の偏見や差別、誹謗中傷に当たる情報が多数存在している現状を見たとき、プラットフォーム事業者が自ら提供するサービスにおいて、個人の尊厳や基本的な人権が保障される適正な言論空間を維持することは、社会的な責務として極めて重要 ○また、プラットフォーム事業者に課せられる負担やリスクを考えたとき、行政としてこれを軽減し、若しくは支援するための取組が必要	京都府
2	-	-	ネットの特性	情報の流通によって権利が侵害された被害者の救済の観点と発信者の表現の自由の観点、プラットフォーム事業者が措置を講じることに伴って生じる言論空間への影響や経済的負担の観点に、それぞれ十分留意することについて	そもそも情報発信とデマや風評被害などは人類の情報発信の歴史からして常について回っていた問題であり、それが個人で出来るようになったからと言って特別な規制を施す根拠に乏しい。 それらは事業者の問題ではなく発信者の問題であり、マスメディア全般の捏造歪曲虚偽内容もともに規制できていない現状を放置してＳＮＳなどのプラットフォームを規制するのは誤り。 現在のＳＮＳプラットフォームにおける世論とはマスメディアへの不信が根底にある事を忘れてはいけない。	個人
2	-	-	ネットの特性	加えて、プラットフォームサービスにおいては、これら三者以外にも、情報の閲覧者が存在するところ、閲覧者が多くなるほどさらに多くの関心を集めることとなる仕組みの下、閲覧者が情報の流通による被害に及ぼす影響についても十分留意することについて、どう考えるか。	例えば、ニコニコ生放送で発信されたデマや誹謗中傷が、twitterに拡散され、2チャンネルなどに展開されるケースがあります。そうなると、1つのプラットフォームだけでアカウント削除をしても手遅れになります。根本的に発信者は厳罰化で対処することが望ましいと考えます。ネットの誹謗中傷も現実と同様に処罰にすべきであり、それによって抑止力が働くと考えます。 現状匿名者は何の責任を負うこともなく、自由に誹謗中傷できてしまう。それは文化や表現の自由とは関係がない。日本のネットは“2ちゃんねる文化”が未だに染み付いているが、今後は廃らせていくべきです。 実名もしくはユニークな固定のハンドルネームを用いたコミュニケーションが望ましい。	個人
2	-	-	ネットの特性	匿名で気軽に書き込みを行うことができるというインターネットの特性や、誰もが容易に情報を拡散し得るプラットフォームサービスの特性が、インターネット上での誹謗中傷等の違法・有害情報の流通の増加の要因の一つと考えられる点と、同時に、インターネットが自由な言論空間の確保という価値や情報流通の基盤としての役割も担ってきた点や、ユーザが投稿するコンテンツを流通させることを通じて収益を上げるというプラットフォーム事業者の収益構造に十分留意することについて、どう考えるか。	スマホ普及以前は、ネット利用者は限られていたが、今は老若男女利用する時代です。ネットにおいても発信者はリアル同様の責任を持つべきだと考えます。プラットフォーム事業者はそこを踏まえた上での収益構造を構築していただきたい	個人
2	-	-	ネットの特性	匿名で気軽に書き込みを行うことができるというインターネットの特性や、誰もが容易に情報を拡散し得るプラットフォームサービスの特性が、インターネット上での誹謗中傷等の違法・有害情報の流通の増加の要因の一つと考えられる点と、同時に、インターネットが自由な言論空間の確保という価値や情報流通の基盤としての役割も担ってきた点や、ユーザが投稿するコンテンツを流通させることを通じて収益を上げるというプラットフォーム事業者の収益構造に十分留意することについて、どう考えるか。	プラットフォーム事業者に対して一定の金額を支払うことで再生数を数万再生から始めることが出来る、という話を聞いたこともあり、不正なことが行われているのは、よろしくないとします。 それと、ネットリテラシーについて、学校の授業で取り上げるなどして、各家庭への啓発を促すのがよいと思います。 政府がプラットフォーム事業者の収益構造に留意して、おもねってはいけません。 理由は、企業と政府とは役割が違うものだから、政府は企業に決して屈してはならないと思います。 よろしくお願いします。	個人
2	-	-	収益構造	インターネット事業者の収益構造や自由な言論空間の確保について	違法・有害情報・ヘイトスピーチは、正しく穏やかで妥当な内容の情報に比べて反論や論争などアテンションを得やすく、拡散されやすく、閲覧数が収益に直結する構造があり、アフィリエイトサイトや動画サイトや情報商品に誘導したり周辺のサービス事業者も現れ、組織的に利益や収益を得るために行われるものが存在し実際に利益を上げているため、強い抑止力がなければ情報流通がむしろ阻害される懸念があると思う。 違法・有害情報以外のもので収益を上げ、表現を自由に行うことが可能なので、ある程度は仕方ないのではないかと思う。	個人
2	-	-	ネットやPFサービスの特性、情報流通基盤の役割、収益構造	匿名で気軽に書き込みを行うことができるというインターネットの特性や、誰もが容易に情報を拡散し得るプラットフォームサービスの特性が、インターネット上での誹謗中傷等の違法・有害情報の流通の増加の要因の一つと考えられる点と、同時に、インターネットが自由な言論空間の確保という価値や情報流通の基盤としての役割も担ってきた点や、ユーザが投稿するコンテンツを流通させることを通じて収益を上げるというプラットフォーム事業者の収益構造に十分留意することについて、どう考えるか。	報償責任や被害者救済の観点から、プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションに関する通報窓口を通して正当な指摘を受けた場合には、情報を流通させているプラットフォーム事業者は、真摯に対応すべきである。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
2	-	-	ネットやPFサービスの特性、情報流通基盤の役割、収益構造	匿名で気軽に書き込みを行うことができるというインターネットの特性や、誰もが容易に情報を拡散し得るプラットフォームサービスの特性が、インターネット上での誹謗中傷等の違法・有害情報の流通の増加の要因の一つと考えられる点と、同時に、インターネットが自由な言論空間の確保という価値や情報流通の基盤としての役割も担ってきた点や、ユーザが投稿するコンテンツを流通させることを通じて収益を上げるというプラットフォーム事業者の収益構造に十分留意することについて、どう考えるか。	プラットフォームサービスによって誰もが自由かつ容易に情報発信が可能となり、インターネットを通じた新たな言論空間が生まれたことについては評価されるべきである。しかしながら、これにより、これまで特定の出版社、マスコミ、放送局等に局限されていた情報の大量発信を誰でも容易かつ迅速に行うことができるようになった。ここにこれまでの文明社会が作り上げてきたシステムではこれに容易に対応できない深刻な事態が生じたのである。このような我々が全く未経験の新たな事態に対しては、新たなシステムを創造してこれに対処するしかない。その新たなシステムの構築に当たっては、①違法な権利侵害は制限・抑止され、ときによってはペナルティが課せられること、②被害に対してはその発生を抑止し、迅速な救済がなされること、③新たな情報提供システムにより利益を享受している者は、その利益の享受に応じた責任が存すること等を大原則として確認すべきである。 例えば、昨今の問題として、プラットフォームサービスを悪用して、違法なコンテンツや誹謗中傷・脅迫等の投稿を行い、それらの投稿の広告収入等によって発信者が収益を挙げられる仕組みが作り上げられるという収益構造が生じ、それにより発信者に対する民事上の損害賠償等による抑止力や被害回復が十分に機能していないという問題が生じている。この点につき、プラットフォーム事業者は、プロバイダ責任制限法によって広範に免責されており、それがこの構造的問題を助長している側面もある。そのため、プラットフォーム事業者は、このような悪質な発信者への収益還元に自らが寄与していることを自覚し、これを是正するための措置を講じるべき責任がある。具体的には、違法・有害情報を反復継続して発信することにより発信者が広告収入等を得ている場合には、単に投稿の削除やアカウントの停止・凍結等に留まらず、それらの収益を被害回復等のために保全・充当できる仕組み等についても検討されるべきである。	一般社団法人日本音楽事業者協会
2	-	-	ネットやPFサービスの特性、情報流通基盤の役割、収益構造		匿名でなされる誹謗中傷が問題を深刻化させている面もある一方、匿名の言論空間の存在が社会に有用な批判や批評を生む側面もある。こうした情報が流通している情報空間の特性も踏まえ、正当な言論活動を委縮させることのないよう慎重に検討するよう求めたい。	一般社団法人日本新聞協会
2	-	-	ネットやPFサービスの特性、情報流通基盤の役割、収益構造	匿名で気軽に書き込みを行うことができるというインターネットの特性や、誰もが容易に情報を拡散し得るプラットフォームサービスの特性が、インターネット上での誹謗中傷等の違法・有害情報の流通の増加の要因の一つと考えられる点と、同時に、インターネット が自由な言論空間の確保という価値や情報流通の基盤としての役割も担ってきた点や、ユーザが投稿するコンテンツを流通させることを通じて収益を上げるというプラットフォーム事業者の収益構造に十分留意することについて、どう考えるか。	Googleのエコシステムにとって、すべての利用者にとって有用で信頼できるプラットフォームサービスであることが重要である。私たちは、ユーザーを保護する責任を真剣に受け止めており、そのため、有害なコンテンツを禁止するポリシーを定め、慎重に運用している。そのため、ここで挙げられている考慮要素は私たちのビジネスモデルと矛盾するものではない。 また、Googleのプラットフォームサービス上において、多くのビジネスが行われており、彼らのビジネスを守る意味においても、有用で信頼できるプラットフォームサービスを維持する重要性は高い。その観点からも、柔軟かつ適切に有害コンテンツに対応することが求められており、対応している。	グーグル合同会社
2	-	-	ネットやPFサービスの収益構造、PF以外のサービスの特性や役割、責任	ユーザが投稿するコンテンツを流通させることを通じて収益を上げるというプラットフォーム事業者の収益構造に十分留意することについて、どう考えるか。 このほか、プラットフォームサービス以外のインターネット上の情報流通に係るサービスの特性や、これらのサービスを提供する事業者の役割や責任にも十分留意することについて、どう考えるか。	また、動画投稿サイトでは、動画の閲覧数に応じて広告収益を得ることができる仕組みをとっており、この仕組みを悪用して、著作権侵害投稿で広告収益を得ているアカウントが多数存在しています。しかし、プラットフォーム側は積極的な対応や規制を行わず、権利者からの権利侵害申告に対しても、投稿者への広告収益の支払をストップすることはありません。最終的にプラットフォーム側にも広告収益が入るため、いわば権利侵害によってプラットフォーム側も不当な利益を得ている状況が存在します。プラットフォームに対して、このような実態に即した規制強化についても検討いただきたいです。	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)
2	-	-	ネットやPFサービスの特性、情報流通基盤の役割、収益構造及び自律的な創意工夫が原則	匿名で気軽に書き込みを行うことができるというインターネットの特性や、誰もが容易に情報を拡散し得るプラットフォームサービスの特性が、インターネット上での誹謗中傷等の違法・有害情報の流通の増加の要因の一つと考えられる点と、同時に、インターネットが自由な言論空間の確保という価値や情報流通の基盤としての役割も担ってきた点や、ユーザーが投稿するコンテンツを流通させることを通じて収益を上げるというプラットフォーム事業者の収益構造に十分留意することについて、どう考えるか。 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策にあたっては、プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することが原則であることに十分留意することについて、どう考えるか。	コンテンツモデレーションの具体的な実施については可能な限り事業者の自律的な創意工夫・自主的取組に委ねることを原則とする方向性については賛成であるが、その際には、個別の事業者の創意工夫を生かすという観点だけでなく、インターネット上の言論空間の多様性の維持という観点にも特に留意を払っていただくようお願いしたい。 とりわけ、現代社会における情報の自由な流通を確保する上では、複数の主体によってデザインされた多様な言論の「場」が存在することが極めて重要な意義を有しており、官民を問わず特定の主体が言論の「場」のあるべき姿の設計について支配的な影響力を及ぼすような事態は可能な限り回避することを原則とすべきと考える。	ヤフー株式会社
2	-	-	自律的な創意工夫が原則	誹謗中傷等の違法・有害情報への対策にあたっては、プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することが原則であることに十分留意することについて、どう考えるか。	プラットフォーム上に流通するコンテンツは、動画、音声、テキスト、イラスト、現物など、さまざまであり、各プラットフォーム事業者のサービスの設計方法も多様である。たとえば、ECプラットフォームで行われる口コミやレビューなどは必ずしも違法・有害な情報が流通するリスクが高いとは言いきれないなど、対策の必要性や方法は、プラットフォームサービスによって異なる。そのため、各プラットフォームに適した効率的な取組や自律的な創意工夫を実施することを原則とすべきである。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会
2	-	-	自律的な創意工夫が原則	誹謗中傷等の違法・有害情報への対策にあたっては、プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することが原則であることに十分留意することについて、どう考えるか。	プラットフォーム事業者が上記の如き自らの責任の一環として自律的なコンテンツモデレーションを行うことが基本であることには賛成するが、膨大な情報発信量に対しプラットフォーム事業者がどこまで適切に対応できるかについては自ずと限界がある。やはり、それに加えて、違法・有害情報を継続的に投稿する悪質な発信者に対しては、被害者がプラットフォーム事業者に対して直接是正措置を求められるよう法律で規律するべきである。	一般社団法人日本音楽事業者協会

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
2	-	-	自律的な創意工夫が原則	・誹謗中傷等の違法・有害情報への対策にあたっては、プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することが原則であることに十分留意することについて、どう考えるか。	プラットフォーム事業者は、誹謗中傷等による被害に苦しむ被害者の存在を踏まえ、その社会的責任として、自らのサービスの特性に応じて、これまでもコンテンツモデレーション等の対応を実施してきている。 ・ また、インターネットは自由な言論空間の確保という価値や情報流通の基盤としての役割も担っているが、必要以上の規制の導入や画一的な対応を求めることとなれば、表現の自由に著しい委縮をもたらし、国民全体への不利益につながるおそれがある。 ・ このため、本WGにおいては、情報の流通によって権利が侵害された被害者の救済の観点と発信者の表現の自由の観点、プラットフォーム事業者が措置を講じることに伴って生じる言論空間への影響などに十分留意し、バランスの取れた検討をお願いしたい。 その上で、ワーキンググループにおける全体の検討を通じて、「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策にあたっては、プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することが原則であることに十分留意する」必要があると考える。 また、プラットフォーム事業者が自律的に誹謗中傷等の違法・有害情報への対策を実施する上で、自らの責任範囲が明らかにされているべきであり、違法・有害情報を流通せしめた発信者とプラットフォーム事業者それぞれの責任を明確化する観点から、「情報の流通によって権利を侵害された被害者、こうした情報をプラットフォームサービス上に流通せしめた発信者、及びプラットフォーム事業者の三者間の関係に十分留意する」必要があると考える。	LINE株式会社
2	-	-	自律的な創意工夫が原則	誹謗中傷等の違法・有害情報への対策にあたっては、プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することが原則であることに十分留意することについて、どう考えるか。	誹謗中傷等の違法・有害情報への対策にあたって、プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することを原則とするアプローチに強く賛同する。 自主規制の枠組みで違法・有害情報等への対策に責任ある企業としてすでにあたっている中、法制化することはかえって柔軟性が失われ、プラットフォーム事業者による迅速な革新が妨げられるリスクがあると考える。そのため、かかる取り組みの公表やその内容についても、各事業者の判断を尊重するべきである。 ただし上記[前提]で示したとおり、プラットフォーム事業者として、一定の限界があることについて留意されたい。	グーグル合同会社
2	-	-	自律的な創意工夫が原則	誹謗中傷等の違法・有害情報への対策にあたっては、プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することが原則であることに十分留意することについて、どう考えるか。	プラットフォームサービスといっても、各事業者が提供するサービスは様々であり、誹謗中傷等の違法・有害情報に対する効果的な取組みについても、それぞれのサービス特性によって異なります。 弊機構会員企業各社は、自律的に創意工夫をしながら、自らのサービス特性に応じた取組を実施しているところであり、「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策にあたっては、プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することが原則であることに十分留意する」との考え方に賛同いたします。	一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（略称：SMAJ）
2	-	-	自律的な創意工夫が原則	誹謗中傷等の違法・有害情報への対策にあたっては、プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することが原則であることに十分留意することについて、どう考えるか。	その在り方を具体化するにあたっては、多様な事業者による柔軟なサービス展開を可能とする観点から、事業者の自主的な取組みや業界の自主規制として、事業者に裁量を持たせ、社会的に果たすべき役割を踏まえて取り組んでいくことが原則であるべきだと考えます。	KDDI株式会社
2	-	-	自律的な創意工夫が原則	誹謗中傷等の違法・有害情報への対策にあたっては、プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することが原則	デジタル情報エコシステムは、多様なユーザーコミュニティにサービスを提供する幅広い製品とサービスで構成されている。デジタルエコシステム全体で安全性と有害なコンテンツの問題に体系的に対処する取り組みは、包括的かつ柔軟である必要があり、現在及び将来のさまざまなデジタル技術を促進する必要がある。デジタルプラットフォームは、リスクプロファイルに最適な方法でイノベーションと対応を行うだけでなく、進化するオンラインの脅威をリアルタイムで反復、改善、対処するための戦術を再調整してシフトするための十分な柔軟性を備えている必要がある。 このことから、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策にあたって、プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することを原則とするアプローチに強く賛同する。 自主規制の枠組みで違法・有害情報等への対策に責任ある企業としてすでにあたっている中、法制化することはかえって柔軟性が失われ、プラットフォーム事業者による迅速な革新が妨げられるリスクがあると考える。そのため、かかる取り組みの公表やその内容についても、各事業者の判断を尊重するべきである。	アジアインターネット日本連盟
2	-	-	自律的な創意工夫	誹謗中傷等の違法・有害情報への対策にあたっては、プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することが原則であることに十分留意することについて、どう考えるか。	そのプラットフォームの個性を尊重する態度なので、そのままよいと思います。	個人
2	-	-	自律的な創意工夫	プラットフォーム事業者が取り組みを自律的に実施することが原則であることについて	プラットフォームの中には２ちゃんねるのように個人または小さな団体で強い影響力を持つものを作り上げる例もあり、自律的自主的な取り組みへの期待には限度があると思う。	個人
2	-	-	自律的な創意工夫	誹謗中傷等の違法・有害情報への対策にあたっては、プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することが原則であることに十分留意することについて、どう考えるか。	プラットフォーム事業者には十分留意して頂きたい。	個人
2	-	-	三者間の関係	さらに、情報の流通によって権利を侵害された被害者、こうした情報をプラットフォームサービス上に流通せしめた発信者、及びプラットフォーム事業者の三者間の関係に十分留意することについて、どう考えるか。	コミュニケーションは発信されたメッセージだけではなく、発信者と受信者の背景も重要です。またプラットフォーム事業者ごとの“文化”もあるため、三者の関係を十分に留意することは非常に重要だと考えます。	個人
2	-	-	被害者、発信者、媒介者の関係性	さらに、情報の流通によって権利を侵害された被害者、こうした情報をプラットフォームサービス上に流通せしめた発信者、及びプラットフォーム事業者の三者間の関係に十分留意することについて、どう考えるか。	プラットフォーム事業者は、情報の媒介者としての立場上、上記〔前提〕で指摘したような限界がある点、そのため当事者間での解決が最も適切な解決策である点について議論の際に適切に考慮いただきたい。また、上記の性質を踏まえて、コンテンツモデレーションを当事者に委ねることも考えられ、この点も含めた柔軟な対応が求められることに留意されたい。	グーグル合同会社

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
2	-	-	被害者、発信者、媒介者の関係性及び閲覧者の影響	さらに、情報の流通によって権利を侵害された被害者、こうした情報をプラットフォーム サービス上に流通せしめた発信者、及びプラットフォーム事業者の三者間の関係に十分留意することについて、どう考えるか。加えて、プラットフォームサービスにおいては、これら三者以外にも、情報の閲覧者が存在するところ、閲覧者が多くなるほどさらに多くの関心を集めることとなる仕組みの下、閲覧者が情報の流通による被害に及ぼす影響についても十分留意することについて、どう考えるか。	特に誹謗中傷や名誉毀損等は、一律に、被害者と発信者の二者間で解決すべきというスタンスのプラットフォーム事業者が一定数見受けられる。コンテンツモデレーションを含むプラットフォーム事業者の介入がない限り、被害者は、お金と時間をかけて対処せざるを得ない。被害者が対処したとしても確実に情報を削除できるという保証もなければ、情報の流通による被害が回復するとも限らない。そのため、プラットフォーム事業者は、コンテンツモデレーションに関する通報窓口を通して正当な指摘を受けた場合には、真摯に対応すべきであり、法的措置を踏めば明らかに削除される悪質なものについて、コンテンツモデレーションが実施されないことがないような環境の整備を期待する。なお、他者がなした表現を閲覧者が容易に情報拡散することができる仕組みが用いられているプラットフォームでは、良くも悪くも情報が早期に流通されるため、被害回復までの期間が長いほど被害が拡大することを踏まえると、より迅速な対応がなされるべきである。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会
2	-	-	被害者、発信者、媒介者の関係性及び閲覧者の影響	さらに、情報の流通によって権利を侵害された被害者、こうした情報をプラットフォームサービス上に流通せしめた発信者、及びプラットフォーム事業者の三者間の関係に十分留意することについて、どう考えるか。加えて、プラットフォームサービスにおいては、これら三者以外にも、情報の閲覧者が存在するところ、閲覧者が多くなるほどさらに多くの関心を集めることとなる仕組みの下、閲覧者が情報の流通による被害に及ぼす影響についても十分留意することについて、どう考えるか。	被害者には名誉権や人格権・プライバシー権、発信者には表現の自由の保護という相対立する法的利益があり、プラットフォーム事業者が両者の利益を調整していく上では、実務上は裁判例において示された法的判断に大きく依存している面がある。こうした状況の下では、仮にコンテンツモデレーションに不十分な点があるとしても、その原因としては、実体法・裁判例の蓄積の不足、事業者における分析能力の欠如といった様々なものがあると考えられ、これによって解決のための処方箋も異なり得ることから、丁寧な原因分析を踏まえて包括的な解決策をご検討いただくようお願いしたい。	ヤフー株式会社
2	-	-	閲覧者	さらに、情報の流通によって権利を侵害された被害者、こうした情報をプラットフォームサービス上に流通せしめた発信者、及びプラットフォーム事業者の三者間の関係に十分留意することについて、どう考えるか。加えて、プラットフォームサービスにおいては、これら三者以外にも、情報の閲覧者が存在するところ、閲覧者が多くなるほどさらに多くの関心を集めることとなる仕組みの下、閲覧者が情報の流通による被害に及ぼす影響についても十分留意することについて、どう考えるか。	ツイッターなどで散見されますけれども、インターネットの特性上、現実では確かめようがない事象についても、インフルエンサーは自分に繋がる人たちを心配して2次加害者になる場合があります。世界保健機関や日本の厚生労働省も、『コロナウイルスがあると想定して』対策を立てているため、この場合ではツイッターの2次加害者になったインフルエンサーと同じですね。現在は、まだインターネット上でのルール作りがしっかり出来ておらず、過渡期にあると思われるため、お互いが、次回の教訓として自分の経験値にしていくことが大切だと思います。炎上商法というものもあるため、そちらも留意して欲しいと思います。その拡散された情報を閲覧した人がコメント投稿などの反応をしない限りは、表立った影響は無かったとするほうがよいと思いました。	個人
2	-	-	内外無差別の原則	内外無差別の原則	海外プラットフォーム事業者の国内での法人登記の推進などを通じて、法律上のみならず実務的にも内外の差異がないよう、海外プラットフォーム事業者に対しても実効性を持った施策とすべきである	エンターテインメント表現の自由の会
2	-	-	内外無差別の原則	ユーザ数や投稿数が多い大規模なサービスを提供するプラットフォーム事業者の多くが、海外に拠点を置くプラットフォーム事業者であることを踏まえ、検討にあたっては、内外無差別の原則に十分留意することについて、どう考えるか。	日本における違法・有害情報の流通が問題となっているため、拠点の所在にかかわらず、日本のユーザーに向けてサービス提供を行っているプラットフォーム事業者には、わけへだてなく同様の措置を求めていくべきである。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会
2	-	-	内外無差別の原則	・ユーザ数や投稿数が多い大規模なサービスを提供するプラットフォーム事業者の多くが、海外に拠点を置くプラットフォーム事業者であることを踏まえ、検討にあたっては、内外無差別の原則に十分留意することについて、どう考えるか。	「内外無差別の原則に十分留意」すべきであり、海外プラットフォーム事業者を含めて足並みを揃え、業界全体の健全化を目指すスキームを作ることを検討する必要がある。	LINE株式会社
2	-	-	内外無差別の原則	ユーザ数や投稿数が多い大規模なサービスを提供するプラットフォーム事業者の多くが、海外に拠点を置くプラットフォーム事業者であることを踏まえ、検討にあたっては、内外無差別の原則に十分留意することについて、どう考えるか。	海外に拠点を置くプラットフォーム事業者であったとしても、少なくとも日本でサービスを展開している事業者については、有害情報に関して日本法人で解決できるよう積極的な対策を取るべきであると考えます。現状では、著作権侵害について削除申請しても対応がなされず、問い合わせ窓口も機能していない事業者があることを散見します。また、問い合わせができたとしても「本国に確認する」として、回答に長時間を要することや、理由が分からないまま解決できないことも少なくありません。	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)
2	-	-	内外無差別の原則	ユーザ数や投稿数が多い大規模なサービスを提供するプラットフォーム事業者の多くが、海外に拠点を置くプラットフォーム事業者であることを踏まえ、検討にあたっては、内外無差別の原則に十分留意することについて、どう考えるか。	「検討にあたっての内外無差別の原則」の意味及び具体的な影響を明確にいただいた上で、準拠法や、管轄権の一般的理解に加え、関係事業者の意見を尊重した上で、ご議論いただきたい。	グーグル合同会社
2	-	-	内外無差別の原則	ユーザ数や投稿数が多い大規模なサービスを提供するプラットフォーム事業者の多くが、海外に拠点を置くプラットフォーム事業者であることを踏まえ、検討にあたっては、内外無差別の原則に十分留意することについて、どう考えるか。	検討に当たっては、国内に拠点を置く事業者（以下「国内事業者」という。）と、海外に拠点を置く事業者（以下「海外事業者」という。）が、執行面も含めて等しく扱われることが必要である。例えば、国内事業者にもし罰則を適用・執行するのであれば、海外事業者にも等しく適用・執行すべきである。海外事業者には適用・執行しない（できない）のであれば、国内事業者も同様とすべきである。	一般社団法人新経済連盟
2	-	-	内外無差別の原則	内外無差別の原則	・プラットフォーム事業者は国外からサービスを提供する事業者も多く存在するところ、削除請求や、苦情等の窓口対応などに関して、電気通信事業法における外国事業者の取り扱い、会社法における外国会社の取り扱いとの関係についてはどのように考えるか。	弁護士②
2	-	-	内外無差別の原則	ユーザ数や投稿数が多い大規模なサービスを提供するプラットフォーム事業者の多くが、海外に拠点を置くプラットフォーム事業者であることを踏まえ、検討にあたっては、内外無差別の原則に十分留意することについて、どう考えるか。	配慮を示す場合には、国民にその理由を明確に示すことが伴えば、ありだと思います。	個人
2	-	-	内外無差別の原則		・日本国法の及ばない海外のプロバイダの扱いについて明確にすべきである。	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
2	-	-	内外無差別の原則	ユーザ数や投稿数が多い大規模なサービスを提供するプラットフォーム事業者の多くが、海外に拠点を置くプラットフォーム事業者であることを踏まえ、検討にあたっては、内外無差別の原則に十分留意することについて、どう考えるか。	Tiktokなどの海外拠点のプラットフォーム事業者においても、日本支社が責任をもって、デマや誹謗中傷の防止策を採るべきです。また、1-1で示した発信者への誤対応を解決していくべきと考えます。	個人
2	-	-	内外無差別の原則		・日本国法の及ばない海外からの情報の書き込みと日本国内からの書き込みに待遇の差が発生しないようにすべきである。	個人
2	-	-	PF以外のサービスの特性や役割、責任	このほか、プラットフォームサービス以外のインターネット上の情報流通に係るサービスの特性や、これらのサービスを提供する事業者の役割や責任にも十分留意することについて、どう考えるか。	SMSやメールなど発信内容が一般に公開されないサービスについては、規律の対象とすると通信の秘密への介入・干渉に繋がることから、規律の対象外とすべきと考えます。	楽天モバイル株式会社
2	-	-	PF以外のサービスの特性や役割、責任	このほか、プラットフォームサービス以外のインターネット上の情報流通に係るサービスの特性や、これらのサービスを提供する事業者の役割や責任にも十分留意することについて、どう考えるか。	日本のユーザーに向けて日本語で展開されている掲示板やまとめサイト等における違法・有害情報についても、プラットフォームサービスと同様の課題が存在するため、プラットフォームサービスに限定せずに検討されたい。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会
2	-	-	DeepWeb		・国内のプラットフォーム事業者とDeepWeb上での扱いを同一にすべきである。国内のプロバイダのみを規制対象とした場合、誹謗中傷の行われる場所がDeepWebへ移行し解決策とはならない。 ただし、DeepWebへの規制が民間のサイバーセキュリティ研究・教育や、民間のデジタルフォレンジックの制限となるような影響を与えてはならない。	個人
2	-	-	誇大広告の対処	このほか、プラットフォームサービス以外のインターネット上の情報流通に係るサービスの特性や、これらのサービスを提供する事業者の役割や責任にも十分留意することについて、どう考えるか。	通販サイトを自社展開しているところでは、気安さがはたらくためか、誇大広告をしているサイトが散見されます。 また、サプリメント業界ではそれが横行しているのではないかと感じます。 また、宗教法人のサイトも、宗教法人の性質上その傾向があると予想されるため、厳しくチェックを行っていただけると、国民としては、助かります。	個人
3	-	-	全般		改善サイクル・透明化・一定の措置・継続的实施について、賛成です。	個人
3	-	-	自主的な改善サイクル	・特定の要件を満たすプラットフォーム事業者に対し、予めコンテンツモデレーションに関する運用方針を策定・公表するとともに（Plan）、運用結果を公表し（Do）、運用結果について自己評価を実施・公表し（Check）、必要に応じて運用方針を改定する（Act）ことを求めることにより、プラットフォーム事業者による自主的な改善サイクル（PDCAサイクル）を確立することについて、ど	「２．全体の検討を通じて留意すべき事項」で述べられているとおり、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策は、「プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することが原則」である。 このため、法令や政府のガイドライン等によって「自主的な取組の促進」を求める、プラットフォーム事業者の「特定の要件」については、単にユーザー数の多寡ではなく、提供するサービスの性質、自主的な取組の実施状況及び違法・有害情報の流通量等を勘案すべきである。	LINE株式会社
3	-	-	自主的な改善サイクル		プラットフォーム事業者が自ら透明性やアカウントビリティを確保し、自主的な改善につなげていく考え方には賛同する。例示されたとおり、コンテンツモデレーションの運用方針や運用結果、申請手続きの整備状況などについてもプラットフォーム事業者が積極的に開示し、「自主的な改善サイクル」を確立することは重要だ。本ペーパーは、プラットフォーム事業者による情報公開と政府のモニタリングによる「共同規制」の導入を前提としているが、今後の制度設計に向けては、表現の自由に配慮した慎重な議論が欠かせない。	一般社団法人日本新聞協会
3	-	-	自主的な改善サイクル	違法・有害情報に対応するにあたり、表現の自由を確保しつつ情報流通の適正化を図るためには、プラットフォーム事業者による自主的な取組を促進することが重要と考えられるが、どうか。具体的には、特定の要件を満たすプラットフォーム事業者に対し、予めコンテンツモデレーションに関する運用方針を策定・公表するとともに（Plan）、運用結果を公表し（Do）、運用結果について自己評価を実施・公表し（Check）、必要に応じて運用方針を改定する（Act）ことを求めることにより、プラットフォーム事業者による自主的な改善サイクル（PDCA サイクル）を確立することについて、	プラットフォーム事業者による自主的な取組を促進する基本的な方向性については賛成であるが、サービスの性質は様々である上に各事業者の経済的負担能力も異なり得ることも踏まえ、２．においてお示しいだいている「プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施する」という原則にのっとり、各事業者が状況に応じて柔軟に内容設計を行うことが可能となるよう配慮をお願いしたい。	ヤフー株式会社
3	-	-	自主的な改善サイクル	特定の要件を満たすプラットフォーム事業者に対し、予めコンテンツモデレーションに関する運用方針を策定・公表するとともに（Plan）、運用結果を公表し（Do）、運用結果について自己評価を実施・公表し（Check）、必要に応じて運用方針を改定する（Act）ことを求めることにより、プラットフォーム事業者による自主的な改善サイクル（PDCA サイクル）を確立することについて、	コンテンツモデレーションの運用やその公表に関しては、プラットフォーム事業者ごとにその事業規模、サービス形態などが異なるのであるから、抽象的画一的な報告を求めるべきではなく、その違いを尊重することが重要である。それぞれのプラットフォーム事業者が、それぞれのサービスにとって最適と考えられる方策を構築することが重要であり、これによりそれぞれのサービスやユーザーにとって真に効果のある方策を確保することができる。	グーグル合同会社
3	-	-	自主的な改善サイクル	違法・有害情報に対応するにあたり、表現の自由を確保しつつ情報流通の適正化を図るためには、プラットフォーム事業者による自主的な取組を促進することが重要と考えられるが、どうか。（中略）プラットフォーム事業者による自主的な改善サイクル（PDCA サイクル）を確立することについて、どう考えるか。	急速に進化するインターネット環境において、プラットフォームサービスは、人々の交流、社会的な議論、経済活動の促進に資するものであり、このような場における活動に委縮が生じないような配慮が求められます。 また、プラットフォームサービスといっても、各事業者が提供するサービスは様々であり、誹謗中傷等の違法・有害情報に対する効果的な取組みについても、それぞれのサービス特性によって異なります。 このため、誹謗中傷等の違法・有害情報への対応は、プラットフォーム事業者自ら自主的な取組として実施することを基本とするべきであり、業界団体の提供する枠組みなどによりプラットフォーム事業者が自主的な取組を実施している場合には、それらの取組を尊重していただくようお願いいたします。	一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（略称：SMAJ）

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
3	-	-	自主的な改善サイクル	違法・有害情報に対応するにあたり、表現の自由を確保しつつ情報流通の適正化を図るためには、プラットフォーム事業者による自主的な取組を促進することが重要と考えられるが、どうか。具体的には、特定の要件を満たすプラットフォーム事業者に対し、予めコンテンツモデレーションに関する運用方針を策定・公表するとともに（Plan）、運用結果を公表し（Do）、運用結果について自己評価を実施・公表し（Check）、必要に応じて運用方針を改定する（Act）ことを求めることにより、プラットフォーム事業者による自主的な改善サイクル（PDCA サイクル）を確立することについて、	「プラットフォーム事業者による自主的な取組を促進することが重要」であることに賛同いたします。 従来の「掲示板」やテキストの公表といったアーカイブ型のみならず、音声通話や映像を通じたリアルタイムの「コミュニケーション」そのものが「コンテンツ」となる場合等、「コンテンツ」は多種多様なものがあります。それらに対して従来のコンテンツモデレーションを一様に実施できるわけではないことから、更なる自主的な取組みを促進させるためにも、ガイドライン等において、コンテンツの多様化を踏まえた実現可能な範囲での、コンテンツモデレーションの具体的な措置の例が参考として示されることも必要と考えます。	KDDI株式会社
3	-	-	自主的な改善サイクル	特定の要件を満たすプラットフォーム事業者に対し、予めコンテンツモデレーションに関する運用方針を策定・公表するとともに（Plan）、運用結果を公表し（Do）、運用結果について自己評価を実施・公表し（Check）、必要に応じて運用方針を改定する（Act）ことを求めることにより、プラットフォーム事業者による自主的な改善サイクル（PDCA サイクル）を確立することについて、	コンテンツモデレーションの運用やその公表に関しては、プラットフォーム事業者ごとにその事業規模、サービス形態などが異なるのであるから、抽象的画一的な報告を求めるべきではなく、その違いを尊重することが重要である。それぞれのプラットフォーム事業者が、それぞれのサービスにとって最適と考えられる方策を構築することが重要であり、これによりそれぞれのサービスやユーザーにとって真に効果のある方策を確保することができる。	アジアインターネット日本連盟
3	-	-	自主的な改善サイクル	具体的には、特定の要件を満たすプラットフォーム事業者に対し、予めコンテンツモデレーションに関する運用方針を策定・公表するとともに（Plan）、運用結果を公表し（Do）、運用結果について自己評価を実施・公表し（Check）、必要に応じて運用方針を改定する（Act）ことを求めることにより、プラットフォーム事業者による自主的な改善サイクル（PDCAサイクル）を確立することについて、どう考えるか。	事業者に対してPDCAサイクルを行政が義務付けることを通じ、どのような取組を行わなければならないかが実質的に行政の裁量によって決められることにより、事業者による自主的な取組という趣旨を逸脱する仕組みの導入とならないことを確保する必要がある。 表現の自由の侵害や検閲とならないよう、PDCAサイクルを求めることも含め、極めて慎重な検討が必要である。	一般社団法人新経済連盟
3	-	-	自主的な改善サイクル	違法・有害情報に対応するにあたり、表現の自由を確保しつつ情報流通の適正化を図るためには、プラットフォーム事業者による自主的な取組を促進することが重要と考えられるが、どうか。具体的には、特定の要件を満たすプラットフォーム事業者に対し、予めコンテンツモデレーションに関する運用方針を策定・公表するとともに（Plan）、運用結果を公表し（Do）、運用結果について自己評価を実施・公表し（Check）、必要に応じて運用方針を改定する（Act）ことを求めることにより、プラットフォーム事業者による自主的な改善サイクル（PDCA サイクル）を確立することについて、	○コンテンツモデレーションに関する運用方針の策定・公表、自主的な改善サイクル（PDCA）の確立、申請窓口の透明化、苦情処理等は、すべてのプロバイダ事業者において当然に実施すべき ○そのため、義務付けやインセンティブ付与などの制度創設を検討すべき	京都府
3	-	-	発信者への措置	違法・有害情報に対応するにあたり、表現の自由を確保しつつ情報流通の適正化を図るためには、プラットフォーム事業者による自主的な取組を促進することが重要と考えられるが、どうか。具体的には、特定の要件を満たすプラットフォーム事業者に対し、予めコンテンツモデレーションに関する運用方針を策定・公表するとともに（Plan）、運用結果を公表し（Do）、運用結果について自己評価を実施・公表し（Check）、必要に応じて運用方針を改定する（Act）ことを求めることにより、プラットフォーム事業者による自主的な改善サイクルPDCAサイクル）を確立することについて、どう	Aという違反をしたユーザーに対して、企業側が施した対処（ペナルティー）を対象のユーザーに正確に通知する誠実さを私は企業に求めます。直接の圧力をかける事になるので、それはせず、『取り組んでくださいね』と、やわらかく願う形にとどめる方がよいと思います。	個人
3	-	-	自己評価		この3の項目で書かれている様に、特定の要件を満たすプラットフォーム事業者に対し、コンテンツモデレーションに関する運用方針の策定・公表、運用結果の公表、自己評価の実施・公表、運用方針の改定を促し、申請窓口等透明化や実施又は不実施の判断に係る理由の説明等の一定の措置を求める事について問題はないと考える。 3の2の各項目、3の4の項目、3の5（1）、（3）の項目、3の6の項目についても同じ意見を提出する。	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
3	-	-	利用規約が重要		プラットフォームのモデレーションについては、まず大前提として「利用規約などの利用者との契約で、明確でわかりやすい基準かつ、公序良俗に反しない内容が指定されているか」が一番重要です。 労働契約の賞罰規則と同様で、利用規約にない、あるいはあいまいで幅の広すぎる内容は、無効かまたは厳重な審査のうえで適用される必要があります。 例えば、「誰かの不法行為を暴き立てるようなコンテンツは削除します」というのは当然に認められるべき規約上の禁止事項ですし、「攻撃的なコンテンツは削除します」というのも同様です。 利用規約にてこのような明確な基準を定めたくうえで、モデレーションが行われることが重要です。 間違っても「法でさばけぬ罪を告発するのは表現の自由だ！だから削除されてはならない！」というような身勝手な言い分を通さないように注意しましょう。 同様に、婚活会場でマッチングした相手を罵倒する行為を延々と行う人物を排除することが、表現の自由を侵害するから禁止されるなどという間抜けな判断がまかり通らないようにも注意しましょう。 自由とは「何をやっても許される」ではないということです。 各プラットフォームが定める利用規約にて、「このプラットフォームはこういったことを目的として存在している」といったことや、「攻撃的な表現は禁止」「不満があるなら丁寧な表現で表明すること」といったルールは、当然に認められるということです。 どうしても攻撃的な表現で不満の表明などをしたいのであれば、それが許可された場所で行ったり、自らその場所を作ったり、お金を払って広告を出すなり、いくらでも「表現する」方法があることを、忘れないようにしましょう。v(^ ^)v	個人
3	-	-	判断基準の妥当性の公開		モデレーションに関する異議申し立ては、原則として第三者が仲介して行う必要があります。 もでレーションの判断基準について、多くのプラットフォームは「基準を明確に提示するとグレーゾーン行為につながる」などというしょうもない理由で、判断基準を明らかにしない傾向があります。 これを禁止することは現状でできていないので、今後もできないと考えられ舞うsの出、中立な第三者により、その判断基準が妥当であるかを確認できるようにすべきです。 これがない限り、上記の「グレーゾーン行為の回避のため開示できません」という言い訳ばかりが返ってきて、異議申し立ての意味がなくなります。	個人
3	-	-	公的な介入	プラットフォーム事業者による自主的な取組を促進することが重要と考えられるが、どうか。	これまでの日本のネット社会の経緯をみても、プラットフォーム事業者だけによる自浄作用には期待ができない。 誹謗中傷の厳罰化や通報の精度向上、複数アカウント禁止等の制度面の改善を、法的・公的に介入してほしい。誹謗中傷対策については、企業が果たすべき最低限の責任であるため、経済面とは無関係である。	個人
3	-	-	自主的な改善サイクル	・違法・有害情報に対応するにあたり、表現の自由を確保しつつ情報流通の適正化を図るためには、プラットフォーム事業者による自主的な取組を促進することが重要と考えられるが、どうか。	・自主的な取組は非常に重要だが、事業者の自主性に任せることには限界があり、DSAやドイツのネットワーク執行法のように、定められた期間において報告義務を課すべきである。	弁護士①
3	-	-	申請窓口等の透明化や、コンテンツモデレーションの実施又は不実施の判断に係る理由の説明等	コンテンツモデレーションに関する申請窓口等の透明化や、コンテンツモデレーションの実施又は不実施の判断に係る理由の説明等	別途、自由記載欄に記載したが、コンテンツモデレーションの対象範囲は違法情報に限定するべきである。その上で、申請窓口等の透明化や判断についての理由の説明は特定の要件を満たすプラットフォーム事業者に対して強く求めるべきである	エンターテイメント表現の自由の会
3	-	-	申請窓口等の透明化や、コンテンツモデレーションの実施又は不実施の判断に係る理由の説明等	また、個別のコンテンツモデレーションに関する手続の適正性を確保するために、特定のプラットフォーム事業者に対して、コンテンツモデレーションに関する申請窓口等の透明化や、コンテンツモデレーションの実施又は不実施の判断に係る理由の説明等の一定の措置を求めることについて、どう考えるか。	コンテンツモデレーションに関する申請窓口が分散していたり、見つけにくい場所に配置されていたり、何を記載すべきかが分かりにくい状態になっていたりすると、被害者側が申請を適切に行うことができず、コンテンツモデレーションが行われるべきコンテンツについて、コンテンツモデレーションが行われないおそれが高い。 また、申請窓口では、申請理由の種類の記載が求められるが、複数の権利侵害がなされている場合、Aという類型で申請してもコンテンツモデレーションが実施されないが、同一の根拠で、Bという類型で申請すると、コンテンツモデレーションが実施されるようなケースもあり、複数の権利侵害がなされた場合にも適切な対応がなされるよう、たとえば、「その他」の項目を作成し、「その他」の申請がなされた場合は、複眼的に判断するなど、適切な窓口設計がされることを期待する。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会
3	-	-	申請窓口等の透明化や、コンテンツモデレーションの実施又は不実施の判断に係る理由の説明等	個別のコンテンツモデレーションに関する手続の適正性を確保するために、特定のプラットフォーム事業者に対して、コンテンツモデレーションに関する申請窓口等の透明化や、コンテンツモデレーションの実施又は不実施の判断に係る理由の説明等の一定の措置を求めることについて、どう考えるか。	個々の事案におけるコンテンツモデレーションの実施又は不実施の判断については理由が明らかにされるべきである。現在は、これらの実施又は不実施に関し十分な理由が開示されていない場合が散見され、それらに対する異議の申立てもできない場合もある。	一般社団法人日本音楽事業者協会
3	-	-	申請窓口等の透明化や、コンテンツモデレーションの実施又は不実施の判断に係る理由の説明等	また、個別のコンテンツモデレーションに関する手続の適正性を確保するために、特定のプラットフォーム事業者に対して、コンテンツモデレーションに関する申請窓口等の透明化や、コンテンツモデレーションの実施又は不実施の判断に係る理由の説明等の一定の措置を求めることについて、どう考えるか。	一般的にユーザーからの違反申告には、①被害者本人等からの救済の申出と、②端緒情報の収集という2つの異なる機能があると考えられる。弊社の場合、違反申告ボタンを通じた申告については可能な限り幅広く迅速に情報収集を行う観点から、申告に当たり裏付けの有無を問うこととしておらず、被害者からの救済の申出に対しては、必要に応じてプロバイダ責任制限法に基づく窓口をご案内すること等を通じて対応の補完を行っている。仮にすべての申告について措置理由の説明対象に含める場合、適切なフィードバックを行うために申告者に対し一定程度の裏付けを求める必要が生じ、結果的に端緒情報の収集に支障を来す結果にもなりかねないことから、対象範囲については慎重に検討すべきである。	ヤフー株式会社

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
3	-	-	コンテンツモデレー ションの実施又は不 実施の判断に係る 理由の説明等	コンテンツモデレーションの実施又は不実施の判断に係る理由の説明等の一定の措置を求めることについて、どう考えるか。	「一定の措置」の内容を具体的に明らかにされたい。仮に、具体的なコンテンツモデレーションにかかる判断の理由を開示することを意味しているとすれば、技術的な観点、秘密情報として保護する必要がある観点、悪意のあるユーザーから守るというセキュリティの観点、事実調査権限がないことから裁判所のような判断ができないという観点などから、個々の判断の理由の開示には限界があり、非現実的かつ不適切であることをご理解いただきたい。例えば、YouTubeには毎月20億人以上のログインユーザーにご利用いただいており、人々は毎日10億時間以上の動画を視聴し、何十億もの再生回数を生み出している。YouTubeは、世界100か国以上、80の言語にローカライズされ、毎分500時間以上のコンテンツがYouTubeにアップロードされている。YouTubeは世界中で非常に大規模なコンテンツモデレーション操作を実行しているため、すべてのケースについて判断に関連する理由を説明することは非現実的であり、合理的ではない。	グーグル合同会社
3	-	-	モデレーション実施の 基準公表や措置の 通知		これは公表を義務付けるべきです。 ツイッターでは削除や検索外しの条件があまり公表されてないために、従業員による恣意的な検索外しや記事の押し付け、はたまた『すべてのツイートを他者に見させない』といった非常に悪質な情報統制を行ってました。しかも会社には無断でやってた可能性があるのです。 ですので、こういった『発信制限』の際のガイドラインの公表と制限する際の完全通知を義務付ける必要があります。 また、昨今多くなった『デマの拡散』を防ぐ為に、発言の際は『参考にしたり引用した資料の添付は常識』という機運を作る必要があります。 そしてそれを担保する為に『同一アドレスを何度も貼った事によるペナルティーを与えることの禁止』をすべきです。 今は、間違っていると指摘する際に資料のアドレス貼ったらシャドウバン（ユーザーに知らせずに他者からの検索妨害や他者のタイムライン等に表示させない等のペナルティー）やアドレスを貼らせないといったペナルティーを科してくるのです。 そのせいでネット上で誤った情報が訂正されずに蔓延するという事態になっているのです。 ユーザーによる返信制限でも同じ事態が起きています。 こういった点からもネット上での発言制限は原則しない、というのを明示化し、そして『他者からの反論による正確性と信憑性』を確保すべきです。	個人
3	-	-	実施・不実施に係 る説明の一定の措 置	また、個別のコンテンツモデレーションに関する手続の適正性を確保するために、特定のプラットフォーム事業者に対して、コンテンツモデレーションに関する申請窓口等の透明化や、コンテンツモデレーションの実施又は不実施の判断に係る理由の説明等の一定の措置を求めることについて、どう考えるか。	申請窓口の透明化は必要だと思います。 『一定の措置』の内容が抽象的だと思います。しかしながら、こちらも措置はせず、透明化がよいと思います。よろしく、お願いします。直接の圧力をかける事になるので、それはせず、『取り組んでくださいな』と、やわらかく願う形にとどめる方がよいと思います。	個人
3	-	-	取組状況の共有等 の継続的な実施及 び公表の範囲	さらに、違法・有害情報に対する効果的かつ継続的な取組を確保する観点から、違法・有害情報への対応に関する取組状況の共有等の継続的な実施について、どう考えるか。また、こうした情報について、一般に公表することと、3-6において述べるような取組状況の共有の場に限って報告することの違いについて、どう考えるか。	違法・有害情報への対応に関する取組状況に関するデータには新たな誹謗中傷等に悪用されるリスクがあるなど、一般に公表するには適さない情報も含まれるため、その点に留意する必要がある。	一般社団法人クリエーターエコミー協会
3	-	-	取組状況の共有等 の継続的な実施及 び公表の範囲	違法・有害情報への対応に関する取組状況の共有等の継続的な実施について、どう考えるか。また、こうした情報について、一般に公表することと、3－6において述べるような取組状況の共有の場に限って報告することの違いについて、どう考えるか。	産官学民内の共有とは異なり、一般公表の場合、取組状況から芸能人・著名人の申請者情報や非申請者情報がいたずらに利用されてしまうことのないよう留意してもらいたい。	一般社団法人日本音楽事業者協会
3	-	-	取組状況の共有等 の継続的な実施及 び公表の範囲	さらに、違法・有害情報に対する効果的かつ継続的な取組を確保する観点から、違法・有害情報への対応に関する取組状況の共有等の継続的な実施について、どう考えるか。また、こうした情報について、一般に公表することと、3－6において述べるような取組状況の共有の場に限って報告することの違いについて、どう考える	2010年、Googleはウェブの歴史の中で最初のオンライン透明性レポートを公開していることからわかる通り、Googleにとって透明性の促進は非常に重要である。継続的な実施のためにどのような条件が必要かを含め、プラットフォーム事業者の意見を十分に尊重して議論をするべきである。	グーグル合同会社
3	-	-	取組状況の共有等 の継続的な実施及 び公表の範囲	・さらに、違法・有害情報に対する効果的かつ継続的な取組を確保する観点から、違法・有害情報への対応に関する取組状況の共有等の継続的な実施について、どう考えるか。また、こうした情報について、一般に公表することと、3－6において述べるような取組状況の共有の場に限って報告することの違いについて、どう考えるか	・自主的な取組は非常に重要だが、事業者の自主性に任せることには限界があり、DSAやドイツのネットワーク執行法のように、定められた期間において報告義務を課すべきである。（再掲）	弁護士①
3	-	-	取組状況の共有	また、こうした情報について、一般に公表することと、3－6において述べるような取組状況の共有の場に限って報告することの違いについて、どう考えるか。	一般に公表すること、共有の場に限って報告することの違いは、一般の国民から見た透明度の差に現れると思います。 一般に公表してあるなら、興味を持った人がそのことをインターネットから検索してその時のデータを閲覧することが出来るけれども、共有の場に限って報告する場合は、一種のフィルターがかけられて詳しい内容を知ることが出来ない。 これは、隠したい側からするとメリットだらけになる反面、知りたい側からするとデメリットであると考える。 政府が動いて何かをする際には国民の税金が使用されることを考えれば、国民の抱く疑いを少しでも減らすようにする必要があると思うし、そのために一般に公表することは、有効な手段のように感じました。	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
3	3－1	-	全般	本来、なるべく多くのプラットフォーム事業者において、透明性・アカウントビリティの確保が図られることが望ましいと考えられる。一方で、透明性・アカウントビリティの確保には事業者にならず経済的負担が生じることや、ユーザ数や投稿数が多く、利用する時間が長いサービスにおいて、違法・有害情報の流通とそれに触れる機会が多いと考えられること等の諸点を踏まえて、まずは、違法・有害情報の流通の多い大規模なサービスから、サービスの特性等を踏まえ、透明性・アカウントビリティの確保を求めることについて、どう考えるか。	ユーザー側は、常に透明性や説明責任をプラットフォーム事業者に求めていると、私は思います。 プラットフォーム事業者がそれにどう応えていくかでユーザーに見放されるか、メインストリームが別のプラットフォームに移っていくという形でプラットフォーム事業者の違いが現実に反映されていくと思います。	個人
3	3－1	-	事業者規模に応じた段階的な措置	本来、なるべく多くのプラットフォーム事業者において、透明性・アカウントビリティの確保が図られることが望ましいと考えられる。一方で、透明性・アカウントビリティの確保には事業者にならず経済的負担が生じることや、ユーザ数や投稿数が多く、利用する時間が長いサービスにおいて、違法・有害情報の流通とそれに触れる機会が多いと考えられること等の諸点を踏まえて、まずは、違法・有害情報の流通の多い大規模なサービスから、サービスの特性等を踏まえ、透明性・アカウントビリティの確保を求めることについて、どう考え	違法・有害情報への対応自体は重要ではあるが、サービス運営が経済的に安定する前の段階から、透明性・アカウントビリティの確保のための経済的負担が求められてしまうと、新たなサービスが生まれにくってしまう。さまざまなプラットフォームサービスがなければ、ユーザーが違法・有害情報の流通状況も踏まえた、自分にあったプラットフォームの選択をすることも難しいことから、リスクベースで考え、まずは、違法・有害情報の流通の多い大規模なサービスから透明性・アカウントビリティの確保を求めることに賛成する。なお、コンテンツモデレーションにおいては、プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションに関する通報窓口を通して正当な指摘を受けた場合には、情報を流通させているプラットフォーム事業者は、真摯に対応すべきである。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会
3	3－1	-	事業者規模に応じた段階的な措置	・まずは、違法・有害情報の流通の多い大規模なサービスから、サービスの特性等を踏まえ、透明性・アカウントビリティの確保を求めることについて、どう考えるか。	「２．全体の検討を通じて留意すべき事項」で述べられているとおり、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策は、「プラットフォーム事業者が自らのサービスの特性に応じて、効果的な取組を自律的な創意工夫により実施することが原則」である。 また、「プラットフォームサービスに関する研究会第二次取りまとめ」によれば、プラットフォーム事業者によって透明性・アカウントビリティの確保に係る対応状況に差があり、また、昨年12月26日に開催された本WGの第1回会合の資料「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」によれば、「誹謗中傷等の投稿を目撃した際のサービスの数値」には大きな偏りがある状況が認められる。 このため、「透明性・アカウントビリティの確保が求められる事業者」については、単にユーザー数の多寡によって指定するのではなく、違法・有害情報の流通が多いサービス、かつ、透明性・アカウントビリティの確保に係る対応が十分に行われていないプラットフォーム事業者をまずは対象とすべきである。 加えて、提供するサービスの性質についても考慮すべきである。取り分け、メッセージングサービスについては、通信の秘密の確保を保障するため、プラットフォーム事業者は、原則としてユーザー間のやり取りの内容を確認等することができない（暗号化している場合もある。）性質のサービスであり、除外されるべきである。	LINE株式会社
3	3－1	-	事業者規模に応じた段階的な措置		政府が言論や表現の内容の判断に立ち入る規制は避けるべきで、違法・有害情報の流通の多い大規模なサービス以外に規制対象を拡大することも望ましくない。	一般社団法人 日本新聞協会
3	3－1	-	事業者規模に応じた段階的な措置	本来、なるべく多くのプラットフォーム事業者において、透明性・アカウントビリティの確保が図られることが望ましいと考えられる。一方で、透明性・アカウントビリティの確保には事業者にならず経済的負担が生じることや、ユーザ数や投稿数が多く、利用する時間が長いサービスにおいて、違法・有害情報の流通とそれに触れる機会が多いと考えられること等の諸点を踏まえて、まずは、違法・有害情報の流通の多い大規模なサービスから、サービスの特性等を踏まえ、透明性・アカウントビリティの確保を求めることについて、どう考え	ユーザー数（投稿者数及び閲覧者数）が多くなればなるほど誹謗中傷投稿が発生・拡散する蓋然性が高まるとの見解には概ね賛同するが、サービスの性質や運営方針の影響も決して無視できないのではないかと。 特に、ユーザーのスイッチングコストが低い形態のサービスについては、透明性・アカウントビリティの確保が行われない「場」に誹謗中傷投稿を行うユーザーが集中してしまう可能性もあることから、大規模なサービス以外のサービスについても、何らかの段階的な規律を設けることについて検討すべきではないかと。	ヤフー株式会社
3	3－1	-	事業者規模に応じた段階的な措置	本来、なるべく多くのプラットフォーム事業者において、透明性・アカウントビリティの確保が図られることが望ましいと考えられる。一方で、透明性・アカウントビリティの確保には事業者にならず経済的負担が生じることや、ユーザ数や投稿数が多く、利用する時間が長いサービスにおいて、違法・有害情報の流通とそれに触れる機会が多いと考えられること等の諸点を踏まえて、まずは、違法・有害情報の流通の多い大規模なサービスから、サービスの特性等を踏まえ、透明性・アカウントビリティの確保を求めることについて、どう考え	規制の対象については、DSAなど、文化・風土や憲法における通信の秘密の考え方が異なる欧州の制度をそのまま輸入するのではなく、我が国の状況を前提とした制度とするべきであり、言論の自由を尊重する必要性を十分に鑑み、我が国の情報空間において特に対策を講じる必要が認められる立法事実がある事業領域・規模の事業者限定していただきたい。	アジアインターネット日本連盟
3	3－1	-	事業者規模に応じた段階的な措置	本来、なるべく多くのプラットフォーム事業者において、透明性・アカウントビリティの確保が図られることが望ましいと考えられる。一方で、透明性・アカウントビリティの確保には事業者にならず経済的負担が生じることや、ユーザ数や投稿数が多く、利用する時間が長いサービスにおいて、違法・有害情報の流通とそれに触れる機会が多いと考えられること等の諸点を踏まえて、まずは、違法・有害情報の流通の多い大規模なサービスから、サービスの特性等を踏まえ、透明性・アカウントビリティの確保を求めることについて、どう考え	違法・有害情報対策を検討するに当たっては、このテーマがデジタルビジネスの発展のみならず、表現の自由にも深く関係するものであることを踏まえると、立法事実を欠くものについてまで規制を課すことは厳に避ける必要があり、どのようなサービスが問題となるのかについて、抽象的ではなく具体的なものとして明確にする必要がある。その上で、このようなサービスを提供する必要最小限の事業者に限定した検討を行うべきである。 また、令和4年電気通信事業法改正において、規制対象を巡る議論が混乱し、その混乱が現在も続いていることを踏まえると、対象となる事業者を確定するに当たっては、ユーザーの観点からは同視されるデジタルサービスであっても「他人の需要に応じる」かどうかによって扱いが異なる「電気通信事業」という概念によって整理することは不適切である。 例えば、「電気通信事業」の対象であるか否かにより規制の適用の有無が異なるなど、事業の形態等によって差が生じることは適当でなく、また、内外無差別の原則も十分踏まえた上で、対象事業者が検討されるべきである。	一般社団法人新経済連盟

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
3	3－1	-	事業者規模に応じた段階的な措置	・本来、なるべく多くのプラットフォーム事業者において、透明性・アカウントビリティの確保が図られることが望ましいと考えられる。一方で、透明性・アカウントビリティの確保には事業者にならず経済的負担が生じることや、ユーザ数や投稿数が多く、利用する時間が長いサービスにおいて、違法・有害情報の流通とそれに触れる機会が多いと考えられること等の諸点を踏まえて、まずは、違法・有害情報の流通の多い大規模なサービスから、サービスの特性等を踏まえ、透明性・アカウントビリティの確保を求めることについて、どう考え	・事業者の規模に応じて義務の範囲を区別することは賛成である。	弁護士①
3	3－1	-	事業者規模		違法・有害情報を流通させないこともプラットフォームの責任のひとつと考える。大規模なサービスから始めるのはより効果的で賛成です。	個人
3	3－1	-	事業者規模		この3の1の項目に書かれている様に、透明性・アカウントビリティの確保は、その負担及び影響力を考えまず大規模なサービス事業者のみに求めるべきである。	個人
3	3－1	-	規模要件を定めるのが困難		上のほうで述べた言総研への委託にするか、自前で持つかの2択を用意して、原則として全プラットフォーム事業者において実施されるべきです。 プラットフォーム事業者ごとの判断基準を決めることはほぼ不可能であり、単純に利用者数やユーザ数や利用時間（どうやって測定するの？）でカウントすると、ニッチ分野だが発信力のあるプラットフォームが全くひかからないザルになります。 一方で、発信力の有無などという謎の基準では公平性の保証が難しいですし、不公平感しか出ないでしょう。 「試験運用」という意味で、大規模プラットフォームを最初のターゲットにするというのはアリだとは思いますが。	個人
3	3－1	-	対象サービスの種類	まずは、違法・有害情報の流通の多い大規模なサービスから、サービスの特性等を踏まえ、透明性・アカウントビリティの確保を求めることについて、どう考えるか。	賛同します。文字だけのSNSだけでなく、動画配信サイト(ニコニコ生放送、ツイキャス、tiktokLiveなど)もお願いします。動画配信サイトは誹謗中傷を放置しており、経済面ばかりを優先しています。それらのサイトは殷様商売化しているので、特にサイトの経済面を気にする必要はないと考えます。特にニコニコ代表は誹謗中傷問題に対して「クリーン化するとは言っていない」といった発言をするなど、誹謗中傷対策に消極的です。	個人
3	3－1	-	政府からの介入に反対	違法・有害情報の流通とそれに触れる機会が多いと考えられること等の諸点を踏まえて、まずは、違法・有害情報の流通の多い大規模なサービスから、サービスの特性等を踏まえ、透明性・アカウントビリティの確保を求めることについて	情報規制は恣意的な選択が行われる可能性がある為に望ましくない。 現在支那の一般住民が手に入れられる中共武漢肺炎に関する情報内容は強い統制を受けており、正しい対処法や情報交換が行われていないという現状、政府からの介入でプラットフォーム事業者の情報規制が発生することはより激しい違法・有害性が発生する懸念がある。	個人
3	3－2	(1)	モデレーションの運用方針の公表	判断基準、措置の実施のために経ることを要する手続を公表することについて	透明性の確保の観点から賛成である	エンターテインメント表現の自由の会
3	3－2	(1)	モデレーションの運用方針の公表	プラットフォーム事業者におけるコンテンツモデレーションの実施の基準となる運用方針として、措置の対象となる情報や行為、取り得る措置の内容やその適用にあたっての判断基準、措置の実施のために経ることを要する手続を公表することについて、どう考えるか。	違法・有害情報の判断は、必ずしも基準によって機械的に行うことができるものではないと考えます。 そうした性質を考慮せずに判断基準が公表されると、これに該当しない類型の違法・有害情報が生じた際には対応が困難になり、コンテンツモデレーションの抜け道を作るおそれがあります。 したがって、当該判断基準等を定める運用方針の公表を行うべきではないと考えます。	楽天モバイル株式会社
3	3－2	(1)	モデレーションの運用方針の公表	プラットフォーム事業者におけるコンテンツモデレーションの実施の基準となる運用方針として、措置の対象となる情報や行為、取り得る措置の内容やその適用にあたっての判断基準、措置の実施のために経ることを要する手続を公表することについて、どう考えるか。	コンテンツモデレーションの実施基準や実施手続が明確となれば、被害者による被害申出や発信者の反論の機会に資することから、コンテンツモデレーションの運用方針は公表されるべきである。	一般社団法人日本音楽事業者協会
3	3－2	(1)	モデレーションの運用方針の公表	・プラットフォーム事業者におけるコンテンツモデレーションの実施の基準となる運用方針として、措置の対象となる情報や行為、取り得る措置の内容やその適用にあたっての判断基準、措置の実施のために経ることを要する手続を公表することについて、どう考えるか。	コンテンツモデレーションの透明性の確保や、情報の投稿を行うユーザーの予見可能性を高めるため、措置の対象となる情報や行為、取り得る措置の内容を公表することは適当であると考え。 一方で、判断基準を公表することとすると、公表情報の悪用（判断基準のすり抜け、判断基準に定義されていない違法・有害情報に関する投稿等）の懸念がある。	LINE株式会社
3	3－2	(1)	モデレーションの運用方針の公表	プラットフォーム事業者におけるコンテンツモデレーションの実施の基準となる運用方針として、措置の対象となる情報や行為、取り得る措置の内容やその適用にあたっての判断基準、措置の実施のために経ることを要する手続を公表することについて、どう考えるか。	プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションの運用方針についての一定事項を公表すべきとの方向性には賛成であるが、実際の公表方法などについては統一的な規則を設けずに大綱的なものにとどめ、具体的な公表事項については事業者の判断に委ねるべきではないか。 特に、詳細な考慮要素や、措置対象とすべきかどうかの閾値等についてまで公表を行う場合、基準をかいぐるうとするユーザーが出現する恐れがあり、とりわけ今回議論の対象となっているユーザー数が大規模なプラットフォームにおいては、そうしたリスクが特に高いことに留意いただくようお願いしたい。	ヤフー株式会社
3	3－2	(1)	モデレーションの運用方針の公表	プラットフォーム事業者におけるコンテンツモデレーションの実施の基準となる運用方針として、措置の対象となる情報や行為、取り得る措置の内容やその適用にあたっての判断基準、措置の実施のために経ることを要する手続を公表することについて、どう考えるか。	システムを悪用しようとする者に対して、有用な情報を誤って提供しないように、どのような情報が開示されるかについて注意する必要があり、柔軟性が必要である。 例えば、YouTubeは、YouTubeのヘイトスピーチポリシーの境界をテストしようとしている個々のクリエイターから、大規模な虚偽のストーリーを広めようとしている組織まで、私たちのシステムを悪用しようとする悪意ある者との戦いに直面している。これらの攻撃者は知識が豊富であり、継続的にテストを行い、システム操作を試みている。そのため、どのような情報を開示すべきかはプラットフォームサービスの安全にとって重要であり、そのためにプラットフォーム事業者の判断が尊重されるべきである。 なおYouTube コミュニティ ガイドラインの策定方法についての詳細は、こちら（ https://youtube-jp.googleblog.com/2022/12/policydevatyoutube.html ）を参照されたい。	グーグル合同会社
3	3－2	(1)	モデレーションの運用方針の公表	プラットフォーム事業者におけるコンテンツモデレーションの実施の基準となる運用方針として、措置の対象となる情報や行為、取り得る措置の内容やその適用にあたっての判断基準、措置の実施のために経ることを要する手続を公表することについて、どう考えるか。	違法・有害情報の判断は、必ずしも基準によって機械的に行うことができるものではないと考えられるところ、そうした性質が考慮されずに判断基準が公表されると、これに該当しない類型の違法・有害情報が生じた際には対応が困難になり、コンテンツモデレーションの抜け道を作るおそれがある。 したがって、当該判断基準等を定める運用方針の策定及び公表に当たっては、上記の点も踏まえた慎重な検討が必要である。	一般社団法人新経済連盟

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
3	3－2	(1)	運用方針公開	プラットフォーム事業者におけるコンテンツモデレーションの実施の基準となる 運用方針 として、措置の対象となる情報や 行為、取り得る措置の内容 やその適用 にあたっての 判断基準 、措置の実施 のために経ることを要する 手続 を 公表することについて、どう考えるか。	そのプラットフォームでお金を稼ぎたいと考えるユーザーは、チェックに引っかかりたくないと考えるので『インターネット上の不適切なコンテンツを監視し、必要があれば削除すること』の基準を全て明らかにして欲しいと考えと思います。 一方で、隠されていることで『インターネット上の不適切なコンテンツを監視し、必要があれば削除すること』に対して挑戦されたと感じて、ぎりぎりのスリリングを味わいたいユーザーもいれば、運営を出し抜いて勝利感を味わいたいと感じるユーザーも出てきます。 運営側にとっては、『インターネット上の不適切なコンテンツを監視し、必要があれば削除すること』の基準は、一種の企業秘密のようなものの扱いになると考えられます。 基準や措置については、開示することが求められる場合が多いと思います。 もしそうでないならば、投稿した情報を人質にとられたようなもので、それが元で何をされるか分かったものではないから、です。 ある程度の安心感が担保されていないと、その個人情報保護の脆弱性を知ったユーザーから離れていきます。 LINEだってそうで、世界で日本人が一番利用しているという話は聞きますけれども、日本人が利用している理由は、恐らく『みんなが使っているから安心』という日本人特有の安心感が担保されているから、です。 欧米では、プライバシーポリシーや利用規約を読んで個人情報保護の脆弱性に気付いた人が呼びかけたからだろうと思いますけれども、LINEはあまり利用されていません。	個人
3	3－2	(1)	運用方針公開		・誹謗中傷か否かを判断する担当者によって、恣意的な運用がなされる危険について十分考慮するべきである。	個人
3	3－2	(1)	運用方針公開	プラットフォーム事業者におけるコンテンツモデレーションの実施の基準となる運用方針として、措置の対象となる情報や行為、取り得る措置の内容やその適用にあたっての判断基準、措置の実施のために経ることを要する手続を公表することについて、どう考えるか。	全ての国民が一斉にそれらの情報に確実に触れる事が出来る機会は国会議員選挙の時の場合だと考える。 基本は国会議員選挙の時に並列に公示して確実に国民に周知するべき。	個人
3	3－2	(1)	運用方針公開	措置の対象となる情報や行為、取り得る措置の内容やその適用にあたっての判断基準、措置の実施のために経ることを要する手続を公表することについて、どう考えるか	賛同します。ただ、1-1で示したような発信者への誤対応は気をつけて欲しいです。	個人
3	3－2	(1)	運用方針公開	まずは、プラットフォーム事業者によるポリシーの策定及びその運用と、それらの透明性・アカウントビリティの確保を通じた対応の適正性を担保する仕組みによって対応されることが必要と考えられるが、	現状プラットフォーム事業者のポリシーが抽象的すぎます。誹謗中傷の抑止のために、どのような投稿がNGなのか、受信者や発信者の心理的背景も踏まえた具体例を提示されたい。	個人
3	3－2	(2)	モデレーションの運用結果の公表	各種数値を公表することについて	透明性の確保の観点から賛成である	エンターテインメント表現の自由の会
3	3－2	(2)	モデレーションの運用結果の公表	どのようにコンテンツモデレーションが運用されたかを公表することについて、どう考えるか。	コンテンツモデレーションの運用結果が公表されれば、誹謗中傷等の被害状況等が明らかとなり、その統計的分析や今後の被害防止対策の検討に資することから、運用結果は広く公表されるべきである。	一般社団法人日本音楽事業者協会
3	3－2	(2)	モデレーションの運用結果の公表	・どのようにコンテンツモデレーションが運用されたかを公表することについて、どう考えるか。	透明性の確保の観点から、コンテンツモデレーションの実施件数等を公表すること自体に異論はないものの、単純に削除した件数を公表するのではなく、ユーザーにとって分かりやすい指標や、他のプラットフォーム事業者の数値と比較可能な形で公表としていくことが望ましい。 一方で、公表内容の充実化に比例して工数的な負担が大きくなることは事実であり、実現可能性の観点から現実的な制度設計をお願いしたい。	LINE株式会社
3	3－2	(2)	モデレーションの運用結果の公表	措置に要した時間の中央値等を公表することについて、どう考えるか。	公表させることには、コンテンツモデレーションを迅速に行わせる一定の効果があると思われるが、何らのサンクションもなければ実効性に欠ける上に、対応の迅速さを優先する結果、安易な対応拒否がなされることも懸念されます。	一般社団法人日本音楽制作者連盟
3	3－2	(2)	モデレーションの運用結果の公表	削除の具体的手法（脚註2）	ブロッキングを削除の手法とすることには憲法に定められた通信の秘密の観点から反対である	エンターテインメント表現の自由の会
3	3－2	(2)	モデレーションの運用結果の公表	日本のユーザに関連する投稿等に関するものとするについて	透明性の確保の観点から賛成である	エンターテインメント表現の自由の会
3	3－2	(2)	モデレーションの運用結果の公表	削除等のコンテンツモデレーションの実 施に係る端緒の件数、端緒ごとに措置が実施された又は実施されなかった件数、根拠となる ポリシーや法的根拠ごとに行われた措置件数、苦情申立ての件数やそれに対する対応結果 ごとの件数、措置に要した時間の中央値等を公表することについて、どう考えるか。また、これらの数値は、日本のユーザに関連する投稿等に関するものとするについて、どう考えるか。	情報の開示は、情報の開示自体を目的として扱われないようにすることが重要であり、上記【前提】で述べたとおり、プラットフォーム事業者の判断に委ねるべきである。すべてのデータ又は大量の技術情報を開示することは必ずしも有用ではない。例えば関連情報が不明瞭になる可能性がある場合や、規制当局が情報過多に直面している場合などは、量的に十分な開示にも関わらず、最終的に透明性の欠如につながることになる。さらに、データを開示する際には、特に、数値がグローバルではなく特定の国レベルの場合は、その集計にも言語別、投稿された国別など多様な集計方法があり、その集計方法の妥当性の検討や事業者間でのすり合わせがないとこえて誤解を生じさせたり、求められるデータの集計方法が事業者側がすでに行っている方法と異なる場合は事業者に多大な負荷を与えることがありうることに留意が必要である。また、いかなる開示要件も、企業秘密を危険にさらしたり、ユーザーのプライバシーやデータ開示に関する法律に違反したり、悪意のある人物が私たちのシステムを悪用できないように注意する必要がある。 このように、データの開示には特定の制限と課題があり、柔軟性が求められることは議論の前提とすべきであり、各企業の自主規制に委ねることが最も適切である。 例えば、上記【前提】で述べたとおり、違法・有害情報には様々な種類の削除請求があり、プラットフォームサービスごとにもその数や性質が異なる。したがって、例えば、削除するための所要時間の中央値を提供するような制度設計とした場合、ユーザーの誤解を招くことになる。また、本来の目的であるユーザー保護のための丁寧な調査や対策に必要な時間をかける重要性が置き去りとされ、処理時間の短縮のみに主眼がおかれた議論へとミスリードされるといった恐れもある。 Googleの透明性レポートに含まれるデータと数値は、正確性と文脈を確保するために慎重に審査されている。情報を処理して公開するには、十分な時間が必要となる。したがって、透明性に関する開示については、正確かつ有意義なものとなるべく、各事業者に柔軟性と自主性を持たせることが重要である。	グーグル合同会社

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
3	3－2	(2)	モデレーションの運用結果の公表	削除等のコンテンツモデレーションの実施に係る端緒の件数、端緒ごとに措置が実施された又は実施されなかった件数、根拠となるポリシーや法的根拠ごとに行われた措置件数、苦情申立ての件数やそれに対する対応結果ごとの件数、措置に要した時間の中央値等を公表することについて、どう考えるか。また、これらの数値は、日本のユーザに関連する投稿等に関するものとするについて、どう考えるか。	情報の開示は、情報の開示自体を目的として扱われないようにすることが重要であり、プラットフォーム事業者の判断に委ねるべきである。すべてのデータ又は大量の技術情報を開示することは必ずしも有用ではない。例えば関連情報が不明瞭になる可能性がある場合や、規制当局が情報過多に直面している場合などは、量的に十分な開示にも関わらず、最終的に透明性の欠如につながることになる。また、いかなる開示要件も、企業秘密を危険にさらしたり、ユーザーのプライバシーやデータ開示に関する法律に違反したり、悪意のある人物が私たちのシステムを悪用できないように注意する必要がある。 このように、データの開示には特定の制限と課題があり、柔軟性が求められることは議論の前提とすべきであり、各企業の自主規制に委ねることが最も適切である。	アジアインターネット日本連盟
3	3－2	(2)	モデレーションの運用結果の公表	上記（１）の運用方針に沿って、どのようにコンテンツモデレーションが運用されたかを公表することについて、どう考えるか。例えば、削除等のコンテンツモデレーションの実施に係る端緒の件数、端緒ごとに措置が実施された又は実施されなかった件数、根拠となるポリシーや法的根拠ごとに行われた措置件数、苦情申立ての件数やそれに対する対応結果ごとの件数、措置に要した時間の中央値等を公表することについて、どう考えるか。また、これらの数値は、日本のユーザに関連する投稿等に関するものとするについて、どう考えるか。	本案においては、コンテンツモデレーションの対象として、「日本のユーザに関連する投稿等に関するもの」（３－２（２））が想定されていると見受けられるが、具体的に日本のユーザによる投稿等なのか、日本のユーザを対象とした投稿等なのか、あるいは（発信者・対象者にかかわらず）日本で生じた事象に関する投稿等であるかも不明確である。 この点については、そもそも対処すべき課題を明確化するとともに、執行に係る実行可能性や、海外事業者も含めた執行面の内外無差別の原則も踏まえ、検討すべきである。 公表を求める項目によっては、分類して件数を計上するだけでも事業者にとっては相当な負担となる可能性があることに留意すべきである。個々の項目について公表する意義を十分に吟味した上で、慎重に検討すべきである。 また、各種の件数等を公表することとしても、公表される各項目の定義や内容が統一されていないと、各事業者で計上する件数の前提が異なって比較しにくくなり、件数を公表する意義が薄れることにもなりかねない。公表を求める場合には、統一的な整理についても検討が必要である。 なお、措置に要する時間はケースによって相当のばらつきがあると予想されるところ、中央値を公表することは適当ではない。	一般社団法人新経済連盟
3	3－2	(2)	運用結果		モデレーションの運用の正常性に関しては、そもそも実施件数だの実施までの時間数だのは何ら意味を持ちません。 発信者側にとって重要なことのひとつとして、モデレーションに対する異議申し立ての結果に「発信者が納得したかどうか」の集計があります。 一方で、コンテンツモデレーション自体が適正に行われているかどうかは、「内容がわからない」のであれば数値を出したところで意味がないですし、プラットフォームごとに大きく数字が異なり、いわゆる日本お得意の「生産性を落とす無意味な労働」の創出に終わります。 言総研などに定期的に具体的な内容が記載されたモデレーション結果のレポート（もちろんデジタルであり紙は禁止）を提出し、機械学習やランダムサンプリングによる人の手での検査が行われることが重要です。 これらを「件数」などの「数値」で置き換えることはできません。	個人
3	3－2	(2)	運用結果	どのようにコンテンツモデレーションが運用されたかを公表することについて、どう考えるか。例えば、削除2等のコンテンツモデレーションの実施に係る端緒の件数、端緒ごとに措置が実施された又は実施されなかった件数、根拠となるポリシーや法的根拠ごとに行われた措置件数、苦情申立ての件数やそれに対する対応結果ごとの件数、措置に要した時間の中央値等を公表することについて	公表は官報に記載して、20年間の対応結果のデータを電子的にいつこの誰であろうと直感的に検索できる公開公文書として電子的に保管するべき。	個人
3	3－2	(3)	運用結果		誹謗中傷による事件が後を絶たない中、とてもよいものだと思いますが、政府に不都合な情報まで統制してしまうのでは？という憶測にまで発展すると、国民の不安が広まるので、「どんなものを削除・削除依頼」したのかを国民にでも見られるようにしてほしいです。	個人
3	3－2	(2)	運用結果	どのようにコンテンツモデレーションが運用されたかを公表することについて、どう考えるか。	件数を公表することに賛同します。	個人
3	3－2	(2)	削除の手法	削除の具体的手法（脚註2）	ブロックングを削除の手法とすることには憲法に定められた通信の秘密の観点から反対である。 「それでも地球は回ってる。」という言葉とその背景を忘れてはいけません。	個人
3	3－2	(2)	日本人ユーザ	上記（１）の運用方針に沿って、どのようにコンテンツモデレーションが運用されたかを公表することについて、どう考えるか。例えば、削除等のコンテンツモデレーションの実施に係る端緒の件数、端緒ごとに措置が実施された又は実施されなかった件数、根拠となるポリシーや法的根拠ごとに行われた措置件数、苦情申立ての件数やそれに対する対応結果ごとの件数、措置に要した時間の中央値等を公表することについて、どう考えるか。また、これらの数値は、日本のユーザに関連する投稿等に関するものとするについて、どう考えるか。	まず、日本人ユーザーのみの情報だけ取り扱うことは、よろしくないと思います。 理由は、現在でさえ、日本は世界的に見て報道の自由が少ない国とされています。 日本人が外国語に馴染みがないというのも理由のひとつでしょうけれども、TVや新聞などで海外のニュースなどの情報があまり取り上げられていないことが原因のひとつだと思います。 『ガラパゴス化』ですね。 GHQの政策が未だに日本で守られているので、ここを思い切って改革する必要があるように思います。 日本人ユーザーのみの情報と、世界各国の情報とを並べて比較できるような形で使用するのなら、ありだと思います。 YouTubeの場合ですと、問い合わせ窓口が対人では作られていないので、アメリカにある本社に連絡することで有意義な問い合わせをすることが出来ます。 『これだけががんばったんだよ』、と実績を強調されても、素直に評価できる人と、全く気に留めない人もいるので、一概には言えないけれども、実績を素直に公表する分には問題ないように思います。 数値を改ざんしたり情報を盛るようなことがあれば、ユーザーからの信頼が失われるきっかけのひとつになりうと思います。	個人
3	3－2	(2)	日本人ユーザ	これらの数値は、日本のユーザに関連する投稿等に関するものとするについて、どう考えるか。	殆どの問題は日本人ユーザ間で起こっていることを考えれば、まずはその通りで宜しいと思います。	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
3	3－3	-	運用の自己評価・公表	プラットフォーム事業者が、コンテンツモデレーションの運用について、自ら評価を行いその結果を公表することについて、どう考えるか。	コンテンツモデレーションの運用評価については、自己評価のみならず、独立の第三者機関による実効性のある評価を受けた上で、それらを公表するべきである。	一般社団法人日本音楽事業者協会
3	3－3	-	運用の自己評価・公表	・プラットフォーム事業者が、コンテンツモデレーションの運用について、自ら評価を行いその結果を公表することについて、どう考えるか。	サービス上における違法・有害情報の総流通量を測ることは困難であるとの事情から、例えば、評価期間中にコンテンツモデレーションの実施件数が増加した場合、ある側面では確実にコンテンツモデレーションを実施しているとの評価になり得るが、別の側面では違法・有害情報の流通量が増加しているともいえるため、評価基準を一様に定めることには一定の限界があるものと考えられる。 評価基準については、他のプラットフォーム事業者の数値と比較可能なものとするのが適当であり、その時々違法・有害情報の流行、システムの利用者による通報等の閾値の変化、システムの検知精度など、様々な要素が影響することを踏まえつつ、実効性のある評価スキームの確立が必要であると考える。	LINE株式会社
3	3－3	-	運用の自己評価・公表、自己評価に基づく運用方針の改善	プラットフォーム事業者が、コンテンツモデレーションの運用について、自ら評価を行いその結果を公表することについて、どう考えるか。また、必要に応じて、プラットフォーム事業者が、自己評価結果に基づいて運用方針を改定することについて、どう考えるか。	事業者に対してPDCAサイクルを行政が義務付けることを通じ、どのような取組を行わなければならないかが実質的に行政の裁量によって決められることにより、事業者による自主的な取組という趣旨を逸脱する仕組みの導入とならないことを確保する必要がある。 仮に事業者が自己評価を行うとした場合であっても、行政が評価の基準等を定めるのは、表現の自由の侵害や検閲になり得るものであり、慎重な検討が必要である。	一般社団法人新経済連盟
3	3－3	-	運用の自己評価・公表、自己評価に基づく運用方針の改善、評価の客観性を高める工夫	プラットフォーム事業者が、コンテンツモデレーションの運用について、自ら評価を行いその結果を公表することについて、どう考えるか。また、必要に応じて、プラットフォーム事業者が、自己評価結果に基づいて運用方針を改定することについて、どう考えるか。その際、自己評価には、とすればいゆるお手盛り評価となる可能性があり、評価の客観性や実効性を高める工夫を行うことが考えられるが、具体的にどのような工夫が考えられるか。	事業者による自主評価を基本としつつ、評価の客観性・実効性を向上させるべきとの基本的な方向性については賛成である。ただし、各事業者によってポリシーの内容、データの定義や取得の範囲・手法などが異なりうることから、仮に一定の規律を設けるとのことであれば、いかにして比較可能性を担保すべきか本WGにおいて一定の方向性を示したくようお願いしたい。 なお、違反件数や違反率等はその時々社会経済情勢やユーザーの利用動態など様々な要因によって変動しうることから、コンテンツモデレーションの運用の変更がどのような効果をもたらしたかという分析・証明には複雑な因果推論が必要となり、その妥当性・客観性を確保することには一定の限界があり得る。このため、今後、適切な評価のあり方については社会的にも研究が進められることが必要と考える。	ヤフー株式会社
3	3－3	-	運用の自己評価・公表、自己評価に基づく運用方針の改善、評価の客観性を高める工夫、工夫の公表	プラットフォーム事業者が、コンテンツモデレーションの運用について、自ら評価を行いその結果を公表することについて、どう考えるか。また、必要に応じて、プラットフォーム事業者が、自己評価結果に基づいて運用方針を改定することについて、どう考えるか。その際、自己評価には、とすればいゆるお手盛り評価となる可能性があり、評価の客観性や実効性を高める工夫を行うことが考えられるが、具体的にどのような工夫が考えられるか。 プラットフォーム事業者によっては、コンテンツモデレーションの判断の際、助言・審査等一定の関与を行う機関を設けるなど、判断の客観性向上に資する工夫を行っているところ、こうした取組状況を公表することについてどう考えるか。	誹謗中傷等の違法・有害情報への対応は、プラットフォーム事業者自ら自主的な取組として実施することを基本とすべきであり、業界団体の提供する枠組みなどにより、プラットフォーム事業者が自主的に自らの取組み状況を公表しているような場合には、その取組みを尊重していただくことが適当であると考えます。	一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（略称：SMAJ）
3	3－3	-	被害の実態の把握・公表	このほか、自己評価の前提条件の把握のために、プラットフォーム事業者が、自らのサービス上に流通している違法・有害情報とそれによって生じている被害の実態についても、把握・公表することについて、どう考えるか。	プラットフォーム事業者が投稿により「被害」が発生していると認識した場合、当該投稿はポリシー又は法令に基づき削除されるものと考えられ、今後の議論に当たっては「被害」と「削除件数」が概念としてどのように異なるのか、明らかにしておくようお願いしたい。	ヤフー株式会社
3	3－3	-	被害の実態の把握・公表	自己評価の前提条件の把握のために、プラットフォーム事業者が、自らのサービス上に流通している違法・有害情報とそれによって生じている被害の実態についても、把握・公表することについて、どう考えるか。	上記「前提」で述べたとおり、各コンテンツが違法又は有害であるかどうかは具体的な表現において、具体的事実、文脈、特徴等により異なる上、流通する情報量が膨大であるため、具体的な請求なしに、Google側で自主的・網羅的に違法・有害情報を判断することは非現実的である。よって、Googleのサービス上に流通している違法又は有害な情報の被害の実態を開示することも非現実的である。	グーグル合同会社
3	3－3	-	自己評価の実施・公表	プラットフォーム事業者が、コンテンツモデレーションの運用について、自ら評価を行いその結果を公表することについて、どう考えるか。	賛同します。	個人
3	3－3	-	被害の実態把握	プラットフォーム事業者が、自らのサービス上に流通している違法・有害情報とそれによって生じている被害の実態についても、把握・公表することについて、どう考えるか。	賛同します。	個人
3	3－3	-	自己評価	自己評価には、とすればいゆるお手盛り評価となる可能性があり、評価の客観性や実効性を高める工夫を行うことが考えられるが、具体的にどのような工夫が考えられるか。	生データと共に自己評価してほしい。また、公的機関による講評を追記してほしい。	個人
3	3－3	-	公表の留意事項		実態の公表については、これも前の項目で述べた通り、利用者との契約内容（主に利用規約）における禁止事項やモデレーション対象としての理解を深める意味合いがあるので、大に行うべき項目です。 その際には、個人情報そのものや、それを推定可能な情報を日本政府バりに黒塗りするなどしっかりと対策を行ったうえで公表すべきですし、事例としての理解のしやすさに重点を置き、整理整頓された状態で一覧性良くまとめた形での公表が望ましいです。	個人
3	3－3	-	自己評価への公的機関による評価	自己評価には、とすればいゆるお手盛り評価となる可能性があり、評価の客観性や実効性を高める工夫を行うことが考えられるが、具体的にどのような工夫が考えられるか。	生データと共に自己評価してほしい。また、公的機関による講評を追記してほしい。（再掲）	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
3	3－3	-	自己評価への公的機関による評価		上で書いた通り、プラットフォーム事業者による自己評価の実施・公表、運用方針の改定を促す事について問題はないと考えるが、表現の自由に与える影響などの観点から、その評価に対して一定の関与を行う公的機関を設ける事などはするべきではない。あくまで問題のある場合に明確に権限及び義務を有する行政庁の監査を可能とするに留めるべきである。	個人
3	3－3	-	自己評価への公的機関による評価	プラットフォーム事業者が、コンテンツモデレーションの運用について、自ら評価を行いその結果を公表することについて、どう考えるか。また、必要に応じて、プラットフォーム事業者が、自己評価結果に基づいて運用方針を改定することについて、どう考えるか。その際、自己評価には、ともすればいゆるお手盛り評価となる可能性があるが、具体的にどのような工夫が考えられるか。プラットフォーム事業者によっては、コンテンツモデレーションの判断の際、助言・審査等一定の関与を行う機関を設けるなど、判断の客観性向上に資する工夫を行っているところ、こうした取組状況を公表することについてどう考えるか。	それは民間企業に対する国家の私的な関与と何が違うんだ？ 民間企業が自己評価を客観的に行うための事業報告であり、会計報告であり、株主総会であり、消費者からの評価なのだろう？ そこに国が口を出すのはお門違いだ。 文句があるなら官営のプラットフォームでも作ってる。	個人
3	3－3	-	第三者評価	プラットフォーム事業者が、コンテンツモデレーションの運用について、自ら評価を行いその結果を公表することについて、どう考えるか。また、必要に応じて、プラットフォーム事業者が、自己評価結果に基づいて運用方針を改定することについて、どう考えるか。その際、自己評価には、ともすればいゆるお手盛り評価となる可能性があるが、具体的にどのような工夫が考えられるか。プラットフォーム事業者によっては、コンテンツモデレーションの判断の際、助言・審査等一定の関与を行う機関を設けるなど、判断の客観性向上に資する工夫を行っているところ、こうした取組状況を公表することについてどう考えるか。 このほか、自己評価の前提条件の把握のために、プラットフォーム事業者が、自らのサービス上に流通している違法・有害情報とそれによって生じている被害の実態についても、把握・公表することについ	プラットフォーム事業者と金銭的・人脈的に全く関係のない第三者団体の調査結果という形で公表されるならば、透明性が高いと評価されると思います。 自己評価の場合は、その事業者の主張、という評価に留まると思います。 事業者が自己評価を元に運用方針を改定するのは、その事業者の自由だと思いますし、『研鑽』ととらえられるか『改悪』ととらえられるかは、ユーザーの考え方次第でしょう。 出来る工夫のひとつとしては、その情報の収集・公表をA I にしてもらうこと、です。 A I なら、恐らく寸度も情報改ざんも行わないでしょう。 取組情報を公表することは、事業者の工夫を公表することなので、おおいにあってよいと思いました。 事業者が準拠している国が日本ではない場合があるので、その場合は、日本国内においてインターネット上で利用したとしても、治外法権になるように思います。 また、事業者側が考える『違法・有害情報』は必ずしもユーザーが考えるものとは一致しません。 把握するのは、事業者が今後自分の事業をどうして行くのかの参考資料になるので、集めていると思います。 公表するのは事業者側にとって、リスクにもなり、チャンスにもなりえると思うので、透明性を高めるためにも、公表するのがよいと思います。	個人
3	3－3	-	第三者評価		自己評価は必要なし。単なる広告にしかありません。	個人
3	3－4	-	全般		言総研なり民間企業なり、第三者的な立場からの、一定の監査基準における監査が最低限必要です。	個人
3	3－4	-	人的体制等の整備状況の公表	コンテンツモデレーションに従事する人員の数や監督者の有無など、実施に係る人的体制の整備や育成状況について、プラットフォーム事業者に公表を求めることについて、どう考えるか	賛同します。人権対策は企業として最低限備えているべき機能です。	個人
3	3－4	-	人的体制等の整備状況の公表	コンテンツモデレーションに従事する人員の数や監督者の有無など、実施に係る人的体制の整備や育成状況について、プラットフォーム事業者に公表を求めることについて、どう考えるか。	コンテンツモデレーションに関する人的体制等について公表することにより、その運用の適正性を判断する資料となることから、これらは公表されるべきである。	一般社団法人日本音楽事業者協会
3	3－4	-	人的体制等の整備状況の公表、日本ユーザに関する整備状況	・コンテンツモデレーションに従事する人員の数や監督者の有無など、実施に係る人的体制の整備や育成状況について、プラットフォーム事業者に公表を求めることについて、どう考えるか。また、これらの整備状況は、日本のユーザーに関連する投稿等に関するものとするについて、どう考えるか。	これまでも、プラットフォームサービスに関する研究会において、コンテンツモデレーションに従事する人員の数や監督者の有無等をお示ししており、これらの情報を公表すること自体は可能である。 しかしながら、コンテンツモデレーションに従事する人員や監督者の有無を把握することでコンテンツモデレーションを行う体制が整備されているか否かの推測はできるものの、各プラットフォーム事業者によってサービスの特性、モニタリングの実施方法、システム等が異なり、コンテンツモデレーションの体制が異なること、また、これを公表したからといって違法・有害情報の投稿が減少するわけではないとも考えられることから、従前のとおり、プラットフォームサービスに関する研究会など取組状況の共有の場において報告することが適当ではないか。	LINE株式会社

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
3	3－4	-	人的体制等の整備状況の公表、日本ユーザに関する整備状況	コンテンツモデレーションに従事する人員の数や監督者の有無など、実施に係る人的体制の整備や育成状況について、プラットフォーム事業者に公表を求めることについて、どう考えるか。また、これらの整備状況は、日本のユーザに関連する投稿等に関するものとするについて、どう考えるか。	コンテンツモデレーションに従事する人員の数や監督者の有無など実施に係る人的体制の整備や育成状況について、プラットフォーム事業者に公表を求め、これらの対象を、日本のユーザに関連する投稿等に関するものとするには賛同しない。 現在Google では、世界に20,000人を超えるスタッフが、1日24時間、週7日、年365日、プラットフォームサービス全体でコンテンツのモデレーションに取り組んでいる。当該チームは多様であり、製品スペシャリスト、エンジニア、弁護士、データサイエンティスト、元法執行官などで構成されており、そして安全性と対象分野の専門家のネットワークと協力して日々世界中で対応に取り組んでいる。また、コンテンツモデレーションにおいては機械学習などのアプローチも用いられており、その運用は日本のユーザに関連する投稿に限らないことが多い。したがって、日本の事案への対処であっても、このようにグローバルに開発、運用されているコンテンツのモデレーションの仕組みを活用して問題のあるコンテンツに対処するために、それぞれが独自の専門知識を持つさまざまな部門の者からなる世界各地のグローバルチームの人員が従事している。このため、日本のケースのみを担当する正確な人数を提供することは不可能である。例えば、仮に日本オフィスに在籍していることや、日本語話者であることが「日本のユーザに関連する投稿等に従事している」という切り口で人的体制について説明をした場合、それは実態とは大きく乖離する可能性があり、またGoogleのようなグローバルな会社である場合には、不当な評価を受けかねないことを指摘したい。	グーグル合同会社
3	3－4	-	人的体制等の整備状況の公表、日本ユーザに関する整備状況	コンテンツモデレーションに従事する人員の数や監督者の有無など、実施に係る人的体制の整備や育成状況について、プラットフォーム事業者に公表を求めることについて、どう考えるか。また、これらの整備状況は、日本のユーザに関連する投稿等に関するものとするについて、どう考えるか。	コンテンツモデレーションの実施に係る人的体制や育成状況の公表を求めることの意義が必ずしも明らかでない。 人的体制等については、各事業者におけるリソースの配分をどう最適化するかのプロセスにすぎず、コンテンツモデレーションに関して、どのような取組が行われているのかということが重要であるとも考えられるところ、人的体制等の公表を求める場合には、その意義を明確にしていきたい。	一般社団法人新経済連盟
3	3－4	-	他国との比較	コンテンツモデレーションに従事する人員の数や監督者の有無など、実施に係る人的体制の整備や育成状況について、プラットフォーム事業者に公表を求めることについて、どう考えるか。また、これらの整備状況は、日本のユーザに関連する投稿等に関するものとするについて、どう考えるか。	事業者に公表を求めることについては、透明性を確保するためには必要だと思います。 また、他国との比較が出来るようにすることが必要だと思います。	個人
3	3－4	-	日本ユーザ	これらの整備状況は、日本のユーザに関連する投稿等に関するものとするについて、どう考えるか。	賛同します。まずは日本ユーザ関連のみで良いと考えます。	個人
3	3－4	-	AI等による自動処理	AI等による自動処理	AI等の情報技術を用いることは賛成であるが、その結果、発信者の権利を不当に害してしまった割合や件数は公表すべきである	エンターテインメント表現の自由の会
3	3－4	-	AI等による自動処理	プラットフォーム事業によっては、AI 等による自動処理といった、コンテンツモデレーションの迅速化に資する工夫を行っているところ、こうした取組状況を公表することについてどう考えるか。	AI等による自動処理については、コンテンツモデレーションの迅速化に資する反面、自動処理の故に誤った判定がされているという問題も指摘されている。これらが公表されることにより、自動処理の改善に資することが考えられることから、取組状況は広く公表されるべきである。	一般社団法人日本音楽事業者協会
3	3－4	-	AI等による自動処理	また、プラットフォーム事業によっては、AI 等による自動処理といった、コンテンツモデレーションの迅速化に資する工夫を行っているところ、こうした取組状況を公表することについてどう考えるか。	AI等に関する自動でのコンテンツモデレーションについて、その取り組み状況を公表することについては、その限界もあることから、その公表の有無及び程度は具体的には各プラットフォーム事業者の判断に委ねるべきである。	グーグル合同会社
3	3－4	-	AI等による自動処理	また、プラットフォーム事業によっては、AI等による自動処理といった、コンテンツモデレーションの迅速化に資する工夫を行っているところ、こうした取組状況を公表することについてどう考えるか。	公表内容の検討に当たっては、当該事業者の営業秘密や知的財産権の侵害等、事業活動への不当な影響を招くことのないよう、留意すべきである。	一般社団法人新経済連盟
3	3－4	-	AI等による自動処理	「AI等による自動処理」について	AIの自動処理を必ずしも否定しないが、AIの利用には人間による確認も介在させるといった、AIと人間のバランスも必要であるとする。AIは必ずしも適切な判断をしない場合があるし、文脈まで読み取らないのが弱点だ。2018年にはフェイスブックが、「ウィレンドルフのビーナス」の画像をサイト上から削除したことが知られている。これについては、市民ばかりではなく、展示を行っているウィーン自然史博物館からも批判を受けている。AIの判断が原因という説もあった。また、フェイスブックは2016年に、サイト上からベトナム戦争の報道写真「ナバーム弾の少女」を削除した後、その削除を撤回している。こちらもAIの判断が原因という説もあった。「ウィレンドルフのビーナス」や「ナバーム弾の少女」が、人間が目視した上での判断で削除に至ったとするならば、その判断をする人材についても適切な人材を選択するべきであるということは付け加えておく。	女子現代メディア文化研究会
3	3－4	-	AI等による自動処理	また、プラットフォーム事業によっては、AI等による自動処理といった、コンテンツモデレーションの迅速化に資する工夫を行っているところ、こうした取組状況を公表することについてどう考えるか。	A I による工夫を行っていることへの公表は必要だと思います。 その際に、どの単語がチェックに引っかかるのかも公表してもらえれば、ユーザー側も納得してプラットフォームを利用できると思います。 隠した基準でだまし討ちをするようなことが、私はよろしくないと考えています。	個人
3	3－4	-	AI等による自動処理		機械学習などの導入は効率化の観点から当然であるが、「人間と同様」に誤判断がある以上は、契約上の不当な措置とならないように、きちんと異議申し立ての手順を整備し、機械のみでの対応とならないよう注意する必要があります。 また、具体的に何が問題となってモデレーション対象となったのかを明確に示し、受け入れ可能な内容への修正を促すことは、利用者のモラル成長の意味でも重要なので、前向きに取り組むべきです。 日本の警察や検察のように、グレーゾーン行為が横行するからというような言い訳をするのではなく、きちんと判断基準などを明確化して、双方納得いくサービスの利用を目指すべきです。	個人
3	3－4	-	AI等による自動処理	プラットフォーム事業によっては、AI等による自動処理といった、コンテンツモデレーションの迅速化に資する工夫を行っているところ、こうした取組状況を公表することについてどう考えるか	AIは機能しているとは言い難い。機能しているなら、今頃状況は劇的に改善しているはずです。不安定なAIに頼るのではなく、複数アカウント禁止や匿名コメント禁止など、根本的な解決法があります。それにも関わらず、殆どのプラットフォーム事業者は経済面を優先して実施していません。事業者の怠慢と考えます。	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
3	3－4	-	AI等による自動処理		現状、作品の乗っ取りや逆恨みや思想上の破壊工作や誣告といったものから通報者の勘違いやAI自体のアルゴリズムやデータ蓄積の不足といった理由で、結構誤凍結や誤削除がおきています。 だからAIによる自動処理はまだまだ途上と看做し『削除する際は必ず人が見て判断し、削除等の際はきちんと理由をユーザーに事細かに伝える』ということを前提とすべきです。	個人
3	3－4	-	AI等による自動処理	・また、プラットフォーム事業によっては、AI 等による自動処理といった、コンテンツモデレーションの迅速化に資する工夫を行っているところ、こうした取組状況を公表することについてどう考えるか。	・左記のものについては、産官学界が共同し、より良いアルゴリズムの開発等に向けて取り組むためにも是非公表して頂きたい。	弁護士①
3	3－4	-	AI等による自動処理及びアーキテクチャ上の工夫	プラットフォーム事業者によっては、AI 等による自動処理といった、コンテンツモデレーションの迅速化に資する工夫を行っているところ、こうした取組状況を公表することについてどう考えるか。 さらに、プラットフォーム事業者は、例えば投稿時に再考・再検討を促す機能といった、アーキテクチャ上の工夫による違法・有害情報の被害低減に取り組んでいるところ、そうした取組状況について公表することについて、どう考えるか。	違法・有害情報の被害低減への取組みについては、プラットフォーム事業者間の競争領域ではなく、協調領域である考えますので、アーキテクチャ上の工夫などの取組み状況については、個社で公表するのではなく、ベストプラクティスとしてプラットフォーム事業者間で情報共有可能な仕組みとすることが適当であると考えます。	一般社団法人 ソーシャルメディア 利用環境整備機構（略称：SMAJ）
3	3－4	-	アーキテクチャ上の工夫	・さらに、プラットフォーム事業者は、例えば投稿時に再考・再検討を促す機能といった、アーキテクチャ上の工夫による違法・有害情報の被害低減に取り組んでいるところ、そうした取組状況について公表することについて、どう考えるか。	・左記のものについては、産官学界が共同し、より良いアルゴリズムの開発等に向けて取り組むためにも是非公表して頂きたい。	弁護士①
3	3－4	-	アーキテクチャ上の工夫	・プラットフォーム事業者は、例えば投稿時に再考・再検討を促す機能といった、アーキテクチャ上の工夫による違法・有害情報の被害低減に取り組んでいるところ、そうした取組状況について公表することについて、どう考えるか。	「投稿時に再考・再検討を促す機能等のアーキテクチャ上の工夫を公表すること」の目的が、関係者間のベストプラクティスの共有であるとするれば、個社で公表するよりも、貴省の検討会や業界団体等において取りまとめて公表の方が効果的ではないかと考える。	LINE株式会社
3	3－4	-	アーキテクチャ上の工夫	さらに、プラットフォーム事業者は、例えば投稿時に再考・再検討を促す機能といった、アーキテクチャ上の工夫による違法・有害情報の被害低減に取り組んでいるところ、そうした取組状況について公表することについて、どう考えるか。 その他、プラットフォーム事業者に、透明性・アカウントビリティの確保が求められる事項はあるか。	投稿時の再考・再検討を促す機能はあってもよいが、投稿情報の『具体的にどこを直して欲しいのか』を表示することが必要だと思われます。 （Y o u T u b e 動画なら、動画が始まって何分何秒時点の音声のこの単語の表現をもっとやわらかい表現にして欲しい、など。） 何の情報も無く、ただ、『この動画は不適合なので作り直してください』と表示されたら、ユーザー側はとても立腹すると思います。 その他には、お金の流れに透明性があるとよいでしょうね。 （**デジタル円化、デジタルドル化をするという意味ではない。）	個人
3	3－4	-	アーキテクチャ上の工夫		DMM及びFANZAのコミュニティを見ていて。 DMM側では今は現在見られませんがFANZA（R18）側のほんの限られたサンプルではありましたが危険な人が2名程おりましてそれらが中傷行為や攻撃行為を行っていたながらも対応を取らない管理体制は日頃から問題とっていました。 今でこそ[REDACTED]は以前よりは大人しいとはいえ過去の意見板にて誹謗中傷行為を第三者ユーザーに行い窘めた事がある。尚その人への通報は幾度となく100人は累計で越えるもアカウントへの処罰事例0。公式側のサクラと認定して差し支えないかと。 もう一つはつい最近にてモンスター娘TDのR18板にて他人への強要や中傷行為を度々行う[REDACTED]に関しては被害者の方の親告罪で立件する事が可能なレベルの行為を行っていたながらも管理側が一切の対処を怠っている点は見過ごせない怠慢だと思いました。この方も公式のサクラアカウントと認定して差し支えないかと。 まずサクラと一般ユーザーを厳密に分類するのは難しいですが、一般ユーザーと思いき人がそれら同様の違反行為を行えばアカウント削除事由に抵触し早ければすぐに停止や削除の憂き目に遭うのに対して常習的な犯行を行う上記2名のように会社や関係者と思いき加害者はBAN措置などを行われていないという事です。 不快な言動だけならいざ知らず中傷行為及び差別発言にスクリーンショットで証拠の強要等も行った後者[REDACTED]に関しては厳罰が必須だと思うのですが外部にて開示請求や訴訟準備等のし易い環境を整えてくれると助かるなと思います。 他のコミュニティの方々は世間一般モラルに配慮した話題の中で[REDACTED]の言動は逸脱した非常に攻撃的で加害性の強い代物であり度々通報するもそのアカウントへの対処を怠っている。スクリーンショットに言動の証拠も幾つかあるにも拘わらずです。運営や管理側が対処しないのであればユーザー個人にて提訴しなければならないのは提供側のプラットフォーム側の責任が強くあると思います。 誹謗中傷に抵触しそうなコメントがあれば投稿前に指摘出来る仕組み等で投稿を考え直させる仕組みなどが必要だと思いますし、外部サイトからの働きかけも重要だと思います。 昨今、男性差別を助長するTwitterでフェミニストを自称する人達も問題です。反社会的行動を行う又は加担していた事がColabo問題で判明した。	個人
3	3－4	-	アーキテクチャ上の工夫		・3-4 公的機関からの勧告・案内や正確な情報の提供について法的責任を負っている機関・団体・法人・個人からの情報と、一般人の投稿との間に信用度の差を可視化する機能を設けることの義務付けはどうだろうか？ フェイクニュースは拡散されやすい https://www.science.org/doi/10.1126/science.aap9559	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
3	3－4	-	アーキテクチャ上の工夫	プラットフォーム事業者は、例えば投稿時に再考・再検討を促す機能といった、アーキテクチャ上の工夫による違法・有害情報の被害低減に取り組んでいるところ、そうした取組状況について公表することについて、どう考えるか。	現在のところ、再考を促す機能は誹謗中傷を解決していません。ただし、文言をより厳しいものに変えていたり、コメント投稿を可能にするまでの待ち時間を設けたりすることで改善する可能性はあると考えます。したがって、抑止力を高めるためにも、そういった取り組みは公表して然るべきと考えます。	個人
3	3－4	-	その他透明性・アカウントビリティの確保が求められる事項	その他透明性・アカウントビリティの確保が求められる事項	いわゆるシャドウバンや各国によって検索結果が異なるなど、ユーザが「騙された」と感じるような措置を施している場合、その内容を公表すべきである	エンターテインメント表現の自由の会
3	3－5	(1)	全般	(全般)	ユーザ利益の保護のため賛成である。また、別添様式一定の要件を満たす海外プラットフォーム事業者においては日本語による窓口を設けるべきである	エンターテインメント表現の自由の会
3	3－5	(1)	全般		現状のままで良い	個人
3	3－5	(1)	申請や請求の理由を容易かつ十分に説明できるような手続の整備	プラットフォーム事業者による適切な対応につなげるため、被害者がプラットフォーム事業者のポリシーに基づくコンテンツモデレーションの申請や法的な削除請求（以下「コンテンツモデレーションの申請等」という。）を行うにあたって、申請や請求の理由を容易かつ十分に説明できるよう手続を整備することについて、どう考えるか。	添付資料の点数やデータ容量・形式、文字数の制限が強いケースがあり、被害者が受けた被害を十分にプラットフォーム事業者に対して説明できるように手続を整備することについて、賛成する。また、既存の被害類型にあてはまらない新しい形態の誹謗中傷や複数の被害類型にあてはまり複合的な判断が求められるもの等に関しては、包括的に受け付ける「その他」のような項目を設けることを検討されたい。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会
3	3－5	(1)	申請や請求の理由を容易かつ十分に説明できるような手続の整備	プラットフォーム事業者による適切な対応につなげるため、被害者がプラットフォーム事業者のポリシーに基づくコンテンツモデレーションの申請や法的な削除請求（以下「コンテンツモデレーションの申請等」という。）を行うにあたって、申請や請求の理由を容易かつ十分に説明できるよう手続を整備することについて、どう考えるか。	申請や請求に際しては、自らの個人情報を提示し、手続を行なわなくてはならないことが多いが、芸能人の場合、イメージやプライバシーを重要視する職業であることから、被害を受けながらも、個人情報の提示を躊躇し、申請等を断念してしまうケースも多いため、所属事務所による手続代行ができるような法整備がされるべきである。	一般社団法人日本音楽事業者協会
3	3－5	(1)	申請や請求の理由を容易かつ十分に説明できるような手続の整備	プラットフォーム事業者による適切な対応につなげるため、被害者がプラットフォーム事業者のポリシーに基づくコンテンツモデレーションの申請や法的な削除請求（以下「コンテンツモデレーションの申請等」という。）を行うにあたって、申請や請求の理由を容易かつ十分に説明できるよう手続を整備することについて、どう考えるか	「措置申請窓口」については、例えば、プロバイダ責任制限法に基づく手続きとしての窓口（削除請求・発信者情報開示請求に関する書面の対応窓口）と各投稿ごとの違反申告ボタンの送信先等の窓口といったように、それぞれ目的・性質が異なるものがある場合もあることから、具体的にどの機能を持つものを意味しているかお示しいただきたい。また、被害者以外による申告を可能としている違反申告と被害者の救済のための申請については、それぞれ必要な措置が異なると考えられる点について留意いただきたい。	ヤフー株式会社
3	3－5	(1)	申請等の窓口の分かりやすい公表、申請や請求の理由を容易かつ十分に説明できるような手続の整備	・コンテンツモデレーションの申請等の窓口の所在を分かりやすく公表することについて、どう考えるか。 ・プラットフォーム事業者による適切な対応につなげるため、被害者がプラットフォーム事業者のポリシーに基づくコンテンツモデレーションの申請や法的な削除請求（以下「コンテンツモデレーションの申請等」という。）を行うにあたって、申請や請求の理由を容易かつ十分に説明できるよう手続を整備することについて、どう考えるか。	手続の適正性の確保の観点から、ユーザーがコンテンツモデレーションの申請窓口にアクセスしやすくすべきことに異論はない。 また、違法・有害情報を目撃したユーザーからの通報により、プラットフォーム事業者が違法・有害情報を認知し、速やかな削除等の対応を可能とするためには、サービス画面上に通報ボタンを設けるなど、簡便に通報できるような手段を設けておくことが有効であると考えられる（複雑な通報フォームにすると、かえって通報をためらうことも考えられる。）。 一方で、違法・有害情報の投稿による権利侵害の被害者が当該情報の削除を求める場合には、プラットフォーム事業者のポリシーに基づくコンテンツモデレーションの申請や法的な削除請求を行うにあたって、申請や請求の理由を容易かつ十分に説明できる問合せフォームを用意しておく必要がある。 このため、違法・有害情報を目撃した場合の通報と、権利侵害にあった被害者からの削除申請といった目的別に、複数のフォームを設けておくことも有効であると考えられる。	LINE株式会社
3	3－5	(1)	申請等の窓口の分かりやすい公表	コンテンツモデレーションの申請等の窓口の所在を分かりやすく公表することについて、どう考えるか。	被害者の立場からは、権利侵害が発生した際には、できる限り迅速に投稿を取り下げてもらったり、加害者を特定してもらったりすることを望んでおり、コンテンツモデレーションの申請等の窓口が分かりやすく公表されているに越したことはないが、投稿情報ごとに、通報ボタン等を設置しているサービスにおいても誹謗中傷等の投稿が存在し続けている現状からすると、窓口自体が抑止力となり得るような、一步踏み込んだ仕様での窓口設置などについても検討してもらいたい。	一般社団法人日本音楽事業者協会
3	3－5	(1)	申請等の窓口の分かりやすい公表	プラットフォーム事業者による適切な対応につなげるため、被害者がプラットフォーム事業者のポリシーに基づくコンテンツモデレーションの申請や法的な削除請求（以下「コンテンツモデレーションの申請等」という。）を行うにあたって、申請や請求の理由を容易かつ十分に説明できるよう手続を整備することについて、どう考えるか。 例えば、コンテンツモデレーションの申請等の窓口の所在を分かりやすく公表することについて、どう考えるか。	プラットフォーム事業者による適切な対応に繋げるためならば必要だと思います。 YouTubeの場合に求めることは、日本国内に申請窓口を作って欲しい、ということです。 個人的な話ですけども、手紙を書いて送っても現在は船便扱いで届くのが30日以上必要ですから、日本国内で受け付けてくれるところを作っていただけるとありがたいと思っています。	個人
3	3－5	(1)	申請等の窓口の分かりやすい公表	コンテンツモデレーションの申請等の窓口の所在を分かりやすく公表することについて、どう考えるか	歓迎します。現状、通報の仕方を取って分かり難くしてるサイトが多いです。そもそも通報できないサイトも多いです。	個人
3	3－5	(1)	受付通知	また、コンテンツモデレーションの申請等を受けた場合に、プラットフォーム事業者が当該申請等を行った者に申請等の受付に関する通知を行うことについて、どう考えるか。	被害者にとって受付や対応自体が行われているのか不透明な状況であると、被害者に更なる精神的苦痛を与えてしまうことに繋がってしまうことを踏まえ、少なくとも、申請等の受付に関する通知は行われるべきである。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
3	3－5	(1)	受付通知	また、コンテンツモデレーションの申請等を受けた場合に、プラットフォーム事業者が当該申請等を行った者に申請等の受付に関する通知を行うことについて、どう考えるか。プラットフォーム事業者が当該申請等の受付に関する通知を行ったときには、申請等に係る情報の流通についてプラットフォーム事業者が認識があったものとみなすことについて、どう考えるか。	受付に関する通知を行うことに関して、形だけでも行った方がよいと思います。 定形式の返答すらない場合、本当に受け付けたのか判断できずに2度3度同じ情報を送信するケースがあります。 また、ユーザーによっては、本当に意見を受け付けてくれたのか疑問に思い、事業者に対して不信感を募らせる場合も考えられます。 『このレスポンス（応対）は自動送信されており、運営が目を通すのに数日かかる場合があります。』と表記しておけばよいように思います。 （この手法を使用している会社もいくつかあるみたいですから。） 判断に必要な期間のあらかじめの公表については、個別対応でしょうから、目安として示す程度が限界だと思います。 そこは、法的責任を追及されないように、利用規約を改定したり、窓口のところに記載しておく必要があると思います。	個人
3	3－5	(1)	受付通知による事業者の認識に関するみなし	・プラットフォーム事業者が当該申請等の受付に関する通知を行ったときには、申請等に係る情報の流通についてプラットフォーム事業者が認識があったものとみなすことについて、どう考えるか。	権利侵害情報の削除申請があった場合には、まずは当該情報を特定する必要があるが、申請に係る情報が記載されている箇所の特定に時間がかかる場合もあるのではないかと考えられる。 このため、単に申請フォームから申請が行われ、それに対する返信を行ったことをもって、「プラットフォーム事業者が当該申請等の受付に関する通知を行ったときには、申請等に係る情報の流通についてプラットフォーム事業者が認識があったものとみなすこと」は、実務的に困難ではないかと想定される。	LINE株式会社
3	3－5	(1)	受付通知による事業者の認識に関するみなし	例えば、コンテンツモデレーションの申請等の窓口の所在を分かりやすく公表することについて、どう考えるか。また、コンテンツモデレーションの申請等を受けた場合に、プラットフォーム事業者が当該申請等を行った者に申請等の受付に関する通知を行うことについて、どう考えるか。プラットフォーム事業者が当該申請等の受付に関する通知を行ったときには、申請等に係る情報の流通についてプラットフォーム事業者が認識があったものとみなすことについて、どう考えるか。	「受付に関する通知を行ったときには、プラットフォーム事業者が認識があったとみなす」とのご提案については、これによる法的効果について想定しているものがあれば、具体的に示していただきたい。 なお、具体的検討に当たっては、申告の中には具体的にどの投稿が申告の対象であるかが必ずしも明らかではないケースなど情報が不十分であるケースもあることも考慮いただきたい。	ヤフー株式会社
3	3－5	(1)	受付通知による事業者の認識に関するみなし	プラットフォーム事業者が当該申請等の受付に関する通知を行ったときには、申請等に係る情報の流通についてプラットフォーム事業者が認識があったものとみなすことについて、どう考えるか。	この提案は、ユーザーによるコンテンツモデレーションの申請等が、対象となるコンテンツを明確にしたうえ、プラットフォーム事業者において合理的に理解可能な根拠を記述しており、さらに、それらが有効かつ真実であるという確証をプラットフォーム事業者が持てること前提としているが、実際、多くの場合はこのような条件を満たしていない。したがって、申請等を受領したことの通知を行うことをもって一律に、当該申請等に係る情報の流通についてプラットフォーム事業者が認識があったとみなすべきではない。	グーグル合同会社
3	3－5	(1)	受付通知による事業者の認識に関するみなし	例えば、コンテンツモデレーションの申請等の窓口の所在を分かりやすく公表することについて、どう考えるか。また、コンテンツモデレーションの申請等を受けた場合に、プラットフォーム事業者が当該申請等を行った者に申請等の受付に関する通知を行うことについて、どう考えるか。プラットフォーム事業者が当該申請等の受付に関する通知を行ったときには、申請等に係る情報の流通についてプラットフォーム事業者が認識があったものとみなすことについて、どう考えるか。	事業者が申請に関する受付に関する通知を行うとした場合、事業者が認識しているのは、あくまで「当該申請があった」ということにとどまり、「申請に係る情報の流通」についてまで事業者が認識があったとみなすことは適当ではない。 仮に「申請に係る情報の流通」についてまで事業者が認識があったとみなすならば、事業者において当該情報の流通の事実等について必要な調査を行った上で通知する仕組みとする必要があり、当該通知までには相応の時間を要することとなると考えられる。	一般社団法人新経済連盟
3	3－5	(1)	標準処理期間	・プラットフォーム事業者が措置を実施するか否かの判断に必要な期間をあらかじめ明らかにすることについて、どう考えるか。	削除申請の事案によって、判断に要する期間が異なることから、措置を実施するか否かの判断に必要な期間をあらかじめ明らかにすることは現実的ではないと考えられる。	LINE株式会社
3	3－5	(1)	標準処理期間	また、プラットフォーム事業者が措置を実施するか否かの判断に必要な期間をあらかじめ明らかにすることについて、どう考えるか。	審査期間の明示に関しては、厳密な対応期限を示すものではなく、通常要すべき標準的な処理時間（事業者が自主的に定めた期間でよい）などの目安でよいかお示しいただきたい。	ヤフー株式会社
3	3－5	(1)	標準処理期間	また、プラットフォーム事業者が措置を実施するか否かの判断に必要な期間をあらかじめ明らかにすることについて、どう考えるか。	本ペーパーで指摘されているように、表現の自由の保護とオンラインでのユーザーの安全維持とのバランスを取ることが重要であるが、このバランスは簡単には達成できない。例えば、立場によって異なる意見が存在するトピックについてのコンテンツなど、一定の教育的又は記録的な価値があり、したがってより慎重な評価が必要な場合などを想起されたい。 コンテンツの削除等の申請への対応に法定の対応期限を導入することは、プラットフォーム事業者が問題の性質に応じた必要な検討を行うことを困難にし、その結果、ユーザーの保護という本来の目的が見失われることに繋がりがねない。また、プラットフォーム事業者がコンテンツを慎重に評価するインセンティブを損ない、特に、プラットフォーム事業者が罰則を回避するために正当な可能性のある発言を含むコンテンツを過剰に拙速に削除するようになってしまうことにも繋がるため、このような規制の導入には反対である。	グーグル合同会社
3	3－5	(1)	標準処理期間	また、プラットフォーム事業者が措置を実施するか否かの判断に必要な期間をあらかじめ明らかにすることについて、どう考えるか。	判断に必要な期間のあらかじめの公表については、個別対応でしょうから、目安として示す程度が限界だと思います。 そこは、法的責任を追及されないように、利用規約を改定したり、窓口のところに記載しておく必要があると思います。	個人
3	3－5	(2)	全般		現状のままで良い	個人
3	3－5	(2)	全般	（全般）	ユーザ利益の保護のため賛成である。特にアカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、本文書記載の通り影響が大きいため、最大限の手続的保障がなされるべきである	エンターテイメント表現の自由の会
3	3－5	(2)	申請者に対する措置の不実施の理由の説明	プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションの申請等に対して措置を実施しなかった場合に、申請等を行った者に対して、措置を実施しなかった事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。	有害情報に該当するかもしれないかの判断には主体毎の主観的な解釈によらざるを得ない部分があり、事業者の主観に基づいた説明を実施しても、必ずしもユーザーの理解を得られるとは限らないと考えます。 また、ユーザーとの間で押し問答が生じることで、申請に対する対応が長期化するケースが多発し、事業者の負担が増大することも想定されます。 したがって、個別のコンテンツモデレーションの実施又は不実施に関する理由の説明は望ましくないと考えます。	楽天モバイル株式会社
3	3－5	(2)	申請者に対する措置の不実施の理由の説明	プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションの申請等に対して措置を実施しなかった場合に、申請等を行った者に対して、措置を実施しなかった事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。	プラットフォーム事業者の説明責任や手続の透明性等の観点から、個々の事案におけるコンテンツモデレーションの実施又は不実施の理由が明らかにされるべきである。現在では、これらの実施又は不実施に関し十分な理由が開示されない場合が散見され、それらに対する異議の申立てもできない場合もある。	一般社団法人日本音楽事業者協会

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
3	3－5	(2)	申請者に対する措置の不実施の理由の説明	・プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションの申請等に対して措置を実施しなかった場合に、申請等を行った者に対して、措置を実施しなかった事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。	申請等を行った者に対して、一律にコンテンツモデレーションの実施又は不実施の判断に係る理由の説明を行うこととした場合、プラットフォーム事業者の業務を妨害しようとする悪意のある者から大量に申請が行われるケースなども想定され、このような場合においても、全て説明等の対応を行うことは現実的ではないことから、行政庁からの削除要請であるか否かなど個別の事案に応じて説明を行うこととすることが適当であると考えられる。	LINE株式会社
3	3－5	(2)	申請者に対する措置の不実施の理由の説明	「プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションの申請等に対して措置を実施しなかった場合に、申請等を行った者に対して、措置を実施しなかった事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。」	一部の海外のプラットフォーム事業者については、およそ国内の基準で言えば名誉毀損等の権利侵害に該当すると思われる投稿等であっても、何らの具体的な理由が示されず、コンテンツモデレーションの申請等に対しての対応を拒否する例が経験上珍しくないと思われます。 措置を実施しなかった理由が明らかにならない以上は、それがプラットフォーム事業者側の事実誤認や解釈の誤りによるものであるのか、申請者側において判断することができない結果、追加の情報の提供や再申請を行うことが困難となっています。 また、プラットフォーム事業者が漫然と削除を拒否した結果、悪意のある情報が拡散した場合には、プラットフォーム事業者もその責任を問われるべきであり、当該判断のためにも、プラットフォーム事業者がどのような理由でコンテンツモデレーションの申請等を拒否したのかを知る必要があると思われます。 このような事情から、申請者の権利を十分に保全するためには、申請等を行った者に対して、措置を実施しなかった事実及びその理由を説明することが極めて重要と思われます。	一般社団法人日本音楽制作者連盟
3	3－5	(2)	申請者に対する措置の不実施の理由の説明	プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションの申請等に対して措置を実施しなかった場合に、申請等を行った者に対して、措置を実施しなかった事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。	一般的にユーザーからの違反申告には、①被害者本人等からの救済の申出と、②端緒情報の収集という2つの異なる機能があると考えられる。弊社の場合、違反申告ボタンを通じた申告については可能な限り幅広く迅速に情報収集を行う観点から、申告に当たり裏付けの有無を問うこととしておらず、被害者からの救済の申出に対しては、必要に応じてプロバイダ責任制限法に基づく窓口をご案内すること等を通じて対応の補完を行っている。仮にすべての申告について措置理由の説明対象に含める場合、適切なフィードバックを行うために申告者に対し一定程度の裏付けを求める必要が生じ、結果的に端緒情報の収集に支障を来す結果にもなりかねないことから、対象範囲については慎重に検討すべきである。（再掲）	ヤフー株式会社
3	3－5	(2)	不実施理由	プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションの申請等に対して措置を実施しなかった場合に、申請等を行った者に対して、措置を実施しなかった事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。 プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションを実施した場合に、発信者に対して、コンテンツモデレーションを実施した事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。とりわけ、アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、コンテンツモデレーションの中でも特に将来の投稿を制限する点で影響が大きいと考えられるが、これらの措置の実施にあたって発信者に対する手続的保障について、どう考えるか。	申請を行った方は、運営に対処して欲しいと思って申請をしているので、運営が対処しないならその個別の理由は、提示する必要があると思います。 申請しても対応がされないと利用者を感じると、運営に対して信頼が失われ、別のプラットフォームへ移動すると思います。 『投稿監視』は、Y o u T u b e においては、オープンではないものの、行われていることは明白です。 t w i t t e r も、恐らくそうでしょう。どうとらえるかは人それぞれだと思いますけれども、私は説明があったほうが嬉しいですね。制限や運営的なチェック指標が解除された際にも、その旨を記したメール通知があると、よりよいと思います。 『手続的保障』を受けた覚えが無いので、どんな形になるのかも想定できず、応えられません。	個人
3	3－5	(2)	不実施理由		また、削除要請などに対しては、きちんと実施不実施は通知すべきですし、その理由も開示すべきです。 いたずらや嫌がらせであると判断したなら「いたずらや嫌がらせであると判断したから」など明確に理由を示すべきです。 理由を開示せずに責任逃れをする余地を与えるべきではないですし、司法や立法側も責任を負うべきケースをきちんとわかりやすい形で立法し、法運用も明確な基準で運用されるべきです。	個人
3	3－5	(2)	発信者による異議申立	とりわけ、アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、コンテンツモデレーションの中でも特に将来の投稿を制限する点で影響が大きいと考えられるが、これらの措置の実施にあたって発信者に対する手続的保障について、どう考えるか	また誤対応によるアカウント制限を防ぐため、発信者による異議申し立てとそれに対する誠実な対応も必須だと考えます。	個人
3	3－5	(2)	発信者による異議申立		・特定の情報が誹謗中傷だと判断された場合は、誹謗中傷をしたとする側が反論し、状況によっては判断を覆す公的手段を用意すべきである。	個人
3	3－5	(2)	発信者による異議申立		モデレーションされたことへの異議申し立ては、モデレーションされたことを通知するメールやメッセージから行えば十分です。 一方で、モデレーションが起きたことを一切通知しないことは禁止すべきです。 一部の相手にしか表示されないようにするなどといった措置も含め、何らかの特別な処置が行われた場合、それがわかるようにすることと、異議申し立てを可能とすることは、必須要件です。	個人
3	3－5	(2)	発信者への措置理由	とりわけ、アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、コンテンツモデレーションの中でも特に将来の投稿を制限する点で影響が大きいと考えられるが、これらの措置の実施にあたって発信者に対する手続的保障について、どう考えるか	1-1で示したとおり、tiktokは理由もないのに発信者の投稿を制限したり、動画の公開範囲を制限したり、アカウントを削除したりします。したがって措置に対する理由の説明は必須です。	個人
3	3－5	(2)	発信者への措置理由		明らかに違反を犯していないのに制限・削除される例がある。（自由記載欄の1-1に詳細記す） 【事業者をお願いしたいこと】 ・制限削除等がされたときの理由を明らかにしてほしい。 ・通報の数などで判断するといった機械的な対応ではなく、必ず人間の目を通して判断してほしい。 ・事業者においては、制限や削除が間違いだとか分かったならば、発信者のアカウント復活や制限の解除などの対処をしてほしい。	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
3	3－5	(2)	発信者への措置理由		1-1 Tiktokでは発信者によってモデレーションに不平等がある。その例を下記に記します。 当該発信者(発信者名:)	個人
3	3－5	(2)	発信者への措置理由		1-4誤BAN問題 プラットフォーム事業者が発信者を誤 B A N (誤った判断でアカウント制限や削除)してしまうことも問題だと思います。 特に1-1で示したようなtiktok、そしてtwitterに多いです。 異議申し立てをしても、聞いてもらえなかったり、詳しい理由を説明してくれません。 twitterJPアカウントのリプライを見ると「誤BANされたのに解除してくれない」というコメントで溢れています。 Tiktokもtwitterも日本支社が機能していないのではないのでしょうか？ 海外に本拠地があるサービスにおいても日本の支社がしっかりと対応するべきだと思います。	個人
3	3－5	(2)	発信者への措置理由		明らかに違反を犯してないのに制限・削除される例がある。(自由記載欄の1-1に詳細記す) 【事業者にお願したいこと】 ・制限削除等がされたときの理由を明らかにしてほしい。 ・通報の数などで判断するといった機械的な対応ではなく、必ず人間の目を通して判断してほしい。 ・事業者においては、制限や削除が間違いだと分かったならば、発信者のアカウント復活や制限の解除などの対処をしてほしい。(再掲)	個人
3	3－5	(2)	発信者に対する措置の実施の理由の説明	プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションを実施した場合に、発信者に対して、コンテンツモデレーションを実施した事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。	有害情報に該当するかしないかの判断には主体毎の主観的な解釈によらざるを得ない部分があり、事業者の主観に基づいた説明を実施しても、必ずしもユーザーの理解を得られるとは限らないと考えます。 また、ユーザーとの間で押し問答が生じることで、申請に対する対応が長期化するケースが多発し、事業者の負担が増大することも想定されます。 したがって、個別のコンテンツモデレーションの実施又は不実施に関する理由の説明は望ましくないと考えます。	楽天モバイル株式会社
3	3－5	(2)	発信者に対する措置の実施の理由の説明	プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションを実施した場合に、発信者に対して、コンテンツモデレーションを実施した事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。	詳細な情報は必要ないものの、発信者に気づきの契機を与えるために説明することが望ましい。個別に対応しなければならないプラットフォーム事業者側の負担を考えると、アカウントの凍結やBANなど、重たい措置に限って対応することを検討されたい。なお、被害者への二次的被害を防ぐため、被害者の氏名や住所等の個人情報などは、発信者に通知しないよう配慮されたい。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会
3	3－5	(2)	発信者に対する措置の実施の理由の説明	・プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションを実施した場合に、発信者に対して、コンテンツモデレーションを実施した事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。	また、発信者に対して、コンテンツモデレーションを実施した事実及びその理由を説明することについては、サービス上の情報流通量が年々増加しているため実効的な対応を検討する必要があり、コンテンツモデレーションの考え方をあらかじめガイドラインの形で公表する対応と、個別の事案に応じて理由を説明等する対応とを組み合わせる対応することが望ましい。	LINE株式会社
3	3－5	(2)	申請者に対する措置の不実施の理由の説明、発信者に対する措置の実施の理由の説明	プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションの申請等に対して措置を実施しなかった場合に、申請等を行った者に対して、措置を実施しなかった事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。 プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションを実施した場合に、発信者に対して、コンテンツモデレーションを実施した事実及びその理由を説明することについて、どう考えるか。	有害情報に該当するか否かなど、個別の事案に関する事業者の措置について、判断やその理由について事業者から説明しても、必ずしもユーザーの理解や納得を得られるとは限らない。仮に、個別の事案についてユーザーの理解を得られるまで説明することが必要とされるならば、その実施は困難である。 したがって、個別のコンテンツモデレーションの実施又は不実施に関する理由の説明については、上記の点も踏まえた慎重な検討が必要である。	一般社団法人新経済連盟
3	3－5	(2)	アカウントの再作成の制限等に係る手続的保障	とりわけ、アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、コンテンツモデレーションの中でも特に将来の投稿を制限する点で影響が大きいと考えられるが、これらの措置の実施にあたって発信者に対する手続的保障について、どう考えるか。	例えば、YouTubeは、コミュニティガイドライン違反に関して「3回の違反警告」を採用している。エラーが発生する可能性があり、クリエイターがポリシーに違反するつもりがない場合があるということを理解しているため、通常、最初の違反は単なる警告である。1回目の違反警告があれば、1週間の投稿不可などの停止措置がある。2回目の違反があれば、2週間の停止措置となる。90日以内に3回目の違反警告を受けると、チャンネルはYouTubeから永久に削除される。もっとも、重大な違反を犯している場合は例外となり、1つのケースで警告無しにチャンネルが終了される場合がある。 同時に、自分のコンテンツがコミュニティガイドラインに違反しておらず、誤って違反警告や削除、チャンネルまたはアカウントの停止等が行われたと思われる場合は、こちら(https://support.google.com/youtube/answer/185111)の手順で再審査請求を行うことができる体制を整えている。	グーグル合同会社
3	3－5	(2)	アカウント再作成制限		上で書いた通り、実施又は不実施の判断に係る理由の説明等について求める事自体に問題はないと考えるが、アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、影響が大きいと考えられることから、慎重であるべきであり、非常に悪質な場合を除き求められない事を明確化するべきである。	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
3	3－5	(3)	苦情への誠実対応	誠実な対応をプラットフォーム事業者に求めること	ユーザ利益の保護のため賛成である	エンターテインメント表現の自由の会
3	3－5	(3)	苦情への誠実対応	コンテンツモデレーションの申請等が認められなかった被害者や、コンテンツモデレーションが行われた投稿の発信者に対して、苦情申出の機会を設けるため、処理手続や窓口について開示するとともに、こうした苦情への誠実な対応をプラットフォーム事業者に求めることについて、どう考えるか。	コンテンツモデレーションの申請等が認められない理由は多種多様であり、これらの状況を一律に「被害者」として整理することは、制度設計を検討するうえでミスリーディングである。 また、コンテンツモデレーションに関する苦情処理の受付に関し、発信者に対してどのようなレベルのサービスを提供するかについては、原則として、各プラットフォーム事業者間での競争及びそれらの経営戦略により自由に決定されるべき問題である。特に、コンテンツモデレーションの内容や、コンテンツモデレーションの申請の方法には様々なレベルのものが存在しうるため、その対象となった発信者に対して苦情申出のための窓口を設置したり機会を設けることの重要性は一律ではないことに留意されたい。	グーグル合同会社
3	3－5	(3)	苦情への誠実対応	コンテンツモデレーションの申請等が認められなかった被害者や、コンテンツモデレーションが行われた投稿の発信者に対して、苦情申出の機会を設けるため、処理手続や窓口について開示するとともに、こうした苦情への誠実な対応をプラットフォーム事業者に求めることについて、どう考えるか	コンテンツモデレーションに関する苦情処理の受付に関し、発信者に対してどのようなレベルのサービスを提供するかについては、原則として、各プラットフォーム事業者間での競争及びそれらの経営戦略により自由に決定されるべき問題である。特に、コンテンツモデレーションの内容や、コンテンツモデレーションの申請の方法には様々なレベルのものが存在しうるため、その対象となった発信者に対して苦情申出のための窓口を設置したり機会を設けることの重要性は一律ではないことに留意されたい。	アジアインターネット日本連盟
3	3－5	(3)	苦情への誠実対応	コンテンツモデレーションの申請等が認められなかった被害者や、コンテンツモデレーションが行われた投稿の発信者に対して、苦情申出の機会を設けるため、処理手続や窓口について開示するとともに、こうした苦情への誠実な対応をプラットフォーム事業者に求めることについて、どう考えるか。	「誠実な対応」が、どこまでの対応を事業者に求めることを想定しているのか明らかでないが、「苦情」とされるものについては様々な形態、内容のものがあると考えられ、事業者に求める対応については慎重な検討が必要である。 また、後述の裁判外の要請とも関連するが、苦情申出等については、外部のADR団体との連携も考えられるのではないかな。	一般社団法人新経済連盟
3	3－5	(3)	苦情への誠実対応		民間企業のクレーム処理に国家が介入する意味がない	個人
3	3－5	(3)	苦情への誠実対応	コンテンツモデレーションの申請等が認められなかった被害者や、コンテンツモデレーションが行われた投稿の発信者に対して、苦情申出の機会を設けるため、処理手続や窓口について開示するとともに、こうした苦情への誠実な対応をプラットフォーム事業者に求めることについて、どう考えるか。 その他、個別具体の措置申請や措置に関する手続の適正性を確保する観点から、透明性・アカウントビリティの確保が必要な事項として、何があるか。	必要だと思います。申請者が行った申請に対して、運営がどう対処したのか、またその理由、を申請者が追跡してみることが出来ればよいと思います。その際に、次からこうしてはどうか、という提案を行うコメント欄も付随しているとよいと思います。	個人
3	3－5	(3)	苦情への誠実対応		ほかの項目でも述べていますが、異議申し立てや講義の結果、申し立てた側が納得できないのに強制的に受付を終了されるケースについて、きちんと罰則付きなどで是正できるようにすることが重要です。 担当者の個人的なバイアスによって判断が分かれているといったケースは非常に多く、別の担当者であれば普通に通るといったことは割とあります。 プラットフォーム側が、きちんと「客観性」のある形でモデレーションを行う体制になっているのか、という点について、プラットフォーム側が一方向的に申し立ての受付を終了していないかどうかは、重要な視点となります。 政治家論法染みたやり方、水際作戦的に「相手にあきらめさせる」ということを目的とした対応がなされていないかどうかは、厳しく評価されるべきです。	個人
3	3－5	(3)	苦情への誠実対応	苦情申出の機会を設けるため、処理手続や窓口について開示するとともに、こうした苦情への誠実な対応をプラットフォーム事業者に求めることについて、どう考えるか	事業者は間違った判断を下すことも多いので、当然窓口を儲けるべきである。現状苦情を一切受け付けないサイトもあり、非常に不誠実です。	個人
3	3－6	-	取組状況の共有等の継続的な実施	プラットフォームサービスに関する研究会では、これまで、個別のプラットフォーム事業者や個別のサービスのみならず、日本のユーザに関連する違法・有害情報の全体の流通状況を俯瞰するとともに、プラットフォーム事業者をはじめとする各ステークホルダーにおける取組状況の共有を行ってきたところ、こうした取組について、引き続き、産官学民が協力して、継続的に実施することについて、どう考えるか。	違法・有害情報のうち、特に誹謗中傷等については、日々現場で起きていることがめまぐるしく変化しているため、実質的な対処を図るために取り組み状況の共有を継続的に実施すべきである。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会
3	3－6	-	取組状況の共有等の継続的な実施	個別のプラットフォーム事業者や個別のサービスのみならず、日本のユーザに関連する違法・有害情報の全体の流通状況を俯瞰するとともに、プラットフォーム事業者をはじめとする各ステークホルダーにおける取組状況の共有を行ってきたところ、こうした取組について、引き続き、産官学民が協力して、継続的に実施することについて、どう考えるか。	法整備、技術対応、啓蒙等、横断的な検討と問題解決のため、引き続き産官学民で取組状況の共有を続けていただき、エンタテインメントの業界団体も積極的に協力したい。	一般社団法人日本音楽事業者協会

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
3	3－6	-	取組状況の共有等の継続的な実施	プラットフォームサービスに関する研究会では、これまで、個別のプラットフォーム事業者や個別のサービスのみならず、日本のユーザに関連する違法・有害情報の全体の流通状況を俯瞰するとともに、プラットフォーム事業者をはじめとする各ステークホルダーにおける取組状況の共有を行ってきたところ、こうした取組について、引き続き、産官学民が協力して、継続的に実施することについて、どう考え	今後も引き続き官民で連携して取組状況の共有を行うことは有益と考えているところ、単に情報共有を目的とするのではなく、各ステークホルダーによる実効的な対応策のあり方について議論する場とする場としていただくようお願いしたい。 また、プラットフォーム事業者による透明性・アカウンタビリティの確保の状況に関する議論とコンテンツモデレーションの具体的実施内容の当否に関する議論が混在してしまわないよう、アジェンダ設定や議論をルール化・透明化するなどの運用上の仕組みについてもご検討いただくようお願いしたい。	ヤフー株式会社
3	3－6	-	取組状況の共有等の継続的な実施	プラットフォームサービスに関する研究会では、これまで、個別のプラットフォーム事業者や個別のサービスのみならず、日本のユーザに関連する違法・有害情報の全体の流通状況を俯瞰するとともに、プラットフォーム事業者をはじめとする各ステークホルダーにおける取組状況の共有を行ってきたところ、こうした取組について、引き続き、産官学民が協力して、継続的に実施することについて、どう考え	プラットフォーム事業者も含め、関係者が連携・協力して取組状況の共有や議論等がなされることが重要であり、一方的なヒアリングや議論にならないよう留意しつつ、取組を継続することが必要である。	一般社団法人新経済連盟
3	3－6	-	取組状況の共有等の継続的な実施	「産官学民の協力」について	表現の自由は尊いとしても、表現をした結果、権利の衝突や人権侵害が起こった場合を鑑み、個別に裁判を起こしやすくするべきである。この場合、産官学民の協力が必要であることは否めないし、今後ともそういった取り組みは必要であるとする。一方で、「有害情報」の判断について、例えば何を「差別表現」とするのかについては、時代や国、社会、個別の集団、ひいては個人によって差異がある。例えば、我が国で寺を示す「ㄱ」がドイツやヨーロッパでナチスの鉤十字を思わせるとの意見が聞かれる場合がある。公権力が一定の強制力を持ちつつ「有害情報」の判断の主体となると、「有害情報」の判断基準に「公権力」と「国や社会、個別の集団」で差異がある場合に、後者（の「有害情報」の判断基準）が強制的に否定されることになる。したがって、公権力が「有害情報」の判断の主体とならないよう、さらにいえば、公権力が情報の内容への規制を行わないよう留意しながら、産官学民の協力を行うべきである。	女子現代メディア文化研究会
3	3－6	-	取組状況の共有	産官学民が協力して、継続的に実施することについて、どう考えるか。	賛同します。 誹謗中傷等の問題は企業個別だけではなく、国としても対策すべき。良い事例は共有し、積極的に水平展開してほしい。	個人
3	3－6	-	取組状況の共有	プラットフォームサービスに関する研究会では、これまで、個別のプラットフォーム事業者や個別のサービスのみならず、日本のユーザに関連する違法・有害情報の全体の流通状況を俯瞰するとともに、プラットフォーム事業者をはじめとする各ステークホルダーにおける取組状況の共有を行ってきたところ、こうした取組について、引き続き、産官学民が協力して、継続的に実施することについて、どう考え	実施するのは問題ないけれども、その集めたデータを元に国民 1 人ひとりに評価をつけるのは、やめてほしいです。	個人
3	3－6	-	取組状況の共有	プラットフォームサービスに関する研究会では、これまで、個別のプラットフォーム事業者や個別のサービスのみならず、日本のユーザに関連する違法・有害情報の全体の流通状況を俯瞰するとともに、プラットフォーム事業者をはじめとする各ステークホルダーにおける取組状況の共有を行ってきたところ、こうした取組について、引き続き、産官学民が協力して、継続的に実施することについて、どう考え	国家や思想による言論統制に繋がる為違法性が無い場合は国家が介入する必要を認めない	個人
3	3－6	-	取組状況の共有	さらに、違法・有害情報に対する効果的 かつ 継続的 な 取組 を 確保する 観点から、違法・有害情報 への対応 に関する 取組状況の共有等の継続的な 実施 について、どう考えるか 。また、こうした情報について、一般 に 公表することと、3－6において述べるような取組状況の 共有 の場に限って報告すること の違いについて、どう考えるか。	政府と企業は、別口で動くのがよいと思う。 政府がプラットフォーム企業に広告を出したら、政府が国民に対して圧力をかけているように目に映りますし、企業側も政府に擦り寄っているように目に映り、双方にとって弊害があるように感じました。	個人
3	3－6	-	国によって、判断基準や運用方針の作成が重要		すでに述べた通り、日本国内での基準統一のために、言論総合研究所なりを作り、継続的に国家全体における共通の判断基準や運用方針の骨子を統一することが重要です。 そうしないと、国内での対立が深刻化し、国民同士でそげぶし合うことになります。 というか既に日本国内ではあちこちでそげぶし合ってますよね。 俺の考えが正しいんだ！と言い合って批判しあい、ヒートアップして誹謗中傷や名誉棄損になって有害情報と化すことが山のように起きているからこそ、今こうしてPUBCで意見募集してる訳ですから。 言総研が最低限、日本における議論の在り方などの一つの理想を体現するなりしない限り、日本人はいつまでたってもバベルの住人並みにコミュ症のままで、お互いに表現で傷つけあう毎日を送ることになりますよーv(^ ^)v	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	-	-	積極的な役割	プラットフォームサービス上では、ひとたび被害を生じさせる情報の送信や拡散が行われた場合、被害が即時かつ際限なく拡大し、甚大になりやすく、現に、誹謗中傷等の被害が発生し続けている。こうした点を踏まえ、表現の自由を確保しつつ、プラットフォーム事業者の積極的な役割を検討することについて、どう考えるか。具体的には、問題となる投稿の検知、削除の要請・請求、削除の実施といった各フェーズに応じて、以下のとおり検討することについて、どう考える	プラットフォーム事業者が必要と思うだけ措置できればよいと思います。 制限し過ぎてしまうと、それこそ言論弾圧になってしまうから、です。 で、産官学民で各プラットフォーム事業者に「こうしてくれ」と度々催促している状況ならば、それはユーザー側から見たら、日本が国として言論弾圧を進めているように見えるので、格プラットフォーム事業者との係り方も考えてほしいと感じました。	個人
4	-	-	積極的な役割		他でも書いてますが、プラットフォームーはまず苦情などがあった場合は、いたずらや嫌がらせと判断できるものでない限り、可及的速やかに非表示等の処置を行うようにすべきです。 その後、プラットフォームーが苦情などの申し立てを却下し、コンテンツに問題はないと判断すれば再表示すればよいだけです。 表現の自由とは「一時的」に非表示にされないことが保証される権利ではないです。仮に「一時的にでも自分の意見が表示されないことがあれば、それは表現の自由の侵害だ」という暴論が成立するのであれば、システムダウンもバグも表現の自由の侵害になります。 関係者一同、表現の自由やサービス利用者の権利やらについて、きちんと客観的に認識し、熟慮してその立ち位置を正しく理解したうえで、再度ゼロベースで議論すべきです。 掲載が一時的にでも行われなことが、掲載者の権利や財産に大きな損失を与えるのであれば、それに相応しい場で表現すべきであり、無料で使える無保証のサービスで行うことは、掲載者側の一方的な判断ミスでしかないです。 利用規約に「他者の権利を侵害しうる情報や、公序良俗に反する可能性や、その他利用規約に反する可能性のある情報は、提供者側がその是非を審議する間、一時的に非表示にされる」と定めればよいだけであり、多くのサービスでこれを徹底させるべきです。社会通念上、当たり前のことですから。	個人
4	-	-	積極的な役割		プラットフォーム事業者には、被害が即時かつ際限なく拡大し、甚大になりやすいというSNSサービスの特性を踏まえ、侵害情報の「切り抜き」情報をもとに、投稿者が収益を得られるという仕組みそのものについても検討し、意図的な情報の拡散を防ぐ手助けをしてもらえたらと思っています。	個人
4	-	-	各フェーズごとの検討		過去の侵害について、「削除申請方法が分からなかった」「対処してもらえなかった」「侵害情報と向き合うことを恐れてネット利用を控え泣き寝入りした」などの理由で何年も侵害情報をそのままにしている被害者もおります。 侵害を許容しているわけではないのに、長くオンラインに侵害情報が掲載され続けているケースに関して、プラットフォーム側が削除の手助けをする仕組みがあればありがたいと思っています。	一般社団法人 日本新聞協会
4	4－1	(1)	網羅的モニタリング	網羅的にモニタリングすることを法的に義務づける	投稿、要請・請求、削除の実施という各フェーズでプラットフォーム事業者は積極的な役割を果たすべきとの本ペーパーの指摘には同意する。しかし、あくまでプラットフォーム事業者が自主的な取り組みによって解決を図るべきだ。プラットフォーム事業者に対して投稿の削除義務や問題のあるアカウントを停止・凍結させる義務を課すことは「極めて慎重な検討を要する」としており、表現の自由に配慮した方針だと受け止める。	エンターテインメント 表現の自由の会
4	4－1	(1)	網羅的モニタリング	プラットフォーム事業者に対し権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることを法的に義務づける場合、検閲に近い行為を強いることとなり、表現の自由や検閲の禁止の観点から問題が生じうると考えられ、また、事業者によっては、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除することにつながりかねず、表現の自由に著しい萎縮効果をもたらす可能性があることについて、どう考え	違法な権利侵害情報を発信しないよう情報の送り手が事前にそれを抑止するシステムを構築することは、言論・出版についてこれを「自主規制」として批判する声があったものの、永らく行われてきたのは事実である。いかにそれを適切に運用するのが困難であるとしても、その困難さを理由にそのあるべき本来の任務や作業を放棄する免罪符にはならない。	一般社団法人日 本音楽事業者協 会
4	4－1	(1)	網羅的モニタリング	・プラットフォーム事業者に対し権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることを法的に義務づける場合、検閲に近い行為を強いることとなり、表現の自由や検閲の禁止の観点から問題が生じうると考えられ、また、事業者によっては、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除することにつながりかねず、表現の自由に著しい萎縮効果をもたらす可能性があることについて、どう考	プラットフォーム事業者に対し権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることを法的に義務づける場合、権利侵害をめぐる、プラットフォーム事業者側と投稿者側との責任の範囲を明確にする必要がある。 また、法的に義務付ける場合、「表現の自由や検閲の禁止の観点から問題が生じうると考えられ、また、事業者によっては、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除することにつながりかねず、表現の自由に著しい萎縮効果をもたらす可能性がある」との懸念のほか、自主的な取組を行っている事業者に対してまで、当該法的義務に合致させる形での運用方針・判断基準の変更、システム改修等といった、コスト的な負担を強いることに留意すべきである。	LINE株式会社
4	4－1	(1)	網羅的モニタリング	プラットフォーム事業者に対し権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることを法的に義務づける場合、検閲に近い行為を強いることとなり、表現の自由や検閲の禁止の観点から問題が生じうると考えられ、また、事業者によっては、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除することにつながりかねず、表現の自由に著しい萎縮効果をもたらす可能性があることについて、どう考	法令において監視義務が課されることは、以下の理由により受け入れることはできない。 ・法律による監視義務のない言論空間は、表現の自由に密接に関連するプラットフォームビジネスの基盤であり、オンラインでのユーザーの基本的な権利（表現の自由やプライバシーの権利など）を保護するために不可欠であること ・そもそもプラットフォーム事業者のサービスの規模・目的に応じてコンテンツモデレーションの程度（監視の有無・程度を含む）も変わりうるものであり、法律における画一的な規制に馴染まないこと。	グーグル合同会 社
4	4－1	(1)	網羅的モニタリング	プラットフォーム事業者に対し権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることを法的に義務づける場合、検閲に近い行為を強いることとなり、表現の自由や検閲の禁止の観点から問題が生じうると考えられ、また、事業者によっては、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除することにつながりかねず、表現の自由に著しい萎縮効果をもたらす可能性があることについて、どう考	「プラットフォーム事業者に対し権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることを法的に義務づける」ことは、プラットフォーム上でクリエイターが創意工夫してコンテンツを作り出す等のために確保されるべき表現の自由への著しい萎縮につながることが懸念されます。	KDDI株式会社

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－1	(1)	網羅的モニタリング	プラットフォーム事業者に対し権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることを法的に義務づける場合、検閲に近い行為を強いることとなり、表現の自由や検閲の禁止の観点から問題が生じうると考えられ、また、事業者によっては、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除することにつながりかねず、表現の自由に著しい萎縮効果をもたらす可能性があることについて、どう考え	事業者に網羅的なモニタリングを義務付けることは、事業者の負担という観点からもその実施は現実的ではない。また、指摘されているように表現の自由に著しい委縮効果をもたらすことは明らかであり、到底容認できるものではない。	一般社団法人新経済連盟
4	4－1	(1)	網羅的モニタリング	プラットフォーム事業者に対し権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることを法的に義務づける場合、検閲に近い行為を強いることとなり、表現の自由や検閲の禁止の観点から問題が生じうると考えられ、また、事業者によっては、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除することにつながりかねず、表現の自由に著しい萎縮効果をもたらす可能性があることについて、どう考え	○権利侵害情報の網羅的なモニタリングについては、違法・有害情報の流通の多い大規模なサービスについては義務付けるべき	京都府
4	4－1	(1)	積極的な役割	プラットフォームサービス上では、ひとたび被害を生じさせる情報の送信や拡散が行われた場合、被害が即時かつ際限なく拡大し、甚大になりやすく、現に、誹謗中傷等の被害が発生し続けている。こうした点を踏まえ、表現の自由を確保しつつ、プラットフォーム事業者の積極的な役割を検討することについて、どう考えるか。 (1) 権利侵害情報の流通の網羅的なモニタリング プラットフォーム事業者に対し権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることを法的に義務づける場合、検閲に近い行為を強いることとなり、表現の自由や検閲の禁止の観点から問題が生じうると考えられ、また、事業者によっては、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除することにつながりかねず、表現の自	違法性の無い情報の拡散で被害を受ける方がそもそもおかしい。 個人情報でもない・違法性もない情報が拡散して受ける被害とは一体何か。 まともな知性があるならば理解に苦しむ。 誹謗中傷はそもそも現在の法律で対処可能である。 対処可能でないのならその根拠となる統計情報をまず提出するべき。 権利侵害情報の流通問題は発信者の問題でありプラットフォーム事業者は関係ない。 検閲による発信の禁止ではなく、発信情報の保存による通報を受けた際などの捜査時の情報提供を明記するなどで十分プラットフォーム側の責任を果たしたと言えるだろう。	個人
4	4－1	(1)	網羅的モニタリング		この4の1の項目で書かれている通り、プラットフォーム事業者に対し権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングする事を法的に義務づける事は、検閲に近い行為を強いる事となり、表現の自由や検閲の禁止の観点から問題が生じ、事業者による過度の情報削除を招く恐れが強く、表現の自由に著しい萎縮効果をもたらす恐れがある事から、決してあってはならない事である。	個人
4	4－1	(1)	網羅的モニタリング	網羅的にモニタリングすることを法的に義務づける	絶対にやってはいけません。 これツイッター社で実際に起こった事です、活動家や作業員やそのシンパが世論誘導の為に入社してツイートのタイムラインに流れてくるツイートを自分の主張や思想に沿うように操作してた事が判明しました。 また、権利侵害と『誣告』して自分の思想に沿わないコンテンツや発言者を『追放』させるという事件が度々起こってます。 もし全世界の政府がこのような事をして国内はもとより国際世論を誘導したらどうなと思いますか。 ですのでいかなる理由があろうとも『世界の安全の為に』モニタリングはしてもさせてもいけません。 ネットを『扇動者』と『糾弾者』の巣にはしてはいけません。	個人
4	4－1	(1)	網羅的モニタリング		人力で行うものであるかAI等機械を用いて自動で行うものかを問わず、また義務のように強い措置を取るか推奨程度の措置に留めるかにかかわらず、権利侵害情報の流通の網羅的なモニタリングは憲法上の権利を侵害するものであり、反対する。	個人
4	4－1	(1)	網羅的モニタリング		被害者救済のために検閲に近い状態になるとしてもあくまでインターネットを利用した権利侵害情報に限られておりやむをえないと思う。運用しながら都度改善すればいいと思	個人
4	4－1	(1)	網羅的モニタリング		疑わしい情報については難しい。権利侵害情報流通についての分析は必要。やむを得ないと思う。	個人
4	4－1	(1)	網羅的モニタリング	プラットフォーム事業者に対し権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることを法的に義務づける場合、検閲に近い行為を強いることとなり、表現の自由や検閲の禁止の観点から問題が生じうると考えられ、また、事業者によっては、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除することにつながりかねず、表現の自由に著しい萎縮効果をもたらす可能性があることについて、どう考え	現在は、YouTubeでみても漫画の切抜きだったり、映像作品の一部を引用したりする動画は散見されます。 日本の著作権法における非親告罪化は既に行われているようなので、その法律を重要視するならば、どこかが大規模検閲をする必要があると思います。インターネット上でも、現実でも行動制限がかかり、とても息苦しくなるとは思いますけれども、日本にとって、それがどうしても外すことができないほど重要なことなら、進める必要があると思います。それが嫌で日本を出る国民が発生することも考慮に入れておく必要があるでしょう。	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－1	(1)	網羅的モニタリング		権利侵害情報のモニタリングをしたとしても、段階を設けることで表現の自由の萎縮効果を軽減できるのではないか。 フェイクニュースやSNSの炎上事案、世論操作等に関する研究が各地で進んでいると聞く。 権利侵害投稿や特定の不適切投稿を行うアカウント、嘘の情報を流しているアカウント、などを識別して将来的には、投稿するアカウントや情報発信者の情報信頼度のよう なものを可視化できるようにしていけばいいのではないか。 例えばの話であるが、 まず1段階目では信頼できる公式機関のアカウントに緑マーク、専門家・歌手等の実名公式アカウントや企業の公式アカウントで不適切・違法投稿や嘘の情報投稿がほと んどないとされた信頼スコアの高いアカウントに黄緑マーク、そのほか嘘の情報投稿や違法・不適切投稿がほとんどないとされた信頼スコアの高いアカウントに青マーク、などと情 報発信者ごとに客観的基準に基づいて「信頼スコアの高いアカウント」として信頼スコアのレベルを表示する。 2段階目では、明らかに悪質かつ違法な投稿内容が確認されたアカウント、明らかに悪質な不適切な投稿内容が確認されたアカウント、投稿した内容に明らかな誤情報や デマを含んだアカウント、専門家に悪質なプロパガンダや不適切違法投稿が指摘されたアカウント(医療・法・国際情勢など)が発見された場合に客観的基準に基づいた信 頼スコアのレベルを赤いマークなどで表示し、信頼スコアの低いアカウントの投稿はカバー状態になり表示する際には警告が表示されるようにし、内容のモニタリングが強化され る。 3段階目では、信頼スコアの低いアカウントの結託したまたは繰り返しの権利侵害投稿や違法投稿(似た内容の繰り返しの誹謗中傷投稿など)が確認された際には不適 切・違法投稿警告で隠され、開かないと内容を確認できないようにする。 普段から普通の投稿を行なっているアカウントで突然に権利侵害・違法・悪質投稿をすることに関する抑止力にはならないが、炎上や違法投稿は元を辿れば数の少ない一 部アカウントが引き起こしているという話もあり、もともと悪質な投稿や違法な投稿を繰り返す一部アカウントに対する抑止力を作るのは対策のうちの一つとして効果があるの ではないか。このような階層構造を持つことは有益ではないか？	個人
4	4－1	(1)	網羅的モニタリング		4で述べた通り、疑わしい情報は「一時的な非表示」とし、投稿者に「審査対象になったこと」を通知すれば十分です。 可能であれば、審査が完了するまでの最大時間を設定するなどし、その時間までに審査が行われなければ、非表示が解除されるなどもあってもよいと思いますが、いずれに せよ「一時的に非表示にする」という差し止めは積極的に行われるべきです。 そのうえで、「一時的な非表示が、投稿者に大きな損害をもたらし」て、「投稿者側に瑕疵がないと認められる」状況なのであれば、「投稿者側」が民事訴訟を起こして「投稿 者側」の損害を回復すればよいだけです。 書かれた側ばかりが訴訟をする現状は著しく不公平であり、書いた側に異議を申し立てた側が被告となり、書いた側が原告となる訴訟が今後起きるべきです。 書かれた側の人権の回復だけが訴訟を要し、書いた側の表現の自由は訴訟なしに常に保証されることは、あってはならない不平等です。	個人
4	4－1	(1)	網羅的モニタリング	事業者によっては、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除することにつながりかねず、表現の自由に着しい萎縮効果をもたらす可能性があることについて、どう考えるか。	そもそも誹謗中傷と疑わしい情報が多い状況なら、それらは全て削除されるべきである。誹謗中傷と表現の自由は別の問題と考える。匿名コメントの廃止等、制度の改善 をしたうえで、表現の自由は守ることはできる。	個人
4	4－1	(1)	網羅的モニタリング		実際に被害を未だ受けている者として匿名で意見を提出させてください。アカウントのモニタリングは賛成です。表現の自由等色々問題はあるかもしれませんが、受けた側の 被害者側の救済の制度がまだ整っていない状態なので有効だと思います。実質未だに被害を受けた側は未だに多額の資金を払って開示請求に辿りつけたとしても、加害者 側が支払いの義務を命令づけられたとしても反省すらせず同じ事を繰り返す事が多いのが実情だとは周知の通りですが、治療すら施されていない精神疾患者がネット上で暴 れまわって警察でも弁護士でも手が付けられない人までいます。残念な事に精神障害者を取り込む事を目的とした反社会的な利益を生みだす集団がSNS上で跋扈してお り、その団体に目を付けられたら、被害の開示請求も困難を極め、ディープウェブを介したツールまで反社会的な団体から彼らに与えられてしまうといった惨状にまで発展しま す。まだ精神疾患の知識に関しては日本はまだ後進国だと思います。疾患のあるまま見過ごされてきた社会適応出来ない中高年に多い傾向もあるとおもいます。「ケーキを きれない非行中年」の様な人も多くネット上にはいます。 例えば犯罪心理学、精神疾患に詳しい専門家,SNS誹謗中傷に関して詳しい有識者を監督としたサイバーパトロール組織の結成。動画投稿サイト、SNSは必ず本人確 認の為に登録必須でないと使えないようにプラットフォーム側に要請する（一度でも違反、凍結した者は本人身元確認の上、電話番号のデータを元にアカウント再度取得 は組織の判断を任せるといった方法等）yahooの取り組みと同じく匿名掲示板でも電話番号必須でないと書き込みできないようにプラットフォーム側に要請する。匿名掲示 板でも開示請求の類を広げる。各プラットフォームにそれぞれサイバーパトロール組織を必ず常駐させてもらう等といった取り組みが欲しいです。発信源の特定を困難にした上 で、人を傷つけることがライフワークになっている人が1人でもいたらおおよそ100、200ぐらいのネットでは見えない「見えない被害者」が多数います。海外のオーストラ リア、アメリカでの反ストーカー法など州によって法定されている物もあると思いますが取り入れられそうな被害者救済の法案を取り入れるのも良いと思います。民間人の為にサイ バーパトロール組織を作ってほしいです	個人
4	4－1	(2)	全般	(全般)	表現の自由により萎縮効果をもたらすことから、特定のアカウントやユーザに対して、法律上モニタリングやアカウント再作成を制限することを義務づけることについて反対である	エンターテインメント 表現の自由の会

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－1	(2)	全般	インターネット上の権利侵害は、スポット的な投稿によってなされるケースも多い一方で、そのような投稿を繰り返し行う者によってなされているケースも多いとの指摘がある。権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることをプラットフォーム事業者に対し法的に義務づけることには前述した問題があるとしても、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対象を限定した上でこれを継続的にモニタリングすることは、権利侵害情報の流通を効果的に抑制する上で有効と考えられるか。その際、そうしたアカウントによる投稿については、プロバイダ責任制限法第3条が定める免責要件に関して、プラットフォーム事業者に情報流通の認識があったとみなすことで、プラットフォーム事業者自身による適切な投稿の削除の促進に資すると考えられるか。その一方で、限定されたアカウントを対象とする場合であっても、プラットフォーム事業者に対し個別の権利侵害情報の流通をモニタリングすることを法的に義務づけた場合、表現の自由に萎縮効果をもたらす可能性があることについて、対象となる発信者のプライバシーへの影響も踏まえつつ、どう考えるか。さらに、悪質な侵害者は次々にアカウントを作成することでモニタリングを逃れることが可能であり、また、モニタリングの対象とするアカウントの範囲を法律で明確に規定することも困難であることを踏まえて、どう考えるか。 その他、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応として、アカウントの停止・凍結等を行うことは、将来の権利侵害の抑止に有効と考えられるか。このようなケースでは、同一人が複数のアカウントを用いて権利侵害情報の投稿を行う場合も考えられることから、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントの保有者が新たなアカウントを作成することや別のアカウントを用いた投稿をすることを制限する措置をとることは有効と考えられるか。一方	対象となるアカウントを限定したとしても、これに関する継続的なモニタリングを義務付け、また、アカウントの投稿があったことのみをもってプロ責法上も情報流通の認識があったとみなすことには、既に指摘されているように事前検閲等のおそれがあり、表現の自由への影響が大きく、極めて不適切である。 また、アカウントの停止や複数アカウントの作成制限等を事業者に義務付けることも、同様に表現の自由への影響が大きく、極めて不適切である。	一般社団法人新経済連盟
4	4－1	(2)	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの継続的なモニタリング	インターネット上の権利侵害は、スポット的な投稿によってなされるケースも多い一方で、そのような投稿を繰り返し行う者によってなされているケースも多いとの指摘がある。権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることをプラットフォーム事業者に対し法的に義務づけることには前述した問題があるとしても、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対象を限定した上でこれを継続的にモニタリングすることは、権利侵害情報の流通を効果的に抑制する上で有効と考	・有効だと考えられる。「繰り返し行う」の回数を限定し明確化し、利用者にも予め同措置につき共有する等の措置をとれば表現の自由への萎縮への懸念に対してある程度の手当ができるのではないかと考えられる。とりわけ、ヘイトスピーチについては繰り返し行う者が一定数いるので、是非そのような措置はとって頂きたい。	弁護士①
4	4－1	(2)	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの継続的なモニタリング	インターネット上の権利侵害は、スポット的な投稿によってなされるケースも多い一方で、そのような投稿を繰り返し行う者によってなされているケースも多いとの指摘がある。権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることをプラットフォーム事業者に対し法的に義務づけることには前述した問題があるとしても、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対象を限定した上でこれを継続的にモニタリングすることは、権利侵害情報の流通を効果的に抑制する上で有効と考えられるか。	プラットフォーム事業者に対し、権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることを法的に義務づけた場合、プラットフォーム事業者が疑わしい情報を削除することにつながるほか、そのような対応をされることをおそれたクリエイターが表現に対して萎縮してしまうことから、義務づけまではすべきでない。あくまで、コンテンツモデレーションの実施又は不実施に係る判断要素の一つとして、過去のコンテンツモデレーションの実施状況を考慮することを検討されたい。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会
4	4－1	(2)	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの継続的なモニタリング	・権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることをプラットフォーム事業者に対し法的に義務づけることには前述した問題があるとしても、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対象を限定した上でこれを継続的にモニタリングすることは、権利侵害情報の流通を効果的に抑制する上で有効と考えられるか。	プラットフォーム事業者側が継続モニタリングの対象としていることが、当該権利侵害情報を投稿する者に伝わった場合、別のアカウントを作成したり、手段を変えて投稿を行うことが想定され、権利侵害情報の流通の抑制効果が薄くなるものと考えられる。	LINE株式会社

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－1	(2)	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの継続的なモニタリング	「インターネット上の権利侵害は、スポット的な投稿によってなされるケースも多い一方で、そのような投稿を繰り返し行う者によってなされているケースも多いとの指摘がある。権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることをプラットフォーム事業者に対し法的に義務づけることには前述した問題があるとしても、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対象を限定した上でこれを継続的にモニタリングすることは、権利侵害情報の流通を効果的に抑制する上で有効と考えられるか。」	権利侵害投稿については、一部の者が多数の投稿を継続的に行うケースが少なくないものと思われます。 そのような悪意を持って権利侵害投稿を繰り返す者は、特定のアカウントが削除された場合であっても、すぐに新たなアカウントを作成し、権利侵害投稿を再開することが多いと見受けられます。 このような者に対しては、アカウントのモニタリングを行い、事前に投稿を監視することは、権利侵害情報の流通抑制には一定の効果があるものと思われますが、前述のような事情から、複数のアカウントの裏側にいる個人等を特定した上で監視をしない限りは、その効果は限定的なものと思われます。 そのためには、完全に匿名の状態でのアカウントの付与自体の適否が検討されるべきと思われます。	一般社団法人日本音楽制作者連盟
4	4－1	(2)	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの継続的なモニタリング	権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることをプラットフォーム事業者に対し法的に義務づけることには前述した問題があるとしても、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対象を限定した上でこれを継続的にモニタリングすることは、権利侵害情報の流通を効果的に抑制する上で有効と考えられるか。	特定の発信者の監視をプラットフォーム事業者に義務付けるという考えには、仮に特定のユーザーを監視するプログラムを作成することは技術的に可能であるとしても、別のアカウントを作成したり、アカウントを多数用いることで当該モニタリングから回避を試みることもできること、サービスの規模が大きい場合対象となるアカウント数も膨大になることが想定されることから、権利侵害情報の流通の抑止の上ではとりわけ効果的とは考えられないという理由から、賛同できない。 プラットフォームサービスの特性に応じて、効果的な取り組みを生み出す柔軟性を各プラットフォーム事業者に与えるべきである。	グーグル合同会社
4	4－1	(2)	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの継続的なモニタリング	権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることをプラットフォーム事業者に対し法的に義務づけることには前述した問題があるとしても、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対象を限定した上でこれを継続的にモニタリングすることは、権利侵害情報の流通を効果的に抑制する上で有効と考えられるか。その際、そうしたアカウントによる投稿については、プロバイダ責任制限法第3条が定める免責要件に関して、プラットフォーム事業者に情報流通の認識があったとみなすことで、プラットフォーム事業者自身による適切な投稿の削除の促進に資すると考えられるか。その一方で、限定されたアカウントを対象とする場合であっても、プラットフォーム事業者に対し個別の権利侵害情報の流通をモニタリングすることを法的に義務づけた場合、表現の自由に萎縮効果をもたらす可能性があることについて、対象となる発信者のプライバシーへの影響も踏まえつつ、どう考えるか。さらに、悪質な侵害者は次々にアカウントを作成することでモニタリングを逃れることが可能であり、また、モニタリングの対象とするアカウントの範囲を法律で明確に規定することも困難であることを踏まえて、どう考えるか。	誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ（第1回）の資料3「インターネット上の違法・有害情報に関する流通状況等について」36頁では、「特定の人物に粘着する目的のアカウント」による誹謗中傷等が行われていることを半数近いユーザが数回に1回以上目撃していたことが報告されている。 このような繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントについて、プロバイダ責任制限法第3条における侵害情報の認識があったとみなすことは、プラットフォーム事業者による適切な違法・有害情報の削除促進に資すると考えられる。 モニタリングの対象となった発信者が新たな別アカウントを作成して同様の違法・有害情報を発信している場合には、通信ログや本人確認ツール（SMS認証等）、投稿内容等から、プラットフォーム事業者において同一人物によるものであると判断できる場合もある。そのため、少なくともそのような場合については、当該別アカウントについても、同様にモニタリングを義務付けるべきである。	一般社団法人日本音楽事業者協会
4	4－1	(2)	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの継続的なモニタリング	インターネット上の権利侵害は、スポット的な投稿によってなされるケースも多い一方で、そのような投稿を繰り返し行う者によってなされているケースも多いとの指摘がある。権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることをプラットフォーム事業者に対し法的に義務づけることには前述した問題があるとしても、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対象を限定した上でこれを継続的にモニタリングすることは、権利侵害情報の流通を効果的に抑制する上で有効と考えられるか。	○繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対象を限定した継続的なモニタリングについては、プロバイダ事業者の社会的責任及び当該情報の流通による被害の回復が極めて困難であることに鑑み、当然実施すべき ○また、プロバイダ事業者はモニタリングの実施に当たり、法務省人権擁護機関や地方公共団体が提供する情報を参考にすべき	京都府
4	4－1	(2)	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの継続的なモニタリング		有効と考える。一般アカウントを装っている業者による権利侵害やオンラインハラスメントが存在している。業者アカウントは権利侵害を手段にして経済的利益を目的として行われているため、それら侵害者などに対しては有効であると思う。 将来の投稿を制限する点において影響は大きいが、プログラムやバイトを用いた広範・大規模な権利侵害などについては、制限をかけないことでもたらされる被害は大きく、反論の機会も確保されない。権利保護には必要であると考える。プラットフォーム自体は無数に存在し、他のプラットフォームにおける投稿まで制限されていない。また、プラットフォーム事業者がそういった投稿の傾向を把握していることは今後の情報流通について考える上で貴重な資料になると思う。	個人
4	4－1	(2)	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの継続的なモニタリング	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対象を限定した上でこれを継続的にモニタリングすることは、権利侵害情報の流通を効果的に抑制する上で有効と考えられるか。	有効と考えます。	個人
4	4－1	(2)	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対する免責要件の取り	その際、そうしたアカウントによる投稿については、プロバイダ責任制限法第3条が定める免責要件に関して、プラットフォーム事業者に情報流通の認識があったとみなすことで、プラットフォーム事業者自身による適切な投稿の削除の促進に資すると考えられるか。	ここにおけるプロバイダー責任制限法第3条に関する提案は、特定の発信者を監視の動機づけとして機能させようとしているものと推察するが、そもそも特定の発信者を監視するという受け入れられない義務を根拠に、コンテンツモデレーションの重要な前提条件であるセーフハーバーに関する不利益を課すものであり、不適切であって、受け入れることはできない。	グーグル合同会社

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－1	(2)	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの継続的なモニタリング	その際、そうしたアカウントによる投稿については、プロバイダ責任制限法第3条が定める免責要件に関して、プラットフォーム事業者に情報流通の認識があったとみなすことで、プラットフォーム事業者自身による適切な投稿の削除の促進に資すると考えられるか。	考えます。 厳罰に処し、公表することで“見せしめ”的な抑止効果にも繋がると考えます。	個人
4	4－1	(2)	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの継続的なモニタリング		他方で、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントのモニタリングについては、公共の福祉による内在的制約の範囲にとどまるので、そういう措置までは容認できる。 なお、「繰り返し多数」の目安としては、一定期間内に3回以上の投稿という形が望ましいと考える。	個人
4	4－1	(2)	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応に係る課題	さらに、悪質な侵害者は次々にアカウントを作成することでモニタリングを逃れることが可能であり、また、モニタリングの対象とするアカウントの範囲を法律で明確に規定することも困難であることを踏まえて、どう考えるか。	プラットフォーム事業者による独自の取組により、特定の悪質な侵害者とのいちごっこの解決を図る仕組みが導入されているプラットフォームもあることから、そうした先進的な仕組みについて、取組状況を共有することで、より効果的な解決方法が模索されることを期待する。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会
4	4－1	(2)	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応に係る課題	インターネット上の権利侵害は、スポット的な投稿によってなされるケースも多い一方で、そのような投稿を繰り返し行う者によってなされているケースも多いとの指摘がある。権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることをプラットフォーム事業者に対し法的に義務づけることには前述した問題があるとしても、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対象を限定した上でこれを継続的にモニタリングすることは、権利侵害情報の流通を効果的に抑制する上で有効と考えられるか。その際、そうしたアカウントによる投稿については、プロバイダ責任制限法第3条が定める免責要件に関して、プラットフォーム事業者に情報流通の認識があったとみなすことで、プラットフォーム事業者自身による適切な投稿の削除の促進に資すると考えられるか。その一方で、限定されたアカウントを対象とする場合であっても、プラットフォーム事業者に対し個別の権利侵害情報の流通をモニタリングすることを法的に義務づけた場合、表現の自由に萎縮効果をもたらす可能性があることについて、対象となる発信者のプライバシーへの影響も踏まえつつ、どう考えるか。さらに、悪質な侵害者は次々にアカウントを作成することでモニタリングを逃れることが可能であり、また、モニタリングの対象とするアカウントの範囲を法律で明確に規定することも困難であることを踏まえて、ど	「繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウント」の範囲を明確に規定することはご指摘のように法律上に規定することが困難であると承知しているが、同様の理由でプラットフォーム事業者がポリシー等において定めることも困難であると考える。 また、そのようなアカウントの投稿状況を個別に「モニタリング（監視）」することについて、そもそも違反行為を繰り返すアカウントに対しては一定の手続きを経て速やかに停止・凍結措置を講ずるべきであり、そうした措置を講じるのではなく個別監視のみにとどめるべき類型としてはどのようなものがあるのか明らかにしていただく必要があるのではない か。 加えて、仮にプラットフォーム事業者が個別のアカウントについて監視を行う場合、権利侵害がない投稿も含めて監視を行うこととなり、プラットフォーム事業者による一般的監視・検閲につながりかねないことについても留意すべきと考える。	ヤフー株式会社
4	4－1	(2)	アカウントの停止・凍結による有効性	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応として、アカウントの停止・凍結等を行うことは、将来の権利侵害の抑止に有効と考えられるか。このようなケースでは、同一人が複数のアカウントを用いて権利侵害情報の投稿を行う場合も考えられることから、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントの保有者が新たなアカウントを作成することや別のアカウントを用いた投稿をすることを制限する措置をとることは有効と考えられるか。一方で、アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、将来の投稿を制限する点においてその影響が非常に大きく、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応であっても、公法上義務付けることについては極めて慎重であるべきとも考	昨今の問題として、誹謗中傷等の違法・有害情報の発信者がプラットフォームサービスを通じた広告収入等によって多額の収益を得るという事態が発生し、これにより民事上の損害賠償等による抑止力や被害回復が十分に機能していないという問題が生じている。これらの構造的問題を是正するためには、広告収入等の停止やアカウントの停止・凍結等を行うことが最も効果的な方策の一つである。 アカウントの停止・凍結等の措置を受けた発信者が別アカウントを作成して同様の違法・有害情報を発信している場合には、通信ログや本人確認ツール（SMS認証等）、投稿内容等から、プラットフォーム事業者において同一人物によるものであると判断できる場合もある。そのため、少なくともそのような場合については、当該別アカウントについても、同様の措置（アカウント停止・凍結等）がされるべきである。	一般社団法人日本音楽事業者協会
4	4－1	(2)	アカウントの停止・凍結による影響	・その他、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応として、アカウントの停止・凍結等を行うことは、将来の権利侵害の抑止に有効と考えられるか。	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿する投稿者であっても、「アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、将来の投稿を制限する点においてその影響が非常に大きく」、法令による義務付けについては慎重な検討を要する。	LINE株式会社
4	4－1	(2)	アカウントの停止・凍結による影響	一方で、アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、将来の投稿を制限する点においてその影響が非常に大きく、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応であっても、公法上義務付けることについては極めて慎重であるべきとも考えられるが、どうか。	コンテンツが公共性を帯び、個人が一定の影響力のある意見表明を行う場として相応に重要とみなされると、いわゆるパブリックフォーラム論（表現活動のために公共の場を利用する権利は、場合によっては、この場所における他の利用を妨げることになっても保障されとする理論）の対象になる可能性があり、アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、表現の自由を侵害し違法と解されるおそれもし生じ得ることから、左記の考えに賛同いたします。	KDDI株式会社

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－1	(2)	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの継続的なモニタリング		問題行為を起こしているアカウントに対し、要観察や、場合によっては事前モデレーションを課するような対応は、プラットフォーム側の権利として認めるべきです。 これは、今後特殊詐欺などで他者名義の携帯を不正に取得して使用しているケースなどへの対策でも、同様の議論が出ます。アカウント所有者（携帯のケースであれば契約者）に対して、「不正な利用が疑われるので要監視対象とした」といった通知をすること（およびそれに対する異議申し立てを真摯に受け入れること）を条件に、監視を行うことは合法化すべきです。	個人
4	4－1	(2)	繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの継続的なモニタリング		違法性があるならばプロバイダーによる情報開示からの特定により法的に裁けばよい。 違法性が無いのであればそれはプラットフォーム側の裁量の範囲であり、国家が介入する領域ではない。	個人
4	4－1	(2)	繰り返し権利侵害へのアカウント停止・凍結		上で書いた通り、表現の自由や検閲の禁止等の観点から、プラットフォーム事業者に対し権利侵害情報の流通をモニタリングする事を求めるべきではなく、権利侵害情報の削除等については、原則として被害者からの申請によるべきである。ただし、同じアカウントについて申請が繰り返しなされた場合、申請の時点で多数の権利侵害投稿がなされている場合、申請の内容を考慮すると別アカウントの投稿であるが同じ者からの同様の内容の投稿である可能性が高い場合など、非常に悪質な場合についてアカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等の対応があり得る事を明確化する事はあって良いと考えるが、これも法規制によるべきではなく、あくまでプラットフォーム事業者の透明性・アカウントビリティを確保して行く上での自主的な取組の中での明確化に留めるべきである。 また、プロバイダ責任制限法の解釈の余地はあるが、行政による一方的な拡大解釈は慎むべきである。	個人
4	4－1	(2)	繰り返し権利侵害へのアカウント停止・凍結		アカウントの凍結や停止処置は、プラットフォームと利用者との契約の話以外の何物でもなく、インターネットサービスプロバイダにおいても、spamの送信やマルウェアの配布などの苦情が多く寄せられ、改善対応をしなければ契約解除とする旨の記載があります。 契約上の禁止行為を繰り返し、契約上定められた要件を満たしたのであれば、凍結や停止処置は当然のことです。 そのうえで、プラットフォーム側に契約違反がある場合の、利用者側からの反論や苦情や異議申し立ては、プラットフォームにて正しく真摯に受け入れられる必要があります。 これらの処置については、プラットフォーム側が同契約を作るか、どう運用するかの問題ですが、原則としてプラットフォーム側の責任として、放置し続け、かつ、相手が誰なのかもわからない、という場合には、訴訟のための情報提供をすることを義務付けることは必要かと思います。	個人
4	4－1	(2)	繰り返し権利侵害へのアカウント停止・凍結	インターネット上の権利侵害は、スポット的な投稿によってなされるケースも多い一方で、そのような投稿を繰り返し行う者によってなされているケースも多いとの指摘がある。権利侵害情報の流通を網羅的にモニタリングすることをプラットフォーム事業者に対し法的に義務づけることには前述した問題があるとしても、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントに対象を限定した上でこれを継続的にモニタリングすることは、権利侵害情報の流通を効果的に抑制する上で有効と考えられるか。その際、そうしたアカウントによる投稿については、プロバイダ責任制限法第3条が定める免責要件に関して、プラットフォーム事業者に情報流通の認識があったとみなすことで、プラットフォーム事業者自身による適切な投稿の削除の促進に資すると考えられるか。その一方で、限定されたアカウントを対象とする場合であっても、プラットフォーム事業者に対し個別の権利侵害情報の流通をモニタリングすることを法的に義務づけた場合、表現の自由に萎縮効果をもたらす可能性があることについて、対象となる発信者のプライバシーへの影響も踏まえつつ、どう考えるか。さらに、悪質な侵害者は次々にアカウントを作成することでモニタリングを逃れることが可能であり、また、モニタリングの対象とするアカウントの範囲を法律で明確に規定することも困難であることを踏まえて、ど	抑制する上で有効かどうかは、その相手次第だと思います。 だけれども、継続的にモニターすることでそのユーザーの考え方や傾向がデータとして蓄積した結果、解析できる可能性があると思います。まず、プラットフォーム事業者の仕事にも限界があると思います。 そうみなしたら、プラットフォーム事業者からユーザーへの締め付けは、間違いなく強くなると思います。考え過ぎかもしれませんが、動画や写真投稿者の着ているシャツに写ったブランドのロゴが原因で投稿が削除される可能性もあると思います。萎縮効果は強く現れると思います。 その反動で、社会・政治的に表現の自由を取り戻そうとする団体が台頭する可能性があります。 複数のアカウントを持つことができる仕組みを作ったのは、そのプラットフォーム事業者であり、ユーザーはその既定の範囲内で自己保身を施しているだけです。取り締まる側から見れば、悪質に感じるかもしれませんが、そこは、運営からは禁止されていないと思います。インターネットの時代になって、一般人でも気軽に『名を残せる』ようになりました。自分の生きた証を残したいという人間的な欲求なので、取り上げることは不可能だと思います。インターネットの時代が進むにつれ、そのことが多くの人に自覚されるようになるように思います。その後に、ではこのシステムをどう利用すべきか、という根本的な問いが改めて行われると思います。	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－1	(2)	繰り返し権利侵害へのアカウント停止・凍結	その他、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応として、アカウントの停止・凍結等を行うことは、将来の権利侵害の抑止に有効と考えられるか。このようなケースでは、同一人が複数のアカウントを用いて権利侵害情報の投稿を行う場合も考えられることから、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントの保有者が新たなアカウントを作成することや別のアカウントを用いた投稿をすることを制限する措置をとることは有効と考えられるか。一方で、アカウントの停止・凍結やアカウントの再作成の制限等については、将来の投稿を制限する点においてその影響が非常に大きく、繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントへの対応であっても、公法上義務付けることについては極めて慎重であるべきとも考えられるが、どうか。	現実の犯罪組織と警察とのように、もぐらたたきとして延々と続くことが予想されます。 有効か、といえば、ある程度は有効といえると思います。著作権を持つ人が、いわば特権階級になったようなものです。 その人たちの利益のために、著作権を持たない人から強制的に搾取するのが今回の件だと私は理解しています。 提示できる解決策は、著作権自体を失くす事、です。笑って許せば解決です。著作権を持っていない人は、いわば『0から生み出すことが出来ない人』なのだから、完成した1を楽しむことも制限されては、楽しみがなくなると思います。『0から生み出すことが出来る人』は生み出すことが楽しいのだから、生み出すことを楽しめばいい。『0から生み出すことが出来ない人』は、1を楽しめばいいと思うのです。1も楽しむことを禁止してしまったら、大半の人々は、地球に存在する意義を見失って色あせた生活を送ることになるかもしれません。その人は別のプラットフォームで繰り返すと思います。繰り返すということは、悪いと思っていないという証拠です。いいはずだ、と思っている可能性もあります。うっかりの場合もあると思うので、個別判断でしょう。個人の自由を侵害する行為に抵触しかねないので、公法上義務付けることは極めて慎重であるべき、だと思います。	個人
4	4－1	(2)	新アカウント		ニコニコ生放送では簡単に他発信者への誹謗中傷やデマを発信できてしまう。(自由記載欄の1-2に具体例記載) 発信者に影響された視聴者がさらにデマを拡散してしまう。 【事業者へお願い】 同サイトでは、匿名コメントが可能であり、ブロックしても1週間でまたコメントできてしまう。本来匿名アカウントでのコメントを禁止すべきである。 また発信者も視聴者もアカウントを複数作れてしまうため、誹謗中傷などでアカウントが制限されても、別のアカウントで攻撃できてしまう。IPやプロバイダによる制限を増やしてほしい。 1-2 [REDACTED]	個人
4	4－1	(2)	複数アカウント	さらに、悪質な侵害者は次々にアカウントを作成することでモニタリングを逃れることが可能であり、また、モニタリングの対象とするアカウントの範囲を法律で明確に規定することも困難であることを踏まえて、どう考えるか。	複数アカウントが可能であることが、誹謗中傷が無くならない根本的な要因です。法律で規定するのが難しいとしても、行政指導として複数アカウントの禁止のガイドラインを制定するなど対策を講じるべきと考えます。	個人
4	4－1	(2)	悪質な利用者		なお、悪質な利用者がアカウントを大量登録、使い捨てする問題は、インターネット全体における問題であり、本件とは切り離して個別に考えるべきです。	個人
4	4－2	(1)	全般	(全般)	検討すべき課題は多く、慎重な検討が要される事項である。しかしながら、いわゆるネットリンチと言われるような事案が多く発生していることに対しては憂慮している	エンターテインメント表現の自由の会
4	4－2	(1)	全般	(全般)	削除請求権が明文化されれば、削除請求が乱発されるほか、プラットフォーム事業者が削除請求を受けても、内容の真偽や名誉棄損にあたるかどうかということを自ら判断することはできないため、安易に削除に応じたりするといった事態が強懸念される。投稿にとどまらず、元の記事や検索結果で表示される記事などに影響が拡大する恐れもあり、極めて慎重な検討が必要だと考える。そもそも、根拠がはっきりしない個人の投稿と時間と労力をかけて裏付け取材がなされた報道とは明確に区別すべきである。報道機関は取材活動に基づき情報発信を行っており、公正な取材に基づいた正当な批判・論評と有害な誹謗中傷とは明らかに異なるものである。検討にあたっては、報道の自由が不当に侵されることのないよう十分に考慮しなければならない。 また、削除請求権と称して新たな権利を創設した場合、誹謗中傷にとどまらずプライバシー侵害や名誉棄損、肖像権侵害等へと拡大適用される事態を招きかねない。誹謗中傷は野放しにするわけにはいかない問題であり、本来、プラットフォーム事業者が迅速かつ自主的に取り組むべき課題である。対応が十分ではないとしても、拙速に法規制を導入し、政府の干渉を強めるよりも、司法判断の積み重ねを待つべきである。 ましてや、本ペーパーで触れている、実務上や学説上も明らかでない財産上の権利を侵害する投稿の削除請求権や、個々の投稿には違法性がない炎上事案に対する削除請求権については、人格権侵害に関する現行の法的枠組みを超えた、行き過ぎた措置だと言え、容認できない。プラットフォーム事業者は、デジタル空間の健全性を保つ役割を十分に認識し、真摯に対応すべきである。	一般社団法人 日本新聞協会
4	4－2	(1)	削除請求権		削除請求権（削除義務）を検討するにあたって、誰が当該主張をすることができるのか。被害者の保護という観点で権利侵害を受けた者のみか。それとも、プラットフォーム事業者側の場の提供者の責任・義務として、誰でも主張できるのか。	弁護士②
4	4－2	(1)	削除請求権の明文化の意義	人格権を侵害する投稿の削除をプラットフォーム事業者に求める権利は、判例法理によって認められているところ、かかる権利を明文化することは、一定の要件において被害者がプラットフォーム事業者に対して差止請求を行うことが可能であるという事実を明確化し、被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資すると考えられるがどうか。	「違法」情報の削除に関しては、明確化された権利だけでなく、その過程で裁判所が認めた権利も考慮しているため、判例法を明確化することで結果が変わるとは考えていない。	グーグル合同会社

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－2	(1)	削除請求権の明文化の意義	人格権を侵害する投稿の削除をプラットフォーム事業者に求める権利は、判例法理によって認められているところ、かかる権利を明文化することは、一定の要件において被害者がプラットフォーム事業者に対して差止請求を行うことが可能であるという事実を明確化し、被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資すると考えられるがどうか。一方で、判例法理を明文化するだけでは、現状とあまり変わらず、必ずしも被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資さない可能性もあることについて	削除請求権の明文化がされることにより、手続の迅速化はもとより、誹謗中傷事案への関心の高まりと相まって、報道等を通じて広く国民に対する啓蒙に繋がることが期待できるため、削除請求権は明文化されるべきである。 削除請求権の内容としては、被害防止の観点から、違法・有害情報を反復継続して投稿する発信者については、単に個々の投稿の削除請求権のみならず、アカウントの停止等の請求権を含むものとすべきである。 また、違法・有害情報の発信によって発信者が得た広告収入等についても、被害回復等のために保全・充当できる仕組み等についても併せて検討されるべきである。	一般社団法人日本音楽事業者協会
4	4－2	(1)	削除請求権の明文化の意義	人格権を侵害する投稿の削除をプラットフォーム事業者に求める権利は、判例法理によって認められているところ、かかる権利を明文化することは、一定の要件において被害者がプラットフォーム事業者に対して差止請求を行うことが可能であるという事実を明確化し、被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資すると考えられるがどうか。一方で、判例法理を明文化するだけでは、現状とあまり変わらず、必ずしも被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資さない可能性もあることについて	投稿の削除請求権は不法行為に基づく差止請求権に含まれるものとして民法上の権利として判例上も認められているが、文脈に関する慎重な判断が必要となるケースも少なくなく、裁判例の射程も必ずしも明確とは言えないことから、予見可能性が必ずしも高いとはいえない面もある。こうした観点からは、仮に差止請求権を設けるのであれば、実体的法上の要件を明確にして判断を容易になるように制度を設計いただく必要があるのではないか。	ヤフー株式会社
4	4－2	(1)	削除請求権の明文化の意義	人格権を侵害する投稿の削除を プラットフォーム事業者に求める権利は、判例法理によって認められているところ、かかる権利を明文化することは、一定の要件において被害者がプラットフォーム事業者に対して差止請求を行うことが可能であるという事実を明確化し、被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資すると考えられるがどうか。一方で、判例法理を明文化するだけでは、現状とあまり変わらず、必ずしも被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資さない 可能性もあることについて、どう考えるか。	法令等で明文化することについては、記載されているとおりメリット・デメリットを踏まえ検討する必要があるが、そもそもこうした人格権を侵害する投稿の削除を求める権利が認められており、被害者がとり得る対応の一つであることについて、国において周知していくことも考えられるのではないか。	一般社団法人新経済連盟
4	4－2	(1)	削除請求権の明文化の意義	人格権を侵害する投稿の削除をプラットフォーム事業者に求める権利は、判例法理によって認められているところ、かかる権利を明文化することは、一定の要件において被害者がプラットフォーム事業者に対して差止請求を行うことが可能であるという事実を明確化し、被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資すると考えられるがどうか。一方で、判例法理を明文化するだけでは、現状とあまり変わらず、必ずしも被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資さない可能性もあることについて	○「削除請求権」の明文化については、被害者の申告やプロバイダ事業者の積極的対応を支援する点で有効と史料 ○他方、権利侵害情報には違法情報だけでなく有害情報も含まれ、その内容や形態は多種多様であることを考慮すると、幅広い適用が可能となる規定を検討すべき ○プラットフォーム事業者による権利侵害性の判断を支援するため、そのプロセスにおいて、法務省人権擁護機関や地方公共団体の削除要請又は情報提供を位置付けるべき	京都府
4	4－2	(1)	削除請求権	・人格権を侵害する投稿の削除をプラットフォーム事業者に求める権利は、判例法理によって認められているところ、かかる権利を明文化することは、一定の要件において被害者がプラットフォーム事業者に対して差止請求を行うことが可能であるという事実を明確化し、被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資すると考えられるがどうか。 ・さらに、個々の投稿に違法性はないものの全体として人格権を侵害している投稿群の事案（いわゆる「炎上事案」）があるところ、このような事案について、現行法では削除請求できるか必ずしも明らかではないため、炎上事案においても削除請求を可能とする規定を定めることは有効と考えられるか。その一方で、削除できる投稿の範囲、個別には違法性がない投稿の削除の可否について、このような投稿を行った者の被害拡大への甚大な影響を考慮しつつも表現の自由との関係を検討する必要があると考えられ、検討すべき課題は多く慎重な検討を要すると考えられることについて、どう考える	・ヘイトスピーチについて 現行法では、不特定の者に対するヘイトスピーチは、それが「不特定の者に対するヘイトスピーチであったとしても実質的には個人に対する権利侵害となっている」場合を除いて、「違法」とは判断されない。しかしながら、不特定の者に対するヘイトスピーチであったとしても、マイノリティは「多大な苦痛を強いられ」（ヘイトスピーチ解消法前文）でいる点では、個人に対するヘイトスピーチと同様である。最低でも禁止条項がなければインターネット上のヘイトスピーチは野放し状態のままである。不特定の者に対するヘイトスピーチに関しても、インターネット上に流通させてはならない情報として禁止され、「違法情報」と解すべきであり、削除請求の対象とするような措置を講ずべきである。 ・炎上事案について 炎上事案については、フランスの「性的暴行及び性差別的暴力との闘いを強化する2018年8月3日の法律が参考になると考えられる。同法では、「襲撃」（大勢でひとりの被害者を攻撃するタイプのオンラインハラスメント）が、オンラインハラスメントと認められるようになった。下記のようなタイプのオンラインハラスメントを定義することを検討すべきである。 「襲撃」概念 （刑法典第222－33条Ⅰ．1°2°及び刑法典第222－33－2－2条(a)(b) ①複数の者によって協議され又はそのうちの一人の扇動で、たとえそれが繰り返されなかったとしても、同一の被害者に対し言動が押し付けられた場合 ②たとえ協議がなくても、それが繰り返されると知る複数の者によって、同一の被害者に対し、言動が連続して押し付けられた場合	弁護士①

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－2	(1)	削除請求権	人格権を侵害する投稿の削除をプラットフォーム事業者に求める権利は、判例法理によって認められているところ、かかる権利を明文化することは、一定の要件において被害者がプラットフォーム事業者に対して差止請求を行うことが可能であるという事実を明確化し、被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資すると考えられるかどうか。一方で、判例法理を明文化するだけでは、現状とあまり変わらず、必ずしも被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資さない可能性もあることについて、どう考えるか。 また、営業権などの排他性を有しない財産上の権利を侵害する投稿も見受けられるとの指摘があり、こうした権利を侵害する情報について、削除を求める権利を創設することは有効と考えられるか。その一方で、こうした投稿の削除を求める権利が一般に認められるかについては、実務上あるいは学説上も明らかではなく、こうした権利の	裁判を経ずとも、被害者がプラットフォーム事業者に対して対象のコンテンツの削除要求を理由を書いて申請後、事業者が対応すればよいと思う。特に日本では裁判は長期化傾向にあり、費用もかかることから、裁判は流行らないです。（ここがアメリカだったら話は違うと思いますけれども。）権利を創設しなくても、被害を受けたと感じている会社は、プラットフォーム事業者に対象のコンテンツを指定して理由を申し出て事業者に対処を求めればよいと思います。それで裁判や賠償金が発生するようになれば、それ目当てで会社を運営をする団体も出かねませんから。新しく始まったことなので、過去に例が無いのは理解できます。 何かの権利を主張することは、別の誰かの何かを制限することに繋がるものなので、検討には慎重を期してほしいです。	個人
4	4－2	(1)	削除請求権		この4の2（1）の項目で書かれている様に、一般的な投稿の削除を求める権利は、実務上あるいは学説上も明らかではなく、この様な一般的な権利の創設には慎重であるべきであり、個別には違法性がない投稿の削除を可能とする事も非常に問題が大きい事である。	個人
4	4－2	(1)	削除請求権		判例法理によって既に認められている事を明文化する事自体には反対しないが、基本的に新たな対応が必要な類型が生じているという事はなく、今のところ法改正などは必要なく、判例法理のまとめ及び事業者に対する周知で十分であると考えます。	個人
4	4－2	(1)	削除請求権	一方で、判例法理を明文化するだけでは、現状とあまり変わらず、必ずしも被害者による削除請求に基づく権利侵害情報の削除の促進に資さない可能性もあることについて、どう考えるか。	まずは判例法理を明文化し、十分周知させることが重要と考えます。	個人
4	4－2	(1)	削除請求権		この手の情報削除の問題に関しては、行政や司法の怠慢が根底にあります。 問題行動を民事不介入で野放しにしたり、司法に訴えるにはお金も時間もかかるために、救済されない状態が野放しになっているからこそ、人民裁判や社会的制裁に頼る事態が起きています。 ブロックチェーンなどと同じで、民衆側に不満があるのに政治側が無関心でい続けるからこそ、自力救済に走っているだけです。 行政や司法が努力する気がないのであれば、削除権に対する反対は非常に大きくなりますし、逆に行政や司法が民衆の揉め事をきちんと「解決」できているのであれば、人民裁判じみた行為や社会的制裁などで、クラウドリンチ（巻き舌のほう）する権利を民衆が過剰に求めなくなります。 社会問題などをきちんと広く周知できる場があればよいだけであり、それが無いからこそあちこちで大声をあげている、ということはきちんと考えることが必要です。	個人
4	4－2	(1)	削除請求権		現状のまま、判例明記で良い 明確な人格攻撃や中傷などが行われた場合現在の大手SNSでは問題なく凍結・削除対応が行われている。	個人
4	4－2	(1)	削除請求権		告発や炎上案件など、その根底にあるのは訴訟にかかるコスト（お金と時間）が高すぎるがために、自力救済に走っているという点であり、そういった訴訟に訴えない形での申し立てについては、政府側がきちんとその場所を用意すべきであり、民間施設である民間サービス上での告発や抗議や批判は、原則禁止されるべき＝削除権を認めるべき、です。 テクノロジーの発達により、個人の持つ力が非常に大きくなった結果、ブロックチェーンによるbitcoinの決済網のように、中立な第三者がいない場所で、人民裁判を勝手に開いて無法の限りを尽くすことができるようになってしまったのが現状です。 もちろん日本のムラ社会で差別やら村八分やら、同じことはアナログな手法で行われていましたが、デジタルテクノロジーによって「影響範囲が無節操に拡大した」状態であり、黒色火薬の爆弾と原爆くらの「被害規模の違い」がありますから、きちんと日本政府が「贅沢品である訴訟」に抛らない紛争解決の手段を用意し、そこで理性的に解決が行われるようにすべきです。 民間業者のサービス上で人民裁判やクラウド（巻き舌のほう）リンチを許容して野放しにすることは、治安の大幅な低下が起こります。 アナログな現実でいえば、ストリートファイト解禁と同じくらの治安の悪化をもたらします。	個人
4	4－2	(1)	営業権に係る削除請求	営業権などの排他性を有しない財産上の権利を侵害する投稿も見受けられるとの指摘があり、こうした権利を侵害する情報について、削除を求める権利を創設することは有効と考えられるか。その一方で、こうした投稿の削除を求める権利が一般に認められるかについては、実務上あるいは学説上も明らかではなく、こうした権利の創設には慎重な検討を要すると考えられることについて、どう考える	違法・有害情報による攻撃の中には法人や事業者を対象としたものも多く存在しており、それらによって被害者が莫大な経済的損害を受けるケースもある。これらが財産上の権利であるからといって権利侵害の継続を受忍しなければならない理由はなく、財産上の権利についても削除請求が認められるべきである。ここにも削除請求権を法律の明文上で規定する意義がある。	一般社団法人日本音楽事業者協会

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－2	(1)	営業権に係る削除請求	また、営業権などの排他性を有しない財産上の権利を侵害する投稿も見受けられるとの指摘があり、こうした権利を侵害する情報について、削除を求める権利を創設することは有効と考えられるか。	特定業種や特定店舗への営業妨害につながる投稿は多数あります。とりわけネットでの活動を生業とする人へのデマは、営業妨害に直結します。削除を求める権利の創設を求めます。	個人
4	4－2	(1)	営業権に係る削除請求	その一方で、こうした投稿の削除を求める権利が一般に認められるかについては、実務上あるいは学説上も明らかではなく、こうした権利の創設には慎重な検討を要すると考えられることについて、どう考えるか。	実際に被害は起こっているので、速やかに創設への検討をするべきと考えます。	個人
4	4－2	(1)	炎上事案に係る削除請求	個々の投稿に違法性はないものの全体として人格権を侵害している投稿群の事案（いわゆる「炎上事案」）があるところ、このような事案について、現行法では削除請求できるか必ずしも明らかではないため、炎上事案においても削除請求を可能とする規定を定めることは有効と考えられるか。その一方で、削除できる投稿の範囲、個別には違法性がない投稿の削除の可否について、このような投稿を行った者の被害拡大への甚大な影響を考慮しつつも表現の自由との関係を検討する必要があると考えられ、検討すべき課題は多く慎重な検討を要すると考えられることについて、どう考えるか。	プラットフォームサービスに関する研究会（第 26 回）の資料 3「わが国における誹謗中傷・フェイクニュースの実態と社会的対処」では、「多くの人が誹謗中傷を書いていると気付いていない。」との調査結果が報告されている。 炎上事案に関わるユーザの中には、表現の自由の確保などの当事者意識のないまま、流されて書き込みするケースがあることから、個別の投稿の違法性が高くなくとも、全体として誹謗中傷に繋がる投稿群に関しては、被害の拡大性、被害回復の困難性などを踏まえた迅速な対応を望みたい。	一般社団法人日本音楽事業者協会
4	4－2	(1)	炎上事案に係る削除請求	・個々の投稿に違法性はないものの全体として人格権を侵害している投稿群の事案（いわゆる「炎上事案」）があるところ、このような事案について、現行法では削除請求できるか必ずしも明らかではないため、炎上事案においても削除請求を可能とする規定を定めることは有効と考えられるか。	いわゆる「炎上事案」については、現状、プラットフォーム事業者に対して通報による削除申請が可能である。 一方で、法令により、「炎上事案」の削除請求権を明確化する場合、どの程度の数の投稿であれば「投稿群」といえるのかという定量的な定義を行うことに課題があるのではないかと考えられるほか、削除申請できる投稿の範囲等、法令に定める要件に合致しない場合には申請ができなくなるなど、かえってユーザー側からの削除申請が難しくなる可能性がある。	LINE株式会社
4	4－2	(1)	炎上事案に係る削除請求	さらに、個々の投稿に違法性はないものの全体として人格権を侵害している投稿群の事案（いわゆる「炎上事案」）があるところ、このような事案について、現行法では削除請求 できるか必ずしも明らかではないため、炎上事案においても削除請求を可能とする規定を定めることは有効と考えられるか。	炎上事案が全体として人格権を侵害するか否かは、その形態も様々であり、その外縁も明らかではないから、個々の事例に応じて裁判所が判断すべき問題と考える。なお、これとは別に、プラットフォーム事業者が削除請求を受けた炎上事案について、個別の事案とポリシーに即して自主的に削除その他の対処を取ることについては、特に現行法上支障があるとは考えない。したがって、このような立法に法的には実質的な効果があるとは考え難い。	グーグル合同会社
4	4－2	(1)	炎上事案に係る削除請求	さらに、個々の投稿に違法性はないものの全体として人格権を侵害している投稿群の事案（いわゆる「炎上事案」）があるところ、このような事案について、現行法では削除請求できるか必ずしも明らかではないため、炎上事案においても削除請求を可能とする規定を定めることは有効と考えられるか。その一方で、削除できる投稿の範囲、個別には違法性がない投稿の削除の可否について、このような投稿を行った者の被害拡大への甚大な影響を考慮しつつも表現の自由との関係を検討する必要があると考えられ、検討すべき課題は多く慎重な検討を要すると考えられることについて、どう考える	一定の投稿群については、現状も投稿群自体に権利侵害を肯定する判例等はないものの、表現の自由に対する制約を防止する観点からは、投稿群がどのような場合に権利侵害となるのか（同一人による投稿に限るのか、どのような表現が積み重なれば権利侵害を構成するのか）について、判例の蓄積等を踏まえて整理されるべきものと考えられる。	ヤフー株式会社
4	4－2	(1)	炎上事案に係る削除請求	炎上事案においても削除請求を可能とする規定を定めることは有効と考えられるか。	有効と考えます。そもそも直接関わりのない人が炎上に加担する状況、いわゆる“正義中毒”が生まれるのは、事業者が複数アカウントや匿名コメントを認めているためです。プラットフォーム事業者が制度を根本的に見直しするべきです。	個人
4	4－2	(1)	炎上事案に係る削除請求	炎上事案においても削除請求を可能とする規定を定めることは有効と考えられるか。	有効と考えます。そもそも直接関わりのない人が炎上に加担する状況、いわゆる“正義中毒”が生まれるのは、事業者が複数アカウントや匿名コメントを認めているためです。プラットフォーム事業者が制度を根本的に見直しするべきです。（再掲）	個人
4	4－2	(1)	炎上事案に係る削除請求	さらに、個々の投稿に違法性はないものの全体として人格権を侵害している投稿群の事案（いわゆる「炎上事案」）があるところ、このような事案について、現行法では削除請求できるか必ずしも明らかではないため、炎上事案においても削除請求を可能とする規定を定めることは有効と考えられるか。その一方で、削除できる投稿の範囲、個別には違法性がない投稿の削除の可否について、このような投稿を行った者の被害拡大への甚大な影響を考慮しつつも表現の自由との関係を検討する必要があると考えられ、検討すべき課題は多く慎重な検討を要すると考えられることについて、どう考える	炎上事案は多くの人が乗っかっている一群の投稿になるので、運営の対応が難しいことが予想されます。ただ、『忘れられる権利』というものと聞いたことがあります。削除すると更に炎上する可能性もあるので、スルーして水に流すのが一番だと思います。ただ、特に芸能人の場合は、炎上することで知名度や認知度が上がることで次の仕事に繋がるのを目的に『炎上商法』を行う場合があります。それとの違いを明確に定義づけした上で、その場合は利用できないように定めるならば、有効だと思います。奇策かもしれませんが、その被害者が日本にとってどれほど重要な人物なのかを総理大臣が力説して、国民に「その人の、この件に関して、人権侵害を行わないように」と広く求めるのは、どうでしょうか。	個人
4	4－2	(1)	炎上事案に係る削除請求		慎重な検討が必要だが、炎上事案で自殺につながる例もあり、抑止力は必要。	個人
4	4－2	(2)	全般	（全般）	検討すべき課題は多く、多くの検討が要される事項である。しかしながら、実運用上プラットフォーム事業者が自身の判断で削除をしづらく、結果的に被害が拡大している現状については憂慮している	エンターテインメント表現の自由の会

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－2	(2)	PF事業者が削除の判断を行うことが削除の遅延を招くのか	プラットフォーム事業者は、被害者から投稿の削除の請求を受けた際に、投稿内容の権利侵害性について一定の判断を行うことが求められるものの、必ずしも法律の専門家ではないプラットフォーム事業者がこの判断を行わなければならない現状が、プラットフォーム事業者による削除の遅延を招いている可能性について、どう考えるか	プラットフォーム事業者が法律の専門家ではないかどうかは関係がなく、議論の前提として不正確であるため、再考されたい。 上記〔前提〕で記載したとおり、プラットフォーム事業者にはその性質上限界がある。例えば、「違法」情報に関して、インターネット上の誹謗中傷（名誉毀損）に基づく請求については、インターネット上での誹謗中傷に該当するか否かは、事実認定（指摘された事実が真実であるか否か）が鍵となるが、自発的な請求の大半は、コンテンツや投稿を削除するための十分な証拠が不足しているため、対応が難しい又は時間がかかる場合も多い。また、「有害」情報については、「違法」の判断とは異なる次元の専門性が要求され、表現の自由とのバランスから、極めて慎重な判断が求められる場合も多い。	グーグル合同会社
4	4－2	(2)	PF事業者が削除の判断を行うことが削除の遅延を招くのか	プラットフォーム事業者は、被害者から投稿の削除の請求を受けた際に、投稿内容の権利侵害性について一定の判断を行うことが求められるものの、必ずしも法律の専門家ではないプラットフォーム事業者がこの判断を行わなければならない現状が、プラットフォーム事業者による削除の遅延を招いている可能性について、どう考えるか。	プラットフォーム事業者が法律の専門家ではないかどうかは関係がなく、議論の前提として不正確であるため、再考されたい。 プラットフォーム事業者にはその性質上限界がある。例えば、「違法」情報に関して、インターネット上の誹謗中傷（名誉毀損）に基づく請求については、インターネット上での誹謗中傷に該当するか否かは、事実認定（指摘された事実が真実であるか否か）が鍵となるが、自発的な請求の大半は、コンテンツや投稿を削除するための十分な証拠が不足しているため、対応が難しい又は時間がかかる場合も多い。また、「有害」情報については、「違法」の判断とは異なる次元の専門性が要求され、表現の自由とのバランスから、極めて慎重な判断が求められる場合も多い。	アジアインターネット日本連盟
4	4－2	(2)	権利侵害性の有無の判断を支援する環境の整備の是非	プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断を支援するための環境を整備することについて、どう考えるか。	まずは前記3－4の運用体制等の公表によって、プラットフォーム事業者における削除対応の人的体制を確認することが先決である。その上で、削除の判断に関し法律の専門家の関与が欠けているのであれば、弁護士会等の関係機関とも協議の上で、法律の専門家を適切に関与させる仕組み作りを検討するべきである。	一般社団法人日本音楽事業者協会
4	4－2	(2)	権利侵害性の有無の判断を支援する環境の整備の是非	・削除の判断の迅速化を図るため、プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断を支援するための環境を整備することについて、どう考えるか。	判例集や事例集など、削除請求を受けた際の判断に資する事例が整理されたものがあれば、プラットフォーム事業者による削除の判断がしやすくなるものと考えられる。	LINE株式会社
4	4－2	(2)	権利侵害性の有無の判断を支援する環境の整備の是非	また、そうした場合、削除の判断の迅速化を図るため、プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断を支援するための環境を整備することについて、どう考えるか。例えば、プラットフォーム事業者の判断を支援するための環境整備として、公平中立な立場からの削除要請等の法的位置づけや、要請を受けたプラットフォーム事業者に求められる対応を明確化することについて、どう考えるか。	権利侵害性を判断するためには、相当程度の専門性が求められ、コスト負担が発生することから、すべてのプラットフォーム事業者がそのような人員を十分に揃えられるわけではない。これまでに蓄積されてきた侵害例・非侵害例について、特に明らかなものについて、プラットフォーム事業者の現場担当者でもわかるようなマニュアルを作成して配布することも検討されたい。当該マニュアルが悪用されないように内容を調整しつつ、一般に向けても公開されれば、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションが適正に行われる一助にもなり得ると考える。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会
4	4－2	(2)	権利侵害性の有無の判断を支援する環境の整備の是非	プラットフォーム事業者は、被害者から投稿の削除の請求を受けた際に、投稿内容の権利侵害性について一定の判断を行うことが求められるものの、必ずしも法律の専門家ではないプラットフォーム事業者がこの判断を行わなければならない現状が、プラットフォーム事業者による削除の遅延を招いている可能性について、どう考えるか。また、そうした場合、削除の判断の迅速化を図るため、プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断を支援するための環境を整備することについて、どう考えるか。	権利侵害性の判断に関する外部の専門家等による支援についてご検討いただく方向性については歓迎したい。	ヤフー株式会社
4	4－2	(2)	権利侵害性の有無の判断を支援する環境の整備の是非	また、そうした場合、削除の判断の迅速化を図るため、プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断を支援するための環境を整備することについて、どう考えるか。例えば、プラットフォーム事業者の判断を支援するための環境整備として、公平中立な立場からの削除要請等の法的位置づけや、要請を受けたプラットフォーム事業者に求められる対応を明確化することについて、どう考えるか。	このような論点設定が、上記の誤解に基づいているようにも思われるため、再度慎重に考慮されたい。 ここで提案されている「環境整備」の内容、「公平中立な立場」の意義やその立場の確認方法など、具体的議論の前に明らかにされるべきである。そもそも、一般論として、情報の発信者と、当該情報により自らの権利侵害を主張する個人、又は当該情報が掲載されたサービスを運営するプラットフォーム事業者との関係で、当該団体が中立（直接的な利害関係を有しない）であったとしても、当該団体に一方当事者による特定の発言が他者の権利を侵害しているかどうかを決定する正当性を与えるものではないし、当該中立の者の決定に対する対応における責任の所在や異議申し立ての仕組みの構築の現実性などが明確ではない。この考えを正当化するためのより詳細な理由を提供していただきたい。	グーグル合同会社
4	4－2	(2)	権利侵害性の有無の判断を支援する環境の整備の是非	プラットフォーム事業者は、被害者から投稿の削除の請求を受けた際に、投稿内容の権利侵害性について一定の判断を行うことが求められるものの、必ずしも法律の専門家ではないプラットフォーム事業者がこの判断を行わなければならない現状が、プラットフォーム事業者による削除の遅延を招いている可能性について、どう考えるか。また、そうした場合、削除の判断の迅速化を図るため、プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断を支援するための環境を整備することについて、どう考えるか。例えば、プラットフォーム事業者の判断を支援するための環境整備として、公平中立な立場からの削除要請等の法的位置づけや、要請を受けたプラットフォーム事業者に求められる対応を明確化することについて、どう考	「公平中立な立場からの削除要請」とは何か、必ずしも明らかでないため、念頭に置いている枠組み等を明らかにしていただきたい。 また、例示されているような、要請の法的位置付けや対応の明確化のみでなく、個別具体的な事案の権利侵害性の判断への支援についても検討すべきではないか。例えば、知見を有する外部団体等の協力を得て、事業者がアクセスしやすい支援体制の構築の検討も考えられるのではないか。	一般社団法人新経済連盟

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－2	(2)	権利侵害性の有無の判断を支援する環境の整備の是非	・プラットフォーム事業者は、被害者から投稿の削除の請求を受けた際に、投稿内容の権利侵害性について一定の判断を行うことが求められるものの、必ずしも法律の専門家ではないプラットフォーム事業者がこの判断を行わなければならない現状が、プラットフォーム事業者による削除の遅延を招いている可能性について、どう考えるか。また、そうした場合、削除の判断の迅速化を図るため、プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断を支援するための環境を整備することについて、どう考えるか。例えば、プラットフォーム事業者の判断を支援するための環境整備として、公平中立な立場からの削除要請等の法的位置づけや、要請を受けたプラットフォーム事業者に求められる対応を明確化することについて、どう考	政府は、「被害者救済」の視点を第一に置いた包括的なインターネット上の人権侵害に関する新たな法律を制定すべきである。その際には、事業者の責務と免責や被害者の救済措置を条項として盛り込むべきである。 被害者救済を第一に考えたとき、プロバイダの自主規制だけでは限界がある。①禁止事項を明定め、②プロバイダの責務と免責を明確にし、③被害者救済のための独立した専門的な第三者機関を設けた包括的なインターネット上の人権侵害に関する法律を新たに制定すべきである。 なお、当職も一員である、弁護士や研究者で構成される「ネットと人権法研究会」は、包括的なインターネット上の人権侵害に関する法律である「インターネット上の人権侵害情報対策法」のモデル案を作成し、公表している。 別紙に同法案及び法案の概要を添付しているため、新たな包括的なインターネット上の人権侵害に関する法律の具体的な概要についてはそちらを参考にされたい。	弁護士①
4	4－2	(2)	判断支援		問いかけ自体が残念過ぎます。 Aさんが質屋に質入れに来て手続きをしていると、Bさんが駆け込んできて「返せ！それは俺のだ！」と言って文句を言い始めました。 質屋の店員は ・買取手続きを進める義務がありますか？ ・AさんとBさんの諍いを仲裁する義務がありますか？ という話でしかありません。 Aさんが投降したコンテンツに対してBさんが権利侵害の申し立てをしたのであれば、AさんはBさんの権利を侵害していないことをプラットフォームに証明しない限り、非表示や削除に文句を言えないのは当たり前のことです。 プラットフォームに過剰な義務を負わせるのではなく、当事者同士が権利侵害について低コスト（お金も時間も労力も、という意味で）に解決できる場がないことが一番の問題であり、それを行政なり司法なりが用意すれば済むだけの話です。 プラットフォームは、利用規約にて「権利侵害の疑いがあるコンテンツは非表示や削除などのモデレーションを行う権利を有する」と書いておけばよい話であり、「投稿者側が疑いを晴らしたら再表示する」としておけばよいだけです。 あとは、苦情を申し立てた側の本人確認や、仲裁のための手段について案内をすれば十分です。 プラットフォームに課せられる義務は、いたずらや嫌がらせから投稿者を保護する努力義務程度であり、それ以上となる投降者の権利侵害の有無の判断までを求めるべきではありません。	個人
4	4－2	(2)	判断支援	プラットフォーム事業者は、被害者から投稿の削除の請求を受けた際に、投稿内容の権利侵害性について一定の判断を行うことが求められるものの、必ずしも法律の専門家ではないプラットフォーム事業者がこの判断を行わなければならない現状が、プラットフォーム事業者による削除の遅延を招いている可能性について、どう考えるか。また、そうした場合、削除の判断の迅速化を図るため、プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断を支援するための環境を整備することについて、どう考えるか。例えば、プラットフォーム事業者の判断を支援するための環境整備として、公平中立な立場からの削除要請等の法的位置づけや、要請を受けたプラットフォーム事業者に求められる対応を明確化することについて、どう考	法律の専門家をアドバイザーとして1人雇って、案件毎に相談すればよいと思われます。雇うための費用を出すのは、過剰だと思います。雇ってはどうか、と提案することどめるのが適切な度合いだと感じました。まだ明確化されていないなら、明確化したほうが今後の業界のためになると思います。義務化すると通報した者勝ちになるので、義務化はしないほうがよいと思います。	個人
4	4－2	(2)	判断支援	必ずしも法律の専門家ではないプラットフォーム事業者がこの判断を行わなければならない現状が、プラットフォーム事業者による削除の遅延を招いている可能性について、どう考えるか。	経済性を確保したいがために、誹謗中傷が起こりやすい状況を放置しているのは事業者である。サイトのルールを定め、迅速に対応できるよう努力されたい。	個人
4	4－2	(2)	判断支援		権利侵害性の有無の判断の環境整備に賛成する。ADRも賛成。一部の違法・有害情報は定型的に義務化してかまわないと思う。非専門家による専門的分野に対する無根拠のデマ（ワクチンを受けた人は5年以内に死ぬ、誤った法解釈の拡散、女性差別は存在しない、牛乳は有毒だ、アイヌは存在しない、など）、差別（特に女性差別・韓国差別・外国人差別）、ヘイトスピーチ、南京大虐殺やホロコーストのような歴史的事実を隠蔽改ざんする目的の文章、バイトやプログラムを利用した特定の思想・団体・その他に対する権利侵害・人格攻撃など。	個人
4	4－2	(2)	判断支援	また、そうした場合、削除の判断の迅速化を図るため、プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断を支援するための環境を整備することについて、どう考えるか。例えば、プラットフォーム事業者の判断を支援するための環境整備として、公平中立な立場からの削除要請等の法的位置づけや、要請を受けたプラットフォーム事業者に求められる対応を明確化することについて、どう考えるか。	大いに賛成します。	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－2	(2)	判断支援		この4の2（2）の項目で書かれている様に、プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断を支援するための環境を整備する事自体に問題はないと考えるが、下でインターネット・ホットラインセンターなどについて書く事と同様に、新しい天下り機関の創設などは決してされるべき事ではなく、個別の投稿の内容に踏み込む事もあってはならず、基本的に慎重であるべきである。支援をする場合、権限及び義務を有する行政庁からの一般的な支援とすべきである。	個人
4	4－2	(2)	判断支援		それは国家による言論統制と何が違うんだ？ 違法性の有無の判断なら理解できるが権利侵害性の有無の判断は恣意的に運用される可能性がある。	個人
4	4－2	(2)	判断支援	また、かかる公平中立な立場からの要請に対して、その実効性を高めるため、例えば、応答義務を課すことや、要請された投稿を削除した場合の免責を定めることについて、どう考えるか。一方で、要請の実効性を担保する仕組み、要請をする者の判断の確からしさや中立性を担保するための要件や仕組み、要請をする者の運営に関する事項、要請に法的効果を与える場合の根拠など、検討すべき課題は多く慎重な検討を要すると考えられることについて、どう考	免責を定める、となると、事業者は罪を逃れるために仕事をしなくてはならなくなるので、それも違うと思います。 免責は定めない方向で、お願いします。要請の実効性を担保する仕組みは、担当者が1件処理するにつき1000円を給与報酬に上乗せすればよいと思いました。ただし、ルマは課さないこと。要請をする者の判断の確からしさや中立性を担保するための要件や仕組みは、（1）直接の利害関係者ではないこと（2）要請と理由に不自然さが入っていないこと（3）要請者の過去の要請を参考にする、うちの2つが適合する場合だと思います。要請をする者の運営に関する事項は、なるべく削除権を持つ運営と関係が薄いものの方が適している。関係が厚いと簡単に癒着してしまうため。 要請に法的効果を与える場合の根拠などについては、要請者が1投稿に見合わない精神的・経済的ダメージを受けたと証明された場合、診断書などの書類があれば他の人も納得できると思います。ここのさじ加減で、年間自殺者の数が減る可能性があると思うので、慎重に検討されてくださいな。	個人
4	4－2	(2)	判断支援		この4の2（2）の項目で書かれている様に、プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断を支援するための環境を整備する事自体に問題はないと考えるが、下でインターネット・ホットラインセンターなどについて書く事と同様に、新しい天下り機関の創設などは決してされるべき事ではなく、個別の投稿の内容に踏み込む事もあってはならず、基本的に慎重であるべきである。支援をする場合、権限及び義務を有する行政庁からの一般的な支援とすべきである。（再掲）	個人
4	4－2	(2)	公平中立な立場からの要請に対する応答義務や免責	また、かかる公平中立な立場からの要請に対して、その実効性を高めるため、例えば、応答義務を課すことや、要請された投稿を削除した場合の免責を定めることについて、どう考えるか。	「公平中立な立場からの要請」の指すところが必ずしも明らかではないが、仮に応答義務を課とするならば、その内容や規模、件数等によっては事業者による対応が困難となり得ることに留意すべきである。 他方、要請に応じて削除した場合の免責について定めることは、事業者の円滑な対応に資すると考えられる。	一般社団法人新経済連盟
4	4－2	(2)	公平中立な立場からの要請に対する応答義務や免責	例えば、プラットフォーム事業者の判断を支援するための環境整備として、公平中立な立場からの削除要請等の法的位置づけや、要請を受けたプラットフォーム事業者に求められる対応を明確化することについて、どう考えるか。 また、かかる公平中立な立場からの要請に対して、その実効性を高めるため、例えば、応答義務を課すことや、要請された投稿を削除した場合の免責を定めることについて、どう考えるか。一方で、要請の実効性を担保する仕組み、要請をする者の判断の確からしさや中立性を担保するための要件や仕組み、要請をする者の運営に関する事項、要請に法的効果を与える場合の根拠など、検討すべき課題は多く慎重な検討を要すると考えられることについて、どう考	公平中立な立場からの削除要請の位置づけや手続きを法的に明確化していただくことは前向きに捉えているが、実体法の要件を超えて違法性・権利侵害性がない投稿への削除要請を行われ表現の自由に対する制約となるような事態が回避されるよう、充分配慮いただきたく必要があるものとする。 また、仮に要請を受けて投稿を削除したプラットフォーム事業者を免責する仕組みを設ける場合、投稿者がどのような手続きで誰に対して異議申立てを行うこととなるのかについて慎重な制度設計が必要と考える。	ヤフー株式会社
4	4－2	(2)	ADR創設の是非	また、削除の仮処分手続について、申立てから発令まで数ヶ月を要することが通例であり、その間に被害が拡大してしまうとの課題が考えられるところ、民事保全手続よりも簡易・迅速な、削除に特化した裁判外紛争解決手続(ADR)を創設することについて、どう考	削除要請の内容の適正性が担保されていない要請については、プラットフォーム事業者としても対応が困難となるため、削除要請の判断の確からしさは必要と考える。また、日本国内のプラットフォーム事業者に限らず、海外を拠点とするプラットフォーム事業者からも理解を得る必要がある。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会
4	4－2	(2)	ADR創設の是非	また、削除の仮処分手続について、申立てから発令まで数ヶ月を要することが通例であり、その間に被害が拡大してしまうとの課題が考えられるところ、民事保全手続よりも簡易・迅速な、削除に特化した裁判外紛争解決手続（ADR）を創設することについて、どう考 えるか。	ADRに関しては考慮すべき課題がいくつもあるはずであり（品質、公平さの確保、費用など）、具体的に想定されるADRに基づいた詳細な協議が不可欠である。もっとも、グローバルにおける裁判の制度的有用性、信頼性も看過できず、総合的に議論されるべきである。	グーグル合同会社
4	4－2	(2)	ADR創設の有効性	民事保全手続よりも簡易・迅速な、削除に特化した裁判外紛争解決手続（ADR）を創設することについて、どう考えるか。一方で、ADRの制度設計によっては、プラットフォーム事業者が手続に参加しなければ実効性が伴わないとの課題が考えられるが、ADRの有効性について、どう考えるか。	ADRの創設は、手続の迅速性及び透明性の観点から望ましい。ただし、特に大手海外事業者が参加しなければ実質的には機能しないものとなることから、大手海外事業者の参加を確保できるADRの創設が不可欠である。	一般社団法人日本音楽事業者協会
4	4－2	(2)	ADR創設の有効性	また、削除の仮処分手続について、申立てから発令まで数ヶ月を要することが通例であり、その間に被害が拡大してしまうとの課題が考えられるところ、民事保全手続よりも簡易・迅速な、削除に特化した裁判外紛争解決手続（ADR）を創設することについて、どう考えるか。一方で、ADRの制度設計によっては、プラットフォーム事業者が手続に参加しなければ実効性が伴わないとの課題が考えられるが、ADRの有効性について、どう考えるか。	裁判外紛争処理については、投稿削除・発信者情報開示請求について簡易迅速な解決につながると思われるため前向きにご検討いただきたい。	ヤフー株式会社
4	4－2	(2)	ADR創設の有効性		・権利侵害性の有無の判断の環境整備に賛成する。ADRも賛成。一部の違法・有害情報は定型的に義務化してかまわないと思う。非専門家による専門的分野に対する無根拠のデマ（ワクチンを受けた人は5年以内に死ぬ、誤った法解釈の拡散、女性差別は存在しない、牛乳は有毒だ、アイヌは存在しない、など）、差別（特に女性差別・韓国差別・外国人差別）、ヘイトスピーチ、南京大虐殺やホロコーストのような歴史的事実を隠蔽改ざんする目的の文章、バイトやプログラムを利用した特定の思想・団体・その他に対する権利侵害・人格攻撃など。（再掲）	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－2	(2)	ADR創設の有効性	また、削除の仮処分手続について、申立てから発令まで数ヶ月を要することが通例であり、その間に被害が拡大してしまうとの課題が考えられるところ、民事保全手続よりも簡易・迅速な、削除に特化した裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）を創設することについて、どう考えるか。一方で、ＡＤＲの制度設計によっては、プラットフォーム事業者が手続に参加しなければ実効性が伴わないとの課題が考えられるが、ＡＤＲの有効性について、どう考えるか。	裁判に訴えずともプラットフォーム事業者は要請があれば対応するのが普通だと思いますけれども、社会的な影響力が大きい裁判を通すのならば、民事保全手続を受けるのが筋だと思います。理由は、社会に与える影響が大きいことを知りつつ裁判に持ち込むことを選んだのは、その人です。また、ＡＤＲを創設することによって、裁判に携わる方々が軽視されたと感じてしまうのは予想されますし、それが元でＡＤＲの方々がやっかみを受けてしまうことも、不本意だと思うのです。だから、私はＡＤＲの創設を、反対します。プラットフォーム事業者の仕事に充てる貴重な時間を、ＡＤＲの手続きに割かせるのは無駄が多いと思います。（コロナ後なのでリモートもありますけれども、それでも無駄なエネルギーや時間を使わせることになると思うので、おすすめできません。）ＡＤＲが創設されて、ちゃんと有効的に動き出せば、早く自分へのペナルティーを公に解除したい人は、助かると思います。でも、人数的には、どれくらいいらっしゃるのでしょうか？それよりも、民事保全手続きの削除の仮処分手続きの発令までの期間を短くしてもらえるよう働きかけては、どうでしょうか。それが実現するならば、ＡＤＲは不要でしょう。	個人
4	4－2	(2)	ADR創設の有効性	また、削除の仮処分手続について、申立てから発令まで数ヶ月を要することが通例であり、その間に被害が拡大してしまうとの課題が考えられるところ、民事保全手続よりも簡易・迅速な、削除に特化した裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）を創設することについて、どう考えるか。一方で、ＡＤＲの制度設計によっては、プラットフォーム事業者が手続に参加しなければ実効性が伴わないとの課題が考えられるが、ＡＤＲの有効性について、どう考えるか。	裁判に訴えずともプラットフォーム事業者は要請があれば対応するのが普通だと思いますけれども、社会的な影響力が大きい裁判を通すのならば、民事保全手続を受けるのが筋だと思います。理由は、社会に与える影響が大きいことを知りつつ裁判に持ち込むことを選んだのは、その人です。また、ＡＤＲを創設することによって、裁判に携わる方々が軽視されたと感じてしまうのは予想されますし、それが元でＡＤＲの方々がやっかみを受けてしまうことも、不本意だと思うのです。だから、私はＡＤＲの創設を、反対します。プラットフォーム事業者の仕事に充てる貴重な時間を、ＡＤＲの手続きに割かせるのは無駄が多いと思います。（コロナ後なのでリモートもありますけれども、それでも無駄なエネルギーや時間を使わせることになると思うので、おすすめできません。）ＡＤＲが創設されて、ちゃんと有効的に動き出せば、早く自分へのペナルティーを公に解除したい人は、助かると思います。でも、人数的には、どれくらいいらっしゃるのでしょうか？それよりも、民事保全手続きの削除の仮処分手続きの発令までの期間を短くしてもらえるよう働きかけては、どうでしょうか。それが実現するならば、ＡＤＲは不要でしょう。（再掲）	個人
4	4－2	(2)	プロ責効果検証		また、民事保全手続よりも簡易・迅速な、削除に特化した裁判外紛争解決手続の検討自体について反対はしないが、これは２０２１年のプロバイダー責任制限法改正と重なるものであり、その施行からまだほどない事から、まず２０２１年のプロバイダー責任制限法改正の有効性を確認するべきであり、その結果を踏まえて検討するべきで	個人
4	4－2	(3)	全般		有効と考える。	個人
4	4－2	(3)	行政庁からの削除要請の対応の明確化	行政庁から、違法・有害情報の削除要請	児童ポルノ禁止法等に係る情報等、違法情報の削除要請については現行の運用で問題ないと考えられる。さらに踏み込んで要請に応じることを義務づけることは反対である。また、有害情報については、インターネット・ホットラインセンター等が、実在の者の権利を侵害していない創造物などの削除要請を行うことで、プラットフォーム事業者に対して多大な影響を及ぼしている可能性があり、仮に行っているのであれば、中止するべきである	エンターテインメント表現の自由の会
4	4－2	(3)	行政庁からの削除要請の対応の明確化	・現状、法務省の人権擁護機関をはじめ行政庁からプラットフォーム事業者に対して、権利侵害情報を中心に違法・有害情報の削除要請が行われており、一定の実効性が認められるところ、かかる削除要請を受けたプラットフォーム事業者が取ることが求められる対応を明確化することは、さらなる実効性の向上を図る上で有効と考えられるか。	・専門的知見を有する法務省の人権擁護機関が、違法性があるとして、情報の削除要請を行った場合は、確実に削除等（発信者に反論の機会を設けるために一時的に非公開とすることを含む）がなされるような法整備や制度構築が必要と考える。 ・例えば、法務省の人権擁護機関が削除要請し、それに応じたプロバイダ等には発信者からの賠償責任を免責するものや、行政救済手続を整備した上で、法務省の人権擁護機関からプロバイダ等への削除要請に一定の強制力を付与するなど、実効性のあるものが考えられる。	大阪府
4	4－2	(3)	行政庁からの削除要請の対応の明確化	現状、法務省の人権擁護機関や警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンター等の行政庁からプラットフォーム事業者に対して、違法・有害情報の削除要請が行われており、一定の実効性が認められるところ、かかる削除要請を受けたプラットフォーム事業者が取ることが求められる対応を明確化することは、更なる実効性の向上を図る上で有効と考えられるか。	ADRの判断の確からしさが担保され、かつ、一定数のプラットフォーム事業者が参加するのであれば、一定の実効性は担保されるものとする。なお、インターネットで発生する誹謗中傷対策という観点からは、インターネット上で手続きが可能であることが望ましく、ODRによる設計も検討されたい。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会
4	4－2	(3)	行政庁からの削除要請の対応の明確化	・現状、法務省の人権擁護機関や警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンター等の行政庁からプラットフォーム事業者に対して、違法・有害情報の削除要請が行われており、一定の実効性が認められるところ、かかる削除要請を受けたプラットフォーム事業者が取ることが求められる対応を明確化することは、更なる実効性の向上を図る上で有効と考えられるか。	行政庁からの削除要請を受けたプラットフォーム事業者の対応を明確化するとしても、削除を実行するかどうかについては、最終的に個別の事業者の内部基準が相当程度に尊重されるべきである。 また、明確な理由があって削除要求や削除要請に応じていない場合もあるため、個別のケースに応じた対応が必要ではないかと考えられる。	LINE株式会社
4	4－2	(3)	行政庁からの削除要請の対応の明確化	現状、法務省の人権擁護機関や警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンター等の行政庁からプラットフォーム事業者に対して、違法・有害情報の削除要請が行われており、一定の実効性が認められるところ、かかる削除要請を受けたプラットフォーム事業者が取ることが求められる対応を明確化することは、更なる実効性の向上を図る上で有効と考えられるか。	行政庁からの削除要請については、削除に相当するとする法的根拠を明確に示していただくことで、要請に応じた削除がより行いやすくなると考えられる。	一般社団法人新経済連盟
4	4－2	(3)	行政庁からの削除要請の対応の明確化	・現状、法務省の人権擁護機関や警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンター等の行政庁からプラットフォーム事業者に対して、違法・有害情報の削除要請が行われており、一定の実効性が認められるところ、かかる削除要請を受けたプラットフォーム事業者が取ることが求められる対応を明確化することは、更なる実効性の向上を図る上で有効と考えられるか。	・有効と考える。とりわけ、公的機関が削除要請したにもかかわらず削除しなかった場合の理由を明確化する措置はとって頂きたい。	弁護士①

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－2	(3)	行政庁からの削除要請の懸念事項、	現状、法務省の人権擁護機関や警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンター等の行政庁からプラットフォーム事業者に対して、違法・有害情報の削除要請が行われており、一定の実効性が認められるところ、かかる削除要請を受けたプラットフォーム事業者が取ることが求められる対応を明確化することは、更なる実効性の向上を図る上で有効と考えられるか。 一方、この要請に応じることをプラットフォーム事業者に義務付けることは、検閲の禁止の規定の趣旨や表現の自由への影響を踏まえると困難であると考えられるが、どうか。さらに、行政庁からの削除要請については、その要請に強制力は伴わないとしても、プラットフォーム事業者に対し何らかの対応を求めるのであれば、さらなる透明性の確保が求められると考えられるが、どうか。そのためには、どのような制度的対応が考えられるか。	違法性・権利侵害が明白な投稿について行政機関が削除要請を行うことについては、現に違法状態にある投稿の除去であって必ずしもユーザーの表現の自由への新たな制約の程度が大きいとはいえないと考える。他方で、違法性・権利侵害性が必ずしも明白とはいえない投稿について政府が削除を要請することは、ご指摘のとおり検閲に繋がるおそれもあることから慎重に検討すべきと考える。 行政機関からの要請への対応状況について一定事項を開示するなど透明性の確保を求める方向性については賛成するが、あくまで任意の要請であり、投稿の文脈を踏まえた違法性・権利侵害性の判断は行政機関とプラットフォーム事業者では異なり得ること、投稿者に対するポリシーの適用関係における当事者はあくまでプラットフォーム事業者であることを踏まえ、要請が事実上の制裁手段として運用されないよう配慮いただきたい。	ヤフー株式会社
4	4－2	(3)	行政庁削除要請	かかる削除要請を受けたプラットフォーム事業者が取ることが求められる対応を明確化することは、更なる実効性の向上を図る上で有効と考えられるか。	有効と考えます。	個人
4	4－2	(3)	行政庁削除要請	一方、この要請に応じることをプラットフォーム事業者に義務付けることは、検閲の禁止の規定の趣旨や表現の自由への影響を踏まえると困難であると考えられるが、どうか。	要請を受けている時点で相当の誹謗中傷です。それを規制することは、表現の自由への介入には当たらないと考えます。	個人
4	4－2	(3)	行政庁削除要請		削除要請に応じることを義務づけることは反対である。 これ本当に国際的に危険な状態になってて、ロシア政府がウィキペディアに対して『ウクライナ戦争における不正確（とみなした）情報に対する罰金』を表明しました。その他にも政策に批判的な記事をフェイクニュースとみなして削除・収監するとかが横行しています。 科学分野では『昔の常識今の非常識・今の常識未来の非常識』という常識です。 それと同じく、今は違法だとか有害だとか言われている事象が未来では『推奨すべき事』になる可能性は誰にも否定できません。 優生保護法にある強制断種もそうですね。昔は当然の政策とみなされてましたが今では人道に対する犯罪とみなされています。 ですから削除の義務化をしてはいけないというのは当然ですが、そもその話として削除要請自体が謙抑的でなければならぬのです。 また、有害情報については、インターネット・ホットラインセンター等が、実在の者の権利を侵害していない創造物などの削除要請を行うことで、プラットフォーム事業者に対して多大な影響を及ぼしている可能性があります、仮に行っているのであれば中止させて下さい。 『警察によるネット業界に強制した世論誘導』は越権を逾越して『国家や国家体制に対する悪質な反逆』でしかありません。	個人
4	4－2	(3)	行政庁削除要請		プラットフォーム側ではなく行政の側が公開すべき話でしょう。 また、行政側からの訴訟なしでの削除要求に応じる義務をプラットフォームに負わせることはあってはならないことです。 自主的な判断の上で削除すべきではないとプラットフォームが判断したことに対して、行政側に不服があるのであれば、訴訟により白黒つけるのが法治国家です。 行政が動くほどの重大な案件であるにもかかわらず、訴訟なしで強制的に従わせるなど言語道断でしかなく、言論弾圧のための仕組み以外の何物でもありません。	個人
4	4－2	(3)	行政庁削除要請		この4の2（3）の項目で書かれている事について、インターネット・ホットラインセンターは委託先事業者であっても行政庁ではない事が留意されるべきである。相談を受ける事や事業者に自主的な対応を促す事自体に違法性があるとはまでは言わないが、この半官半民の機関位置づけの明確化を検討する事自体問題である。この様な位置づけの曖昧な機関は解散されるべきであり、ある投稿について真に権利侵害があるというのであれば、警察・検察による検証可能な明確な法執行によるべきである。ここで書かれている様に、検閲の禁止や表現の自由などの観点を踏まえ、インターネット・ホットラインセンターの要請に応じる事を義務づける事などは、困難であるのは無論の事、そもそもあってはならない事である。	個人
4	4－2	(3)	行政庁削除要請	行政庁からの削除要請については、その要請に強制力は伴わないとしても、プラットフォーム事業者に対し何らかの対応を求めるのであれば、さらなる透明性の確保が求められると考えられるが、どうか。そのためには、どのような制度的対応が考えられるか。	誹謗中傷の抑止になれば良いだけなので、まずは件数の報告だけで十分と考えます。例「niconicoに3件の削除要請をし、niconicoはこのうち3件の削除を実施しました」	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－2	(3)	行政庁削除要請	現状、法務省の人権擁護機関や警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンター等の行政庁からプラットフォーム事業者に対して、違法・有害情報の削除要請が行われており、一定の実効性が認められるところ、かかる削除要請を受けたプラットフォーム事業者が取ることが求められる対応を明確化することは、更なる実効性の向上を図る上で有効と考えられるか（※）。 ※例えば、警察庁によれば、一部のプラットフォーム事業者における、当該プラットフォーム事業者が自主的に用意した一定の要件を満たした団体等からの通報について優先的にポリシー違反や違法性の有無の審査を行うなどの仕組みにおいて、警察やインターネット・ホットラインセンターからの要請について対応してもらうという考え	補則 3 における警察庁の考え方は、プラットフォーム事業者の仕事に干渉していると私は感じます。 その上で、判断を間違った、或いは恣意的な判断となった場合も表立って責められるのはプラットフォーム事業者となるのです。そしてその警視庁の考え方は、警視庁にとっては効率がよい方法なのでしょうけれども、国民から見れば、国の機関がプラットフォーム事業者とつるんで国民を監視しているように見えると思います。プラットフォーム事業者が承諾すれば容易になると思います。その場合は、削除要請をした行政庁に、その削除要請と共に理由を示してもらうことが大前提だと思います。制度的対応は、関係省庁が連名で「これをこういう理由で削除してほしいです」と伝えればよいと思います。	個人
4	4－2	(3)	行政庁削除要請		人権擁護機関は廃止。 そもそも日本国国民の人権状況は経済的理由と男性への性差別を除けば非常に良好である。 そもそも誠実な対応が行われないプラットフォームは利用者が減る一方なので介入する意味が無い。 真実も速報性も専門性も無い新聞が発行部数を永久に減らしている現状を見れば馬鹿以外は理解できる現象である。	個人
4	4－2	(3)	独立性を有する第三者機関	・ この要請に応じることをプラットフォーム事業者に義務付けることは、閲覧の禁止の規定や表現の自由への影響を踏まえると困難であると考えられるが、どうか。 行政庁からの削除要請については、その要請に強制力は伴わないとしても、プラットフォーム事業者に対し何らかの対応を求めるのであれば、さらなる透明性の確保が求められると考えられるが、どうか。そのためには、どのような制度的対応が考えられるか。	・まず、国において、表現の自由の制限のあり方や具体的な対処方策について検討協議し、インターネット上の人権侵害をはじめとする様々な人権侵害に対して迅速に人権救済を図ることができる、独立性を有する第三者機関を設置すべきと考える。	大阪府
4	4－2	(3)	行政庁からの削除要請の透明性	一方、この要請に応じることをプラットフォーム事業者に義務付けることは、検閲の禁止 の規定の趣旨や表現の自由への影響を踏まえると困難であると考えられるが、どうか。さらに、行政庁からの削除要請については、その要請に強制力は伴わないとしても、プラットフォーム事業者に対し何らかの対応を求めるのであれば、さらなる透明性の確保が求められると考えられるが、どうか。そのためには、どのような制度的対応が考えられるか。	削除要請の内容の適正性が担保されていない要請については、プラットフォーム事業者としても対応が困難となるため、削除要請の判断の確からしさは必要と考える。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会
4	4－3	(1)	全体	(全体)	表現の自由の観点から反対である	エンターテインメント表現の自由の会
4	4－3	(1)	削除の公法的な義務づけ	・プラットフォーム事業者に対して、権利侵害など一定の条件を満たす投稿について削除等の措置を行うことを公法上義務付けることは、この義務を背景として、当該プラットフォーム事業者によって、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除するなど投稿の過度な削除等が行われ表現の自由への著しい萎縮効果をもたらすおそれがあることから、極めて慎重であるべきと考えられるが、ど	削除にあたっては、ユーザーからの削除申請の真偽や表現の自由の観点も含めた総合的な判断が必要となるため、プラットフォーム事業者に削除等を義務付けることは慎重であるべきと考える。	LINE株式会社
4	4－3	(1)	削除の公法的な義務づけ	プラットフォーム事業者に対して、権利侵害など一定の条件を満たす投稿について削除等の措置を行うことを公法上義務付けることは、この義務を背景として、当該プラットフォーム事業者によって、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除するなど投稿の過度な削除等が行われ表現の自由への著しい萎縮効果をもたらすおそれがあること から、極めて慎重であるべきと考えられるが、ど	上記【前提】で述べたとおり、プラットフォーム事業者にはさまざまな限界がある。それにもかかわらず、法令において、削除等の措置を行うことを義務づけることは、指摘のとおり表現の自由等への問題があり、極めて慎重であるべきである。	グーグル合同会社
4	4－3	(1)	削除の公法的な義務づけ	プラットフォーム事業者に対して、権利侵害など一定の条件を満たす投稿について削除等の措置を行うことを公法上義務付けることは、この義務を背景として、当該プラットフォーム事業者によって、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除するなど投稿の過度な削除等が行われ表現の自由への著しい萎縮効果をもたらすおそれがあることから、極めて慎重であるべきと考えられるが、ど	削除等の措置を行うことを公法上義務付ける場合は、表現の自由への著しい委縮につながるおそれがあり、その結果ユーザやクリエイターによる多様なコミュニケーションの場が失われることが強く懸念されることから、極めて慎重に検討することが必要であると考えます。	KDDI株式会社

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－3	(1)	削除の公法的な義務づけ	プラットフォーム事業者に対して、権利侵害など一定の条件を満たす投稿について削除等の措置を行うことを公法上義務付けることは、この義務を背景として、当該プラットフォーム事業者によって、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除するなど投稿の過度な削除等が行われ表現の自由への著しい萎縮効果をもたらすおそれがあることから、極めて慎重であるべきと考えられるが、ど	事業者に投稿の削除等の措置を義務付けることは、表現の自由への影響があまりにも大きく、極めて不適切である。	一般社団法人新経済連盟
4	4－3	(1)	削除の公法的な義務づけ		義務付ける必要はない。	個人
4	4－3	(1)	削除の公法的な義務づけ		個人が小規模に大企業について告発することが同時に権利侵害的になるケース、個人対個人の小規模な言い争いなど、個別に考える必要があると思う。	個人
4	4－3	(1)	削除の公法的な義務づけ	プラットフォーム事業者に対して、権利侵害など一定の条件を満たす投稿について削除等の措置を行うことを公法上義務付けることは、この義務を背景として、当該プラットフォーム事業者によって、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除するなど投稿の過度な削除等が行われ表現の自由への著しい萎縮効果をもたらすおそれがあることから、極めて慎重であるべきと考えられるが、ど	極めて慎重であってほしいです。	個人
4	4－3	(1)	削除の公法的な義務づけ		この4の3（1）の項目で書かれている様に、過度な削除等による表現の自由への著しい萎縮効果をもたらす恐れがある事に鑑み、投稿の削除等の措置を行うことを公法上義務付けることには、極めて慎重であるべきである。	個人
4	4－3	(1)	削除の公法的な義務づけ		ほかで書いた通り、プラットフォームーは積極的にプラットフォーム自身にとって害悪となるコンテンツを積極的にモデレーションすることが許されなければなりません。それが許されるのは、利用者との契約（利用規約など）に「具体的な」禁止行為が明記されていて、その契約に利用者が一方的に違反したためであるという明確な根拠を示すことによります。 その結果に不服（プラットフォーム側の権利の濫用や契約にない不当なモデレーション等）があればまずはプラットフォームーの提供する苦情申し立てによって解決を図り、解決できなければ訴訟によって解決されることが、法治国家のあるべき姿です。もちろん訴訟の前段階として和解勧告的な形で第三者を交えた話し合いを行う仕組みがあればなお良いですが。 ほかでも書いている通り、表現内容が誰か（これはプラットフォームーを含む）の権利を侵害している「可能性」が十分にあるのであれば、その疑いを晴らすのは投稿者側の義務です。 明らかに盗品だろうな、と思われるものを「買い取れません」という権利があり、それでも買い取ってほしいければ「盗品ではない」ことを納得してもらえるだけの根拠を売る側が提供する必要があると同様です。そこに「表現の自由」が関係する余地は一切ありません。盗品だと思われるが証拠がないなら買い取らないとダメ、というのは買い取る側に著しく不公平で不平等なことですからね。	個人
4	4－3	(1)	削除の公法的な義務づけ	当該プラットフォーム事業者によって、実際には権利侵害情報ではない疑わしい情報を全て削除するなど投稿の過度な削除等が行われ表現の自由への著しい萎縮効果をもたらすおそれがあることから、極めて慎重であるべきと考えられるが、どうか。	プラットフォーム事業者には権利侵害かどうかの判断を慎重に行って頂きたい。そのための部門を専門に設けて欲しいとも考えます。	個人
4	4－3	(2)	裁判外での誠実対応義務	プラットフォーム事業者によっては、裁判外での投稿の法的な削除請求に応じないケースもあるところ、裁判外の削除請求や削除要請に関して権利侵害性の有無の真摯な検討などの誠実な対応を行うことをプラットフォーム事業者に求めることは有効と考えられるか。	この質問は、プラットフォーム事業者が誠実に対応しないことを前提としているように読めるため、誤解を招く可能性がある。誤解のないように表現を変えていただきたい。Googleは、プラットフォーム事業者として、裁判外の削除請求も真摯に検討している。上記〔前提〕でも述べたとおり、「違法」情報、「有害」情報ともに、削除の根拠となる十分な事実を見つけられないなどの様々な理由により、プラットフォーム事業者として削除に応じられない場合も少なくないのが現実である。このような現実を踏まえずに「誠実な対応を行うこと」を義務化することは、裁判外での削除請求にプラットフォーム事業者が応じられていないことの解決として、合目的ではない。	グーグル合同会社
4	4－3	(2)	裁判外での誠実対応義務	プラットフォーム事業者によっては、裁判外での投稿の法的な削除請求に応じないケースもあるところ、裁判外の削除請求や削除要請に関して権利侵害性の有無の真摯な検討などの誠実な対応を行うことをプラットフォーム事業者に求めることは有効と考えられるか	裁判外での要請についてどのような判断をするかは、一義的には事業者が定めるルールに基づくので、具体的にどこまでの対応を求めることとするのかについては、慎重な検討が必要である。 例えば、誹謗中傷等に知見を有するADR団体を認定して、当該機関を通じた削除対応の推進等を行うことなども考えられるのではないか。	一般社団法人新経済連盟
4	4－3	(2)	裁判外での誠実対応義務		有効と考える。	個人
4	4－3	(2)	裁判外での誠実対応義務	裁判外の削除請求や削除要請に関して権利侵害性の有無の真摯な検討などの誠実な対応を行うことをプラットフォーム事業者に求めることは有効と考えられるか。	本施策は、裁判を多分に増やさないためであるとも考えます。したがって、裁判外であってもプラットフォーム事業者に誠実な対応を求めて欲しいです。	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
4	4－3	(2)	裁判外での誠実対応義務	プラットフォーム事業者によっては、裁判外での投稿の法的な削除請求に応じないケースもあるところ、裁判外の削除請求や削除要請に関して権利侵害性の有無の真摯な検討などの誠実な対応を行うことをプラットフォーム事業者に求めることは有効と考えられる	ある程度は有効だと思います。その、応じないケースの応じない理由が何かによっても、変わると思います。仕事量に対して人手不足だった場合は、こなすことが出来るタスクは限られてくるから、です。	個人
4	4－3	(2)	裁判外での誠実対応義務		上の項目に書かれている各留意点を十分に考慮し、裁判外の請求への誠実な対応についても、原則として、プラットフォーム事業者の透明性・アカウントビリティ確保により促すべきである。	個人
4	4－3	(2)	裁判外での誠実対応義務		度を越えた権利侵害を意図的に放置し続け誠実な対応を取らないプラットフォームーは、集団訴訟などにおいて賠償義務を課すようにすれば良いだけです。社会通念上の善良なる管理者の注意義務などを参考にし、著しく権利侵害を起こしやすい状態であることを認識していながら、それを解決して公序良俗に基づく秩序を維持することに努めなかったものに対しては、自らの怠慢によって第三者の権利を侵害したことに対する賠償義務が生じるのは当然と言えます。 行政や司法は、プラットフォームの規模や影響力の分類や、その分類ごとに求められる現実的で公平性のある対応内容を参考資料程度に周知していくことが重要です。この辺は行政や司法でできないなら言総研でやっても構わないけどね。	個人
4	4－3	(2)	裁判外での誠実対応義務		必要はない。	個人
5	5－1	-	検討対象となる情報の範囲	(全体)	賛成である	エンターテイメント表現の自由の会
5	5－1	-	検討対象となる情報の範囲	受信者の属性や文脈によって評価が変化し、法律上の定義が一義的に定まらない有害情報については、プラットフォーム事業者や発信者、受信者との間の権利義務関係の変動をとまなう措置や行政庁からの強制力を伴う削除要請等によって対応することには極めて慎重であるべきであり、まずは、プラットフォーム事業者によるポリシーの策定及びその運用と、それらの透明性・アカウントビリティの確保を通じた対応の適正性を担保する仕組みによって対応されることが必要と考えられるが、どうか。	昨今、DMや通常のメールアドレス宛の一对一の通信における侮辱、差別表現、暴力的表現、脅迫等が深刻化しているが、このような通信については、プロバイダ責任制限法上の「特定電気通信」に該当しないことから、発信者情報の開示請求ができない状況にある。海外ではこれらの通信についても発信者情報の開示請求が認められていることから、我が国においても「特定電気通信」の要件を改正し、開示請求ができるようにするべきである。	一般社団法人日本音楽事業者協会
5	5－1	-	検討対象となる情報の範囲	受信者の属性や文脈によって評価が変化し、法律上の定義が一義的に定まらない有害情報については、プラットフォーム事業者や発信者、受信者との間の権利義務関係の変動をとまなう措置や行政庁からの強制力を伴う削除要請等によって対応することには極めて慎重であるべきであり、まずは、プラットフォーム事業者によるポリシーの策定及びその運用と、それらの透明性・アカウントビリティの確保を通じた対応の適正性を担保する仕組みによって対応されることが必要と	厳密には権利侵害ではない情報（有害情報など）についてポリシーを定め、当該ポリシーに基づく削除対応を進めるべきとの方向性については原則として賛成したい。一方で、違法性・権利侵害性がない投稿についてポリシーで定める場合、当該ポリシーの適用（削除請求又は削除への異議）については専ら約款解釈の問題として争われることとなるが、この場合、違法性・権利侵害性がある投稿以上に参照可能な裁判例がないことから、紛争解決の予見可能性が乏しいものとなるというデメリットについても考慮すべきと考える。そうした観点からは、厳密には権利侵害ではない投稿への対応については、実体法の改正、プラットフォーム事業者の免責規定の拡充といった選択肢も排除せず、各種の対応のメリット・デメリットを踏まえた上で総合的な見地からの判断をお願いしたい。	ヤフー株式会社
5	5－1	-	検討対象となる情報の範囲	受信者の属性や文脈によって評価が変化し、法律上の定義が一義的に定まらない有害情報については、プラットフォーム事業者や発信者、受信者との間の権利義務関係の変動をとまなう措置や行政庁からの強制力を伴う削除要請等によって対応することには極めて慎重であるべきであり、まずは、プラットフォーム事業者によるポリシーの策定及びその運用と、それらの透明性・アカウントビリティの確保を通じた対応の適正性を担保する仕組みによって対応されることが必要と考えられるが、どうか。	事業者への投稿の削除等の義務付けは、表現の自由への影響があまりに大きく、極めて不適切である。 また、事業者によるポリシーの策定・運用等を求める仕組みとするとともに、事業者に対してPDCAサイクルを行政が義務付けることを通じ、どのような取組を行わなければならないかが実質的に行政の裁量によって決められることにより、事業者による自主的な取組という趣旨を逸脱する仕組みの導入とならないことを確保する必要がある。	一般社団法人新経済連盟
5	5－1	-	検討対象となる情報の範囲	・受信者の属性や文脈によって評価が変化し、法律上の定義が一義的に定まらない有害情報については、プラットフォーム事業者や発信者、受信者との間の権利義務関係の変動をとまなう措置や行政庁からの強制力を伴う削除要請等によって対応することには極めて慎重であるべきであり、まずは、プラットフォーム事業者によるポリシーの策定及びその運用と、それらの透明性・アカウントビリティの確保を通じた対応の適正性を担保する仕組みによって対応されることが必要と考えられるが、どうか。	・ヘイトスピーチについては少なくとも明らかにヘイトスピーチ解消法で定められているヘイトスピーチに該当するものについては行政からの一定程度の関与をすべきである。事業者からしても、国が姿勢として明確化しないと判断に迷うとの意見を聞く。「事業者は国任せ、国は事業者の自主規制に委ねる」という循環では結局のところヘイトスピーチが野放し状態であるという現実是不変わらない。	弁護士①
5	5－1	-	検討対象となる情報の範囲	「有害情報」について	「有害情報」には道徳的規範を侵犯する表現も含まれる。国や地域の文化や歴史の差異により、道徳的規範さらには記号の意味にも差異があることに留意するべきである。例えば、我が国で寺を示す「卍」がドイツやヨーロッパでナチスの鉤十字を思わせるとの意見が聞かれる場合がある。海外に拠点を置くプラットフォーム事業者であるとしても、日本国内の「有害情報」の判断は日本の価値基準に合わせるべきであり、こうした場合は、こうした記号の利用が道徳的規範への侵犯および差別や誹謗中傷と判断す	女子現代メディア文化研究会
5	5－1	-	検討対象となる情報の範囲		賛成です	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
5	5－1	-	検討対象となる情報の範囲		現状のままで良い	個人
5	5－1	-	検討対象となる情報の範囲	受信者の属性や文脈によって評価が変化し、法律上の定義が一義的に定まらない有害情報については、プラットフォーム事業者や発信者、受信者との間の権利義務関係の変動をともなう措置や行政庁からの強制力を伴う削除要請等によって対応することには極めて慎重であるべきであり、まずは、プラットフォーム事業者によるポリシーの策定及びその運用と、それらの透明性・アカウントビリティの確保を通じた対応の適正性を担保する仕組みによって対応されることが必要と考えられるが、どうか。	プラットフォーム事業者は、それぞれ独自のポリシーを既に持っていると思います。 で、受信者の属性は、どこの国の人間もそうですけども、一人ひとりの考え方が違います。 これは個性という資質で、尊重されなければならない人としての権利のひとつです。 個性の違いでプラットフォーム上の論争になっていたとしても、仮に国が片方を支持する立場にいたとしても、干渉するのはよろしくないと思います。国対個人の集まりの構図ですと、どうしても国の方が影響力が圧倒的に大きいので、どうしても言論弾圧になってしまうからです。	個人
5	5－1	-	検討対象となる情報の範囲		この5の1の項目で書かれている様に、表現の自由や検閲の禁止等の基本的な権利に関する観点から、各種情報について、行政庁からの強制力を伴う削除要請等によって対応することには、極めて慎重であるべきなのは無論の事、決してあってはならない事である。	個人
5	5－1	-	検討対象となる情報の範囲		そもそも有害情報カテゴリ自体が法的に違法でなければ何を有害とするかは恣意的に運用されかねない時点で意思決定の段階で特定の思想が入り込む余地がある。 違法な情報・言動は規制する必要はあるが、それ以外は踏み込むべきではない。	個人
5	5－1	-	検討対象となる情報の範囲		そもそもあらゆる主張は、「誰が聞か」「誰が判断するか」で評価が必ず分かります。誰が判断しても必ず同じ評価になるものは基本的に存在しません。（厳密には、十分に知性を育てれば、学問上の主張は誰が聞いても・判断しても、同じ痼癬がなされるようにはなりますが） これまでに何度も述べている通り、 ・投稿者は、自らの投稿が適法であることに責任を持つ ・適法である（他社の権利を侵害しない）と「信頼・信用」できない情報を非表示・削除する（モデレーションする）権利をぶらっとフォーマーが持つのは当然のこと ・受け入れ基準は契約（利用規約など）によって明確に提示されることが求められるであり、根本的な部分で認識を誤っています。 病院でゲリラライブをした人物を、「表現の自由」があるから追い出せない、などという社会は単なる地獄、ディストピアでしかありません。 法律上禁止されていないし、他社を誹謗中傷もしていないのだから、病院でゲリラライブを開催する自由が、「表現の自由」によって許容されるというのは、もはや知性のかげらすら見当たらない社会にしかありません。 まずは根本的な部分に関する協議を行い、まともな認識を持ったうえでゼロから再度やり直すべきだという話を、お勧めシール貼って書いておきます。v(^へ)v	個人
5	5－1	-	検討対象となる情報の範囲		違法情報は対応するべきだが、有害情報はそもそもカテゴリ分けが恣意的に行われる可能性があり、現在策定する理由に乏しい	個人
5	5－1	-	検討対象となる情報の範囲		有害情報に関しても、有識者や専門家などが参加したとはとても思えないとりまとめになっています。 「有害情報」とは少し前に流行した「マインドコントロール」と同じで、法的に位置づけたり定義することが不可能なものです。 古い例ですがわかりやすい一例をあげれば、天動説が信じられている時期に地動説は有害情報か否か、という話と同レベルということです。 有害情報に関連した用語として「ファクトチェック」というくでもない話と同様であり、「有害」とは「誰がどのようにして」決めるのかという点が非常に大きな問題となります。 結局のところ、有害情報なるものは「決めることができず、ないも同然」が「著しく過剰な指定」のどちらかにしかありません。 この程度のことが「とりまとめ」で述べられていないことが残念過ぎます。(TT	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
5	5－1	-	検討対象となる情報の範囲		さてお次は有害情報なる妄想へのおまけコメントをしておきますね。 取りまとめでは「有害情報」というのが何なのかが全く学問的に定義されておらず、マインドコントロールと同レベルのフワッとしたものになっています。「自分の意見や信念と異なる主張をしている奴が存在しているのが許せない」といったレベルから、犯罪行為の指南や共犯者の募集、はては直接的な嫌がらせまで、さまざまな「種類」のものを「有害情報」とひとまとめにしたうえで、粗雑に「これらの有害情報をどう処理するか」とか、完全に神の大きすぎる一撃状態で、巻き込まれる子羊としてはたまったもんじゃない訳です。 きちんと運舩大臣して、「削除じゃなきやダメですか？ 放置ではダメなんですか？」ということをきちんと考えないと、立憲を始めとした政治家関連のアカウントが全部処罰対象になってしまいますよっ！v(^^)v デジタルプラットフォーマーへの規制から始まり、その後は政治家お得意の失言もゼーんぶ削除、この失言は誤解を招く有害情報なので削除？ ♪っと、そうやって失言をオールフィクションするつもりなんでしょうが、そうは行きませんよっv(^^)v しっかりと「ガクモン」して有害情報の定義と、その対処について体系的・定量的・論理的にまとめ上げ、それをもって進めない限り、信用力が不足するんです。 v(^^)vそーゆーことだゾ ☆v(^^)v	個人
5	5－2	-	行政の体制や手続に係る留意点	・図．や４．に記載された事項についてプラットフォーム事業者に対応を求めるに当たって、行政の体制や手続きについて留意すべき点があるか。	・国において、表現の自由の制限のあり方や具体的な対処方策について検討協議し、インターネット上の人権侵害をはじめとする様々な人権侵害に対して迅速に人権救済を図ることができる、独立性を有する第三者機関を設置すべきと考える。〔再掲〕	大阪府
5	5－2	-	行政の体制や手続に係る留意点	行政の体制や手続について留意すべき点	特に海外プラットフォーム事業者に対しての実効性を持たせる体制や手続きとすべきである	エンターテインメント表現の自由の会
5	5－2	-	行政の体制や手続に係る留意点	プラットフォーム事業者に対応を求めるに当たって、行政の体制や手続について留意すべき点があるか。	発信者を特定するため、発信者が使用しているアカウントと密接な関連のある情報、例えば、「クレジットカード名義」および「広告収益を受け取るためのアカウント」も開示対象となるようプロバイダ責任制限法施行規則を改正するか、又は総務省においてそのような解釈をガイドライン等でお示しいたきたいです。 発信者が利用するアカウントの登録名と、発信者が同サービスを使うためにクレジットカード登録をしていた場合、理論的には、２つの氏名が存在します。前者は本人確認されていない場合が多く、クレジットカード名義は真正である可能性が高いですが、クレジットカード名義はアカウント情報とは別のサービス登録であることや、そもそも氏名又は名称にあたらないのではという理由で、前者の氏名しか開示されない場合があります。 また、動画投稿のために登録が必要なアカウントと投稿動画から広告収益を受け取るために送金先等を登録するアカウントが別のアカウントのため、後者が発信者情報にあたらないとの指摘があります。本人確認することなく無料で作成できるアカウントより、収益を受け取るために本人確認されたアカウント情報の方が、発信者の特定に資すると考えます。	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)
5	5－2	-	行政の体制や手続に係る留意点	３．や４．に記載された事項についてプラットフォーム事業者に対応を求めるに当たって、行政の体制や手続について留意すべき点があるか。	この質問は、本ペーパー３又は４に記載されている義務を課すことが決定済みであるように捉えることができるため、仮定に基づく質問になるように文言を変更していただきたい。 また、意見と表現の自由の権利の促進と保護に関し、国連人権高等弁務官事務所が「企業にも人権を尊重する責任があることは認識されているが、検閲措置は民間団体に委任されるべきではない（A/HRC/17/31）。国家は、法律、政策、又は法を超える外な手段を通じて、表現の自由を不必要に又は不当に妨害する措置を講じることを民間部門に要求すべきではない（A/HRC/32/38）」と指摘するように、明確に定義されていない「有害な」表現への対応を民間企業に求めることが、まさにこの指摘に該当する可能性もある。このような、バックドア規制が民主主義に対するリスクを及ぼす可能性点について、意識されなければならない。	グーグル合同会社
5	5－2	-	行政の体制や手続に係る留意点	３．や４．に記載された事項についてプラットフォーム事業者に対応を求めるに当たって、行政の体制や手続について留意すべき点があるか。	行政の体制や手続の在り方の検討に当たっては、表現の自由への委縮効果をもたらすことがないよう、十分に留意すべきである。 また、事業者による対応を求めるとしても、事業者に対してPDCAサイクルを行政が義務付けることを通じ、どのような取組を行わなければならないかが実質的に行政の裁量によって決められることにより、事業者による自主的な取組という趣旨を逸脱する仕組みの導入とならないことを確保する必要がある。	一般社団法人新経済連盟
5	5－2	-	行政の体制や手続に係る留意点		現在の法的手順で問題はない	個人
5	5－2	-	行政の体制や手続に係る留意点	３．や４．に記載された事項についてプラットフォーム事業者に対応を求めるに当たって、行政の体制や手続について留意すべき点があるか。	ネットにおいても、現行法が滞りなく適用できるよう、プラットフォーム事業所対応の専門部署を設けて頂きたい。	個人
5	5－2	-	行政の体制や手続に係る留意点	３．や４．に記載された事項についてプラットフォーム事業者に対応を求めるに当たって、行政の体制や手続について留意すべき点があるか。	国民に対しても『どこの省庁などが、何の件に関して、何という理由で、どこのプラットフォーム事業者に、どういう対応を求めた』のかを情報公開するべきです。	個人
5	5－2	-	行政の体制や手続に係る留意点		上及び下で書く通りであるが、このような検討に乗じて新たな天下り機関を創設する事などあってはならない事である。	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
5	5－2	-	行政の体制や手続に係る留意点		行政など政府が国家全体に対してある意見の表明を禁止することは言論規制に当たり、表現の自由を侵害する行為になります。「善なる目的」「社会秩序を保つ目的」など、目的が正しければやってよいものではありませんので、そういった案は徹底的に却下するようにしてください。 民間事業者が、自らの営利業務の妨げになると判断して、表現をモデレーションすることは表現の自由により「一ミリも関与しません」が、国家が行えば完全に抵触します。 また、問いかけ意図とはズレますが、行政や司法の不足によって起きている人民裁判・社会的制裁といったクラウド（巻き舌のほう）リンチを放置し続けることがないように、行政や司法が努力して「民事不介入」の時代を終わらせることは、有害除法の削減に大きく貢献することになります。	個人
5	5－3	-	相談対応の充実に向けた自治体への財政支援	・インターネット上の違法・有害情報による被害の救済に関して、インターネット上の違法・有害情報に関する相談対応の充実を図ることが重要であると考えられるが、どうか。相談対応の充実を図るにあたって、改善すべき現状の課題や留意すべき点はあるか。	相談窓口においては、インターネット上の誹謗中傷や差別といった人権侵害情報に関する相談に対応し、被害者本人によるプロバイダ事業者への削除要請や証拠保全等の助言など、専門的な知識・経験が求められる。 ・ 地方自治体においても、相談対応の充実が重要と考えており、インターネットに関する知識を有した相談員の確保と資質向上が必要と考えます。国においては、これら相談対応の充実を図るため、地方自治体への財政支援が必要と考える。	大阪府
5	5－3	-	相談対応の充実、普及啓発	インターネット上の違法・有害情報による被害の救済に関して、インターネット上の違法・有害情報に関する相談対応の充実を図ることが重要であると考えられるが、どうか。相談対応の充実を図るにあたって、改善すべき現状の課題や留意すべき点はあるか。	インターネット上の違法・有害情報のうち、特に誹謗中傷等については、日々現場で起きていることがめまぐるしく変化している。プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションに関する通報窓口を通して正当な指摘を受けた場合、法的措置を踏めば明らかに削除される悪質なものについて、コンテンツモデレーションが実施されないことがないような環境の整備が望ましいが、被害者が正当な指摘をしたにもかかわらず、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションが不実施となった場合の被害者からの苦情を受け付ける相談窓口を行政に設けるなどして、行政として、より悪質なものを認識・洗い出し、改善すべき課題に優先順位をつけて対応できるような仕組みの構築を検討されたい。また、相談対応の充実のみならず、行政を主体としてインターネットの利用者に向けた注意喚起や意識啓蒙等の情報発信にも注力するなどして、インターネット上の違法・有害情報による被害の全体数を減らすことも重要である。	一般社団法人クリエイターエコノミー協会
5	5－3	-	相談対応の充実、普及啓発	インターネット上の違法・有害情報による被害の救済に関して、インターネット上の違法・有害情報に関する相談対応の充実を図ることが重要であると考えられるが、どうか。相談対応の充実を図るにあたって、改善すべき現状の課題や留意すべき点はあるか。	「インターネット上の違法・有害情報に関する相談対応」の意味を明確にしていきたい。	グーグル合同会社
5	5－3	-	相談対応の充実、普及啓発	インターネット上の違法・有害情報による被害の救済に関して、インターネット上の違法・有害情報に関する相談対応の充実を図ることが重要であると考えられるが、どうか。相談対応の充実を図るにあたって、改善すべき現状の課題や留意すべき点はあるか。	相談対応については国が行うもののほか、誹謗中傷等に知見のあるADR団体を認定し、当該団体による相談受付体制を整備することなども考えられる。	一般社団法人新経済連盟
5	5－3	-	相談対応の充実、普及啓発		賛成です	個人
5	5－3	-	相談対応の充実、普及啓発	インターネット上の違法・有害情報による被害の救済に関して、インターネット上の違法・有害情報に関する相談対応の充実を図ることが重要であると考えられるが、どうか。相談対応の充実を図るにあたって、改善すべき現状の課題や留意すべき点はあるか。	現状で足りていないのならば、増設する必要があると思います。被害者の精神的ケアがまず必要となります。 あと、救済窓口の場所を、国民に広く伝える必要があると思います。	個人
5	5－3	-	相談対応の充実、普及啓発		この5の3の項目に書かれている通り、インターネット上の違法・有害情報に関する相談対応の充実を図ることが重要であるが、この様な相談窓口の強化にあたり天下りを前提とする事があってはならない。	個人
5	5－3	-	相談対応の充実、普及啓発		v(^ ^)v箱モノ好きなんだし言総研でも作ればよいのでは？v(^ ^)v これまでに何度も書いた通り、基準が業者によって大きく異なる上に、どういう基準で対応されてるのかもサッパリわからないという状態では、権利を侵害されたと主張する人や、有害情報があふれていると主張する人たちは、延々自分の主張が受け入れられるまで社会に対して「無関心」だの「無責任」だのヘイトやin謀論をまき散らし、それ自身が有害情報化します。 きちんとプロセスを確立し、透明性のある形で「まとも」な議論を行ったうえで、結論を国民全体にフィードバックして、世論形成をルールに基づいて行うようにすることが必要です。 今現在は「それ」が無いからこそ、個人個人が喚き散らして分断し争いあっているのだ、という認識を持つことが重要です。 もちろん、「それ」ができるならとっくにやってるんだよとか、それができる「人材」が日本にいなーんだよ！解れよ！というのであれば、まあそうですよねと同意はしますが(^ ^) ; ; ; ; ; でも、その状態のまま放置し続ければ、いつまで経ってもよくなりませんから、箱物でも作って「育成」くらいはしてみても？	個人
5	5－3	-	相談対応の充実、普及啓発	インターネット上の違法・有害情報に関する相談対応の充実を図ることが重要であると考えられるが、どうか	通報がしやすくなるよう、Webフォーム等を改善してほしい。できればプラットフォーム事業者ごとの窓口が欲しい。	個人
5	5－3	-	相談対応の充実、普及啓発	インターネット上の違法・有害情報に関する相談対応の充実を図ることが重要であると考えられるが、どうか	また、発信者ではなく、プラットフォーム事業者の怠慢や理不尽な対応を通報するためのWebフォームも設けてほしい。	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
	その他		違法・有害情報の定義		本ペーパーにおいて「違法・有害情報」の定義がなされておらず、行政、政府委員、国民それぞれの間で、共通認識に基づいた議論がなされていない可能性があることに非常に危惧を覚える。特に、「違法ではないが有害な情報」は事前の問合せの回答では、「どのような情報が有害情報であるかについては、その言葉を向けられた方の属性や文脈などによっても変わることから、ある情報が有害情報かどうか、一概に申し上げることはできず」とあるように、範囲が際限なく広がる可能性があり、基本的には「違法ではないが有害な情報」に対してプラットフォーム事業者に対して何らかの義務を課したり、自主的な取組を促すことは反対である。	エンターテインメント表現の自由の会
	その他		違法・有害情報の定義		違法・有害情報の定義 本ペーパーにおいて「違法・有害情報」の定義がなされておらず、行政、政府委員、国民それぞれの間で、共通認識に基づいた議論がなされていない可能性があることに非常に危惧を覚える。特に、「違法ではないが有害な情報」は事前の問合せの回答では、「どのような情報が有害情報であるかについては、その言葉を向けられた方の属性や文脈などによっても変わることから、ある情報が有害情報かどうか、一概に申し上げることはできず」とあるように、範囲が際限なく広がる可能性があり、基本的には「違法ではないが有害な情報」に対してプラットフォーム事業者に対して何らかの義務を課したり、自主的な取組を促すことは反対である。 これに関しては重大な事態を引き起こした事件があります。 胸が大きなモデルがパソコン使って何らかの作業をしている写真を載せた広告があったんですが、なんと女性の権利を守る筈のフェミニストが「お前の胸は女性に対する人権侵害だ。広告を下げろ。それから胸を小さくしろ。」と要求した事件がありました。 この人達は以前から「表を歩ける服を着ているがその絵は淫らだ。消して謝罪しろ。」と実に暴力的で犯罪的な要求を繰り返してました。 （尚、この絵は本当に世間一般で着られる服で、一切の露出はありませんでした。） このように『違法でないが有害という概念』自体が非常に恣意的で且つ人道に対する危険因子となっているのです。 尚、カメルーン周辺ではこれが悪化した『プレストアイロニング』という『焼けた石で乳房を焼いて大きくならないようにする』という風習がありまして、これによる術後の消毒等の不足や乳癌等の後遺症の為に相当数の死者（数万人？）が出ています。 これもやはり『大きな乳房は有害』という観点から行われています。 また、アイルランドでは『Magdaleneasylum（日本語だとマグダレン修道院、又はマグダレン洗濯所）』と呼ばれる施設で、性犯罪に遭った女性や未婚の母や『見知らぬ男性の声をかけられた女性』が『その罪を償う為に贖罪と無償労働と懲罰という名の暴力の日々』を送らされてきました。 これらの事からも、『現在は違法・有害』だからと言って安易に削除や発信禁止を求めてはならないのは自明です。 ですので義務を課したり、自主的な取組を促すのはやめて下さい。	個人
	その他		違法・有害情報の用語の使い方		「違法・有害情報」という言葉が用いられるが、「違法」と「（違法ではないが）有害」の情報では法律上も各プラットフォーム事業者が設定するポリシー上も各プラットフォーム事業者が求められる取り扱い方法が異なる（多くのプラットフォーム事業者においても同じだと思われる）し、「違法」情報の中でも、名誉毀損、プライバシー権侵害、「有害」情報の中でもハラスメントやヘイトスピーチなどそれぞれ考慮要素も判断過程も異なるものが含まれていることに十分な留意が必要である。	アジアインターネット日本連盟
	その他		顧客情報の身元確認		プラットフォーム事業者には、権利者による情報開示請求が行われた際、個人を特定し得る情報が必ず提供されるよう、顧客情報の身元確認を確実に行うことを求めます。その上でサービスが提供されることを希望します。	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)
	その他		送信防止措置		多くのプラットフォーム事業者は特定電気通信役務提供者であると想定されることから、現行のプロバイダ責任制限法の趣旨に定められた特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限については、現行と変わらない範囲での役割を果たすことが望ましい。ですが、送信防止措置に対する異議申し立て期間が一週間というのは短すぎます。 世の中には週に一度とか月に一度しか接続できないという人もいます。全ての人が毎日ネットに触れられる環境にいるという訳ではありません。 場合によっては弁護士と相談したい時もあるでしょう。	個人
	その他		フィルタリング		・憲法第二十一条二項「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」の違反となるため、通信パケットのフィルタリングは行われるべきではない。 ・通信のフィルタリングは、通信手段の多様化により特殊な回避が可能で技術的に不可能であるため効果がない。通信のフィルタリングは、特殊な通信手段を持たない日本国民の知る権利が奪われることになる。	個人
	その他		個別の表現に対する意見		ニュースサイトではコメント欄で「豚」という言葉がたくさん投稿されると「炎上」とAIに判断されてしまいコメント欄が閉鎖されます。 しかしニュース記事には「豚がトラックから逃げて道路が封鎖」と書いてあります。 豚に関する話題なので当然「豚」の書き込みは多くなります。 しかしこの場合の「豚」は誹謗中傷ではないのだからコメント欄でも「豚」を使わせてほしいです。 「芸能人が誹謗中傷された」という記事なら記事にどんな誹謗中傷だったか書いてあります。 それを読んでコメント欄に「何が楽しくて芸能人に死んでくれなんて言うんだろ？」とか「ブサイクとかブスとかそんなこと言わないほうがいい」と投稿したらAIがこのコメントを誹謗中傷だと判断してユーザーが以後コメントを出来なくされてしまいます。 コメント欄に誹謗中傷を書くのはいけないけど、コメント欄に誹謗中傷の引用を書くのは認めて貰わないと、誹謗中傷に関する記事を引用してコメント欄にコメントすることが出来ません。 なぜこんなに雑な方法なのか？ ヤフーニュースです。 「誹謗中傷等の違法・有害情報に対するプラットフォーム事業者による対応の在り方についての意見募集」ですから、この「対応の在り方」を総務省はどう思われますか？	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
	その他		個別の表現に対する意見		まず、ギャップ（差分、落差）があるから面白い、という概念があります。 もちろん、それで貶められた対象者は気分を害すると思います。 例えば政治家は政治に携わることが仕事であって、大衆に名誉を貶められることは不本意だと思います。 芸人さんの場合は、貶められることも織り込み済みでその職業を選んでいるのだから、そちらに意識を向けさせて国民のストレスを消化させる方法をより強く推し進めるのは、どうでしょうか。 そのためには、TV番組を今より面白くする必要があると思います。 アニメや映画などのクリエイターがやる気を出すように給金を上げるのもひとつの手ですし、YouTubeやニコニコ動画なども、TVを媒体としてTV番組を切り換えるように見ることができる工夫がなされると、よいですね。	個人
	その他		個別の表現に対する意見		総務省も誹謗中傷をしている。 総務省で「電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集」がなされているが、以前から「電波」は誹謗中傷になるから止めるようにと言っているのに、なぜそれは聞き入れないのか？ 用語集を元に用語（電波）を使っているわけであるが、その用語集に差別用語（電波）が含まれているから「電波」は使わないでとお願いしているのに、なぜ聞き入れてくれないのか？ それはハラスメントである。 コロナでは「インド株」や「英国株」は配慮で国名は使わずにアルファベット表記になったわけである。 しかし「日本脳炎」は配慮されず未だに「日本脳炎」である。 つまり外国からの圧力がない限り「電波」も変わることはないわけである。 「Japanese」の略は「ジャップ」であるが、これも差別用語なのである。 しかし「略」だと言い逃れができるのである。 「電波が強い」という差別用語も「（5Gの）電波が強い」なのだと言い逃れができるのである。 であるから困っているのである。	個人
	その他		個別の表現に対する意見		・プラットフォーム側が「言葉」を全て知っている保証はどこにあるのか？「草」は「覚醒剤」の意味でもあるが、「笑った」の意味でもあるわけで、プラットフォーム側が「笑った」の意味もある事を知らないと「覚醒剤」に関するやり取りをしている利用者だと判断されてしまう恐れがある。それは紛らわしい言葉を使った利用者が悪いのか、言葉を知らないプラットフォーム側が悪いのかどうやって判断するのか？裁判官に判断してもらわない限り、「プラットフォーム」とはプラットフォーム側が運営するサービスなのだから、なんでも利用者が悪いと判断されてしまうのではないか？「しね」も地域によっては「静かにしてくださいね」の意味でも使われているわけで、そういう事情をプラットフォーム側が理解できていないと誹謗中傷と判断されてしまうのではないか？「くそ」も誹謗中傷ではないのである。	個人
	その他		個別の表現に対する意見		この意見が載らないと悲しいです。「アホ」は誹謗中傷だが、「アホ」という名前の芸能人も関西にはいるわけで、プラットフォーム側は本社が東京だから地方の文化には疎いわけで、そこをどうやって判断していくのか？この意見も載らないと悲しいです。「ちんさん」と「まんさん」という言葉（ネットスラング）も、おちんちんが付いているから男性とは限らないし、おまんこが付いているから女性とも限らないので、苦肉の策でこんな言葉が生まれたわけだが説明が困難である。つまり誹謗中傷（卑猥）の説明（意見）を提出するときにはどうしても誹謗中傷（卑猥）だらけの文章が出来上がるわけで、であるからこの意見自体がパブリックコメントに載ることはないのである。豚が殺処分されたというニュースのコメント欄では「殺すなんて可哀想」の「殺す」が投稿できないし、「豚」も動物の豚ではない意味である「デブ」と判断されて投稿ができない。パブリックコメントの受付フォームには「フィルター」は付いているのか？付いているなら「誹謗中傷に関するパブリックコメント」だけは誹謗中傷コメントも投稿できる設定にしてほしい。 パブリックコメントを受け取る職員に対する暴言を防ぐために「死ぬ」とか「殺す」とかのパブリックコメントは届かないのではないのか？ つまりパブリックコメントの「フィルター」が原因で誹謗中傷に関する意見（「殺す」とかが含まれている意見）は届かないのでは？「クソうまい」とか「ゲロうま」という言葉は聞いたことはないのか？ そういう若者文化（言葉）にプラットフォーム側が付いてこれるのか？	個人
	その他		個別の表現に対する意見		・誹謗中傷とおぼしき情報が、海外の政府機関による認知戦であった場合、プロバイダもしくは日本政府のどの機関が対応に当たるかを明確にすべきである。また、認知戦であるか否かを一時切り分けするのは誰なのかを明確にすべきである。	個人
	その他		個別の表現に対する意見		・風刺漫画やアニメ内の風刺表現が誹謗中傷と扱われないように配慮すべきである。 ・誹謗中傷なのか正当な批判なのかを切り分けるための明確な基準を設けるべきである。	個人
	その他		個別の表現に対する意見		・該当の情報が、日本人から外国人への誹謗中傷は問題とされても、外国人から日本人への誹謗中傷、日本人から日本人への誹謗中傷は問題とされないという事態が起きないようにするべきである。	個人
	その他		個別の表現に対する意見		（意見に関わる資料） 『Magdaleneasylum（日本語だとマグダレン修道院、又はマグダレン洗濯所）』に関する新聞記事です。 是非御参照を願います。 修道院が人身売買!?保守的価値観が引き裂いた母子の絆 BusinessJournal2014.03.29 「貞節失った女性たち」修道院で虐待 7 0 年 読売新聞2013年3月9日(土)10時6分配信	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
	その他		個別のプラットフォーム事業者の運営に対する意見		さて、YouTubeのユーザー間で問題とされていることは、 （１）YouTubeの検知フィルタリング（もしくはアルゴリズム）がユーザー側に公開されていないこと。 （一応、動画削除の通知メール内に、ヒントらしきことが書いてあり、詳細なポリシーもリンクで提示されますけれども、『自分の動画内の、具体的にどこが悪いのか』という情報には触れられていないため、その話題自体がタブー（禁忌）のように、ユーザーに受け取られかねないのが現状です。） 例：どの単語が（原因となり）引っかかって動画を削除されたかが不明瞭。 （２）動画削除が過去の動画に遡って行われること。 それが原因でチャンネルがある日突然消されてしまう可能性がある。 （３）YouTube自体が世界企業ということもあり、設立国のアメリカの法律に基づいた成人年齢などの基準が標準として適応されていることで、日本の成人年齢との設定の差があるギャップを、子供専用チャンネルを利用するユーザーやその親権者の判断にゆだねて使用しているのが現状だと思われます。 対策としては、日本では成人年齢を18歳としていることを運営に政府から正式に意見して、日本では日本の基準に合わせてもらえるように要望を出すことで、改善される可能性があると思いました。 よろしくお願いします。	個人
	その他		個別のプラットフォーム事業者の運営に対する意見		匿名の掲示板によっては有害なトピックスやトピを運営側が選り好んで敢えてサイト導入数を上げるために「誰かになります」ような炎上商法も問題だと思います また管理者が放置していると、結果的に変なカルトまがいの団体に足をつっこむきっかけも与えかねません。	個人
	その他		個別のプラットフォーム事業者の運営に対する意見		匿名掲示板だからこそ周りの反応欲しさに過激なコメント、嫌な心境になるトピックスの上げ方をされているのもあまり良く在りません 匿名掲示板には他害をなす人間も多く集まりやすいのである程度、精神障害に詳しい行政機関等が介入しやすいようなプラットフォーム作りを各サイトをお願いして欲しいです	個人
	その他		個別のプラットフォーム事業者の運営に対する意見		1-3ニコニコ生放送における問題 ニコニコ生放送はもともと誹謗中傷が放置されるサイトであると感じます。 他サイトなら確実に即削除や制限になるようなコメントでも放置されます。いくら通報しても無視されます。 誹謗中傷だけではなく、配信者の住所といった個人情報も放置されます。 Twitterやインスタグラムの誹謗中傷が多く取り沙汰されますが、ニコニコ生放送や2ちゃんねるや爆サイ等のサイトは、それらの比ではないほどの問題発言にあふれています。 ニコニコ運営は匿名コメントや複数アカウントの禁止ができるはずなのにしていません。誹謗中傷コメントに対する処置にも及び腰です。ただの運営の怠慢であるか、利益確保のため、あえて放置しているとしか思えません。 ニコニコ代表の栗田氏によると、「配信者本人から通報があれば対処する」としていますが、以下の問題があり機能していません。 ① 配信者が通報しても対処してくれないことがある ② 通報がうまくいって対象者が制限されても、直ぐに別のアカウントで攻撃をする ③ 復述しますが、配信者が通報やブロックをしたことが広まると、他の配信者や視聴者から攻撃される。（いじめられっ子が先生に言いつけると、逆にいじめが加速するのと同じ現象） 栗田氏は誹謗中傷問題を配信者本人による親告罪的に扱っていますが、誹謗中傷の被害者は配信者本人だけでなく、その視聴者にも及びます。したがって、配信者本人だけでなく視聴者からの通報にも対処しないといけなはずです。Youtubeやtwitterやtwitchなどでは発信者本人だけでなく、閲覧者からの通報がきっかけで誹謗中傷者が制裁されます。 また、ニコニコ生放送には独特の“村社会”が存在します。その村社会の長ににいるのが“横山緑”という男性の配信者です。彼は自分が気に食わない配信者を見つけると、自分の放送で、「(投げ銭をもらった配信者に対して)コジキ！」「業者は出て行け！（どこか企業からの回し者だろうの意味)」「人気のない過疎配信者が！」などと平気で誹謗中傷を始めます。そして、それに感化された別の配信者がさらに荒らしたり煽ったりします。（上記1-2など） もちろん、視聴者も感化されます。横山緑氏が誹謗中傷した配信者の放送を荒らしたり煽ったりします。時には配信者の住所などの個人情報をさらしたりもします。 そういったコメントをした人をNG(ブロック)にすると「これくらいの誹謗中傷や個人情報さらしに耐えるのは配信者として当たり前だ」などと悪態をつかれたりします。 また彼ら一味は、一生懸命配信している人に「過疎(コメントが少ないの意味)」「おまえはニコ生向きじゃない」「おまえなんか〇〇に比べて人気無い」などと非常に下衆な煽りをします。 こういった問題を放置しておくニコニコの運営も、歪んだ村社会を形成して「弱い者いじめ」をする人たちも、はっきり言って異常です。他のサイトでも同様のことは起こっているかもしれませんが。国の問題としてぜひ前向きに取り組みのほど、よろしくお願い申し上げます。	個人
	その他		個別の他者によるインターネット上の表現活動に対する意見		・（２）繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウント の様な異常な行動を繰り返しながらSNS上でヘイトスピーチや人権侵害を繰り返す屑な団体が存在する。現在は該当団体に同調するというスラップ訴訟を行う弁護士が同団体や類似の思想を持つ左翼団体の異常な行動を咎めるどころか推奨しSNS上で多くの炎上と本物の人権侵害を繰り返している。現実で人権侵害を行う者が特定の議員や日本弁護士連合会に所属する中でも人格破綻している異常な人間が擁護され当該人物が現実またはオンライン上でヘイトスピーチを繰り返している。しかし、一方で上記の様な異常な行動をする左翼団体や異常行動を繰り返す弁護士・議員に対し異議を唱えた人間への「虚偽通報によるSNSアカウントの意図的な凍結を促す」行為がよく行われる。これは公平性が全く見られない異常な状態でありかねてから問題視されながら改善が一向に見られない。公平中立を求めるならば現実であろうがSNSが一方の思想だけを積極的にBANするのは1945年以前の体制の再来であり、現代社会において許されざる行為である。 が異常者ともいえる行動例	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
	その他		個別の他者によるインターネット上の表現活動に対する意見		・（２）繰り返し多数の権利侵害情報を投稿するアカウントのモニタリング 多くの反権力主義者の実態はナチスと同等の差別主義者であり人格破綻者で言動は常軌を逸している。このような屑な言動を平然と行う人々が政府及び各自治体の有識者会議等に参加し、まともな議論すらせず自身と自身に同調的な「同類」で徒党を組み行政への恫喝を繰り返している。このような屑とかかわりを持つと行政がまともに機能しないのは全国の自治体や政府機関で良く見られる。SNS上でも異常者による異常な行動が多く普段からヘイトスピーチを繰り返しているが下記の様な[REDACTED]という異常者のアカウントが削除されず延々と加害行為を繰り返しているのが実態である。 [REDACTED]という異常者集団 [REDACTED]	個人
	その他		意見書フォーマットや提出フォームの仕様に対する意見		・このパブリックコメントの意見募集要項には住所の記載を求めているが、Webフォームからの入力には[任意]となっている。どちらが正しいのかわからない。	個人
	その他		意見書フォーマットや提出フォームの仕様に対する意見		まず苦情である。 今回、e-Govパブリック・コメントにおける意見公募の入力文字数制限が1000字となっていたが、それでは意見本文部分1000字の入力も行えないので（それ以上のものは（分割しないと（しかしそのような事をするのを求めるのは不適切に大きな労を強いっているものと判断される。））完全に不可能である。）、通常と同様に6000字とするようにされたい。 何回かこの指摘はしたはずであるが、依然として直っておらず、遺憾である。 すみやかに入力文字数制限について、6000字に修正されたい。 それと、意見公募対象についての意見なのであるが、今回のように、ほとんどが設問的な内容の書類になっている場合、個々の問いについての判別のための、小項を示す番号や記号などについてであると便利なのではないかと思われた。 例えば、「２．全体の検討を通じて留意すべき事項」にはいくつかの小項となるような段落が複数（数えたところ6つ）あるが、これらについて、(1)、(2)、あるいは(a)、(b)といった感じでの項目付けがされていると、言及や摘示の場合にかなり便利となるので、付けた方が望ましいのではないかと考える。 意見公募の形式についての意見となるのであるが、幾度も行われている本意見公募対象の様な意見公募において、改善が行われる方が望ましいと考えるので、上記意見について取り込み、次回以降より良い意見公募を行うようにしていただきたい（特に文字数制限について。これは明らかに総務省が国民に対しての害意・敵意や嫌がらせを好む不適切な心があるものと判断されるものである（まあ、国民としては、そういうものであろうと総務省を見るのであるが。））。）。	個人
	その他		その他の意見		項目別のは回答し終わったので、暇を持て余したいおじさんの遊びの締めをお送りしまーす。まあ意見の総まとめですね。 ・「表現の自由」についてきちんと定義して、曖昧な妄想の産物のまま扱わないようにしましょう。 ・法治国家においては、契約というものは非常に重要です。そのことを学んだうえで議論しましょう。 ・高度に発達したテクノロジーは、個々人に大きな力を「無差別」に与えます。人民裁判や社会的制裁が相手を傷つける力も、飛躍的に大きくなっています。そのことを認識して議論しましょう。 ・「有害」は客観的に分類できません。常に主観が大きく関与します。マインドコントロールと同じ種類の用語だと理解したうえで議論しましょう。 ・過去に積み上げた歪なものを後生大事に抱え込んで、その上でジェンガするのはやめましょう。いつまでたってもジェンガのままになりますよ。第3次とりまとめにおいては、Re:ゼロから始めるワーキンググループしましょう。v(^ ^)v ・学問的に積み上げることは重要です。分類し、分析し、そのうえできれいに組み上げて、まともな意見を作り上げましょう。(^ ^ v ざっくりまとめるとそういう話です。 現状のまま無理に進めても、国民側から「またパフォーマンスか」「ハイハイやってるぶりお上手ですねー」と言われて終了です。 実際に何の効果もない、むしろ邪魔になる足かせが出来上がり、国民からは「また生産性を落としたのか」と言われ続けることになるので、是非とも考えを改めることをお勧めしておきまーす。v(^ ^)v =====言論のキトリ線===== 第3次が必要なことは理解できたと思うけど、結果をPUBCするときはメールでリマインドしてもらえると、また参加しまーす。v(^ ^)v教えてくれないと見逃がしちゃうゾ☆シ	個人

大	中	小	分類	該当箇所	意見	提出者
	その他		その他の意見		公金チュウチュウはおかしいです。 公金チュウチュウは不正です。 リーガルハラスメントもおかしいです。 この対応への最適任者は■■■■■だと思います。■■■■■ならこの件で最高の結果が出せると思います。	個人